

官報

號外

昭和四年二月十七日 日曜日

內閣印刷局

第五十六回 帝國議會 衆議院議事速記第十八號

昭和四年二月十六日(土曜日)午後一時十九分開議

議事日程 第十七號

昭和四年二月十六日

午後一時開議

第一 開墾助成法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 朝鮮簡易生命保險特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第七 製鐵所特別會計ニ於テ大藏省預金部ノ橫濱正金銀行ニ對スル債權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第九 健康保險特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十一 家畜保險法案(政府提出) 第一讀會

第十二 家畜再保險特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第十三 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十四 大正十年法律第四十七號改正法律案(樺太町村制)(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

大正十四年度第一豫備金支出ノ件	大正十四年度特別會計第一豫備金支出ノ件	大正十四年度第二豫備金支出ノ件	大正十四年度豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件	大正十四年度特別會計第二豫備金支出ノ件	大正十四年度第一豫備金支出ノ件	大正十四年度第二豫備金支出ノ件	大正十四年度豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件	大正十四年度特別會計第一豫備金支出ノ件	大正十四年度第二豫備金支出ノ件	大正十四年度豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件	大正十四年度特別會計第二豫備金支出ノ件
-----------------	---------------------	-----------------	----------------------	---------------------	-----------------	-----------------	----------------------	---------------------	-----------------	----------------------	---------------------

承諾(委員長報告)

第十六 恩給法中改正法律案(神部爲藏君外五名提出) 第一讀會

第十七 恩給法中改正法律案(木下成太郎君外七名提出) 第一讀會

第十八 會計検査院法中改正法律案(千葉三郎君提出) 第一讀會

第十九 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案(沖島鎌三君外二名提出) 第一讀會

第二十 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案(小池仁郎君外五名提出) 第一讀會

第二十一 信託業法中改正法律案(若宮貞夫君外四名提出) 第一讀會

第二十二 六大都市ニ關スル法律案(鈴木吉之助君外十三名提出) 第一讀會

第二十三 廣島市ニ關スル法律案(森保福昌君外一名提出) 第一讀會

第二十四 取引所法中改正法律案(松本孫右衛門君外十二名提出) 第一讀會

第二十五 政治運動ノ爲金品供與ノ制限ニ關スル法律案(大竹貫一君外一名提出) 第一讀會

第二十六 政治結社加入勸誘方法ノ制限ニ關スル法律案(大竹貫一君外一名提出) 第一讀會

第二十七 議員ノ職務ニ關スル法律案(大竹貫一君外一名提出) 第一讀會

第二十八 衆議院議員選舉法中改正法律案(大竹貫一君外一名提出) 第一讀會

第二十九 衆議院議員選舉法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十 府縣制中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十一 北海道會法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十二 市制中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十三 町村制中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十四 裁判所構成法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十五 辯護士法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十六 公證人法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十七 辦理士法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十八 計理士法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第三十九 商會議所法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第四十 取引所法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第四十一 水先法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第四十二 民法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第四十三 商法中改正法律案(土屋清三郎君提出) 第一讀會

第四十四 帝都ノ安寧秩序ニ關スル決議案(横山勝太郎君外十名提出) 第一讀會

○副議長(清瀬一郎君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔書記官朗讀〕

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
昭和二年歳入歳出總決算
昭和二年歳入歳出特別會計歳入歳出決算
昭和二年歳入歳出決算検査報告
工場法中改正法律案
(以上二月十五日提出)

(第二號)昭和三年歳入歳出總決算追加案
(特第一號)昭和三年歳入歳出特別會計歳入歳出豫算追加案
健康保險法中改正法律案
(以上二月十六日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
癘兵優遇ニ關スル法律案
提出者 三浦 虎雄君

衛生組合法案
提出者 大里廣次郎君 土屋清三郎君
八木 逸郎君 田中 養達君
原 耕君 中崎 俊秀君
石塚 三郎君 小俣 政一君
則元 由庸君

衆議院議員選舉法中改正法律案
提出者 二見 甚郷君 岸本 康通君

家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案
提出者 石井 次郎君 宮川 一貫君
福田 五郎君 有馬 秀雄君
末松偕一郎君 坂井 大輔君

所得稅法中改正法律案
提出者 土屋清三郎君

土地賃賃價格調查委員會法中改正法律案
提出者 土屋清三郎君

宅地地價修正法中改正法律案
提出者 土屋清三郎君

米穀需給調節特別會計法中改正法律案
提出者 (以上二月十四日提出)
三輪市太郎君 池田 龜治君
土井 權大君 加藤 知正君

福井 甚三君 岸本 康通君
川崎安之助君 東郷 實君
山崎 延吉君 小野 寅吉君
熊谷五右衛門君 志波安一郎君
西村丹治郎君 佐藤 與一君
鈴木憲太郎君 佐藤 啓君
磯部 清吉君 石坂 養平君
石射文五郎君 池内 廣正君
石坂 豐一君 岩崎 一高君
石井 次郎君 岩川 與助君
林 路一君 西岡竹次郎君
小野寺 章君 上條 信君
高橋熊次郎君 玉野 知義君
多田 勇雄君 中島 鵬六君
鳴海文四郎君 名川 侃市君
永田 良吉君 武藤 七郎君
倉元 要一君 熊谷 巖君
山本 唯次君 山崎 猛君
山口忠五郎君 安原仁兵衛君
山下 谷次君 二神 駿吉君
小谷 節夫君 兒玉 右二君
齋藤藤四郎君 佐々木久二君
佐藤 實君 佐々木長治君
木本主一郎君 水島彦一郎君
庄 晋太郎君 平井信四郎君
肥田 琢司君 須之内品吉君
丹下茂十郎君 鈴木 五六君
板谷 順助君 青木 精一君
廣瀬 爲久君 青木雷三郎君
蔭山 貞吉君 胎中楠右衛門君

沖繩縣營鐵道買收ニ關スル建議案
提出者 (以上二月十六日提出)

伊禮 肇君 漢那 憲和君

沖繩縣下ニ燈臺設置ニ關スル建議案
提出者 漢那 憲和君

漢那 憲和君 伊禮 肇君

沖繩縣渡久地漁港修築ニ關スル建議案
提出者 漢那 憲和君

漢那 憲和君 伊禮 肇君

漢那 憲和君 伊禮 肇君

結核患者收容力増加ニ關スル建議案
提出者 大里廣次郎君 石塚 三郎君
土屋清三郎君 八木 逸郎君
原 耕君 田中 養達君
中崎 俊秀君 吉津 度君
加藤錦五郎君

沼津漁港修築ニ關スル建議案
提出者 庄司 良朗君

浮島沼整理干拓ニ關スル建議案
提出者 庄司 良朗君

陸軍召集規則中改正ニ關スル建議案
提出者 土屋清三郎君

(以上二月十四日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

滿洲治安維持聲明ニ關スル質問主意書
提出者 森 峰一君 岸 衛君
山道 襄一君 神田 正雄君
小山倉之助君

產兒調節ニ關スル質問主意書
提出者 小俣 政一君

官業共濟組合法人化ニ關スル質問主意書
提出者 龜井貫一郎君

教育政策及施設ニ關スル質問主意書
提出者 內ヶ崎作三郎君

東京市政監督ニ關スル質問主意書
提出者 小俣 政一君

(以上二月十四日提出)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス〕

一去年十月十四日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

國寶保存法案委員

伊藤仁太郎君 富田 八郎君
山下 谷次君 福井 甚三君
川崎安之助君 村松恒一郎君
松尾 四郎君 椎尾 辨匡君
眞鍋 勝君

一去年十月十四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

眞鍋 勝君

賠償金特別會計法中改正法律案外二件委員
辭任木村小左衛門君 補關小野 重行君
辭任佐藤 實君 補關著本 大吉君
鐵道敷設法中改正法律案委員
辭任今井 健彦君 補關吉木 陽君
辭任篠原 和市君 補關平井信四郎君
辭任小山 寬藏君 補關肥田 琢司君
未成年者飲酒禁止法中改正法律案外一件委員
辭任伊坂秀五郎君 補關嶋居 哲君
一昨十五日常任委員補關選舉ノ結果左ノ如シ

第四部選出 小久江美代吉君(田中千代
松君補關)

第五部選出 二見甚郷君(中西六三郎君
補關)

懲罰委員 一松定吉君(杉浦武雄君補
關)

一昨十五日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

國寶保存法案(政府提出)委員
委員長 山下 谷次君
理事 松尾 四郎君 眞鍋 勝君

一昨十五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

大正十四年度第一豫備金支出ノ件外十三
件委員
辭任中島彌次君 補關田 昌君
府縣制中改正法律案外三件委員
辭任三宅 磐君 補關奥山 龜藏君
未成年者飲酒禁止法中改正法律案外一件
委員
辭任嶋居 哲君 補關伊坂秀五郎君
辭任西岡竹次郎君 補關嶋居 哲君
絲價安定融資補償法案委員
辭任賴母木桂吉君 補關小山 松壽君
○副議長(清瀬一郎君)是ヨリ會議ヲ開キ
マス、御諮リ致シマス、第一部選出豫算委
員藤井啓一君、第八部選出豫算委員神田正
雄君、第八部選出豫算委員西脇晉君、第一

部選出決算委員郡谷照一郎君、第六部選出
懲罰委員木本主一郎君、右諸君ヨリ常任委
員辭任ノ申出ガアリマシタ、之ヲ許可スル
ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ガナケレバ
許可スルコトニ致シマス、其部ノ諸君ハ速
ニ、補選選舉ヲ行ヒ、御届出アラシコトヲ
望ミマス、尙ホ御諮リ致シマス、政府提出
鐵道法中改正法律案ノ委員長ヨリ、本日本
會議中及今後本會議中ト雖モ、同委員會開
會ノ許可ヲ得タイトノ申出ガアリマス、之
ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
マス、仍テ之ヲ許可致シマス——日程第一、
開墾助成法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ
マス——東農林政務次官

第一 開墾助成法中改正法律案(政府 提出) 第一讀會

開墾助成法中改正法律案

第二條 助成金ノ額ハ命令ノ定ムル所ニ
依リ事業ノ爲支出シタル金額ノ十分ノ
四以內トス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前助成金交付ノ指令ヲ受ケタル
者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但主務大
臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日
以後ニ於テ施行スル事業ニ對テ從前ノ例
ニ依ル助成金ノ交付ヲ廢止シ本法ニ依ル
助成金ヲ交付スルコトヲ得

〔政府委員東武君登壇〕

○政府委員(東武君) 開墾助成法中改正法
律案ノ理由ヲ説明致シマス、開墾助
成法中改正法律案ノ今回提案ニナリマシタ
ルハ、開墾助成法ヲ制定致シマシタノハ大
正八年デアリマス、爾來開墾事業ニ對ス
ル投入資金ノ利息ヲ補給スルコト云フ趣意ニ
基キマシテ、一定ノ助成金ヲ交付シテ居
タノデアリマス、近時四圍ノ事情ノ變遷ニ

伴ヒマシテ、開墾事業ノ經營ハ事業資金調
達ノ困難、又事業者負擔ノ過重ト云フコト
ガ事業遂行上ノ大ナル支障トナリマシテ、
豫期ノ如キ成績ヲ舉ゲルコトガ出來ナカ
タノデアリマス、此實情ニ鑑ミマシテ、從
來ノ利息補給ノ制度ヲ改メマシテ、事業費
ノ現金ノ一部ヲ補給スルコト云フコトニ改訂
ヲ致シタノデアリマス、尤モ之ガ爲ニ同一
面積、例ヘバ一町歩ニ對シマスル所ノ國
庫ノ負擔ノ總額ニハ異動ハナイノデアリマ
ス、助成金ノ年割額ニ於キマシテ繰上ヲシ
テ、サウシテ此事業ノ促進ヲ圖リタル者ニ
速ニ交付スル、斯様ナ計算ニナルノデアリ
マス、併ナガラ事業者ノ受ケル所ノ便益ハ
極メテ著シイモノガアルノデ、事業ノ獎勵
上一層適切有效デアルト考ヘマシテ、今後
昭和四年度ヨリシテ、更ニ開墾助成法ニ依
ル助成ヲ致ス所ノ面積ハ、新規一町歩宛
今後繼續シテ、此助成ヲ致スト云フ法案ノ
趣意デアアルノデアリマス、願クハ御審議ノ
上御協賛アラシコトヲ切望スル次第デアリ
マス

○副議長(清瀬一郎君) 本案ニ對シテ質疑
ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス……
〔森保祐昌君登壇〕

○森保祐昌君 本案ニ付テ農林大臣ニ質問
シマス、開墾助成法ニ付テ、從來ノ利息補
給ノ趣旨ニ依リ方法ヲ改メラレテ、事業費
ニ對スル其一部補助ノ方法ニセラレタト云
フ事ハ、是ハ結構デアリマス、是ハ開墾ヲ
今カラスル者ニ對スル獎勵ナリ、援助ナリ
ト云フ方法デ頗ル結構デアアルケレドモ、我
國ノ一部、特ニ東北地方ハ之ヲ除イテ言フ
ベキデアアルケレドモ、農村ニ於テ從來ヨリ
開墾ヲサレテ居ル所ノ田畑、田ニ於テハ少
イガ、畑ニ於テハ却テ之ヲ耕作シヤウトス
ル者ガ無クシテ、空イテ行ク所ノモノガ一
部アル、東北地方ニ於テハ其例ヲ見ナイケ
レドモ、關西地方ニ於テハ此例ガ多々アル
ガ、是ハ當局ハ調ベラレテ居ルノデアアル
ドウカ、進ンデ開墾ノ助成ニ努力スルノハ
結構デアアルケレドモ、既ニ存在シテ居ル所
ノ此耕地ノ保存ヲスル方法ニ付テ、當局ニ

於テ少シモ考ヘテ居ラヌコトヲ遺憾トスル
ノデアアル、是ハ積極政策ト云フ其名ニ驅ラ
レテノミ進行セラレタ結果トシテ、退イテ
靜ニ考ヘルト云フ方法ガ缺ケテ居ルノデハ
ナイカ、大體農村ガ疲弊スルコト云フノハ、
農村ノ青年男女ガ、農村ヲ去テ都會ニ集
中シテ來ルト云フ事ガ多大ノ原因ヲ爲シテ
居ルト云フ事ハ、當局ト雖モ之ヲ認メテ居
ルダラウト思フ、農村ノ青年ガ農村ヲ去テ
都會ニ集中シテ來ルト云フ、其現象ハ本ヲ
言ヘバ農村ノ青年ト云フ中、特ニ農村ノ若
キ女ガ農業ヲ嫌フコトガ此原因ヲ成シテ居
ルノデアアル、農村ニ於ケル所ノ若キ女子ガ農
業ヲ嫌フテ來ルトコトガ、農村ノ疲弊ト云フコ
トノ原因ニナッテ居ルガ、當局ハ之ニ對シテ
相當ノ考ヲ持ッテ居ラレカ居ラヌカ、此
開墾ヲ進ンデ開イテ行ク方ヲ助成スルコト云
フコトハ結構デアアルケレドモ、荒地ノ方ノ
疲弊スルコトニ付テ、何等ノ途ヲ講ジテ居
ラヌノハドウ云フ譯デアアルカ、是ハ今日
ニ於ケル思想問題ニ關係スルコトデアアルカ
モ知レナイ、思想惡化カラ來ル影響モアル
ノデアラウガ、此思想ノ惡化ト云フ問題ニ
付テハ、農林大臣ト雖モ農業政策ノ上カラ
考ヘナケレバナラヌコトデハナイカト思
フ、之ニ付テ何故ニ其方面ニ關スル適當ノ
法律、其他ノ議案ノ提出ガナイノデアアル
カ、之ヲ質問スル譯デアリマス

〔國務大臣山本悌二郎君登壇〕

○國務大臣(山本悌二郎君) 只今ノ御尋ニ
對シテ御答ヲ致シマス、既ニ開墾サレタル
土地ガ、年々地方ニ依リマシテ多少荒廢ニ
歸スルト云フ事實ハ、當局モ認メテ居リマ
ス、之ニ對シテハ移住獎勵ノ方法モ用ヒテ
居リマス、又全體ニ於テ農村振興ノ各
方面カラ、斯様ニ耕作者ノ減少ノ爲ニ土地
ガ荒廢ニ歸スルト云フコトヲ防グ方法ヲ
執ッテ居ルノデアリマス、ソレガ爲ニ、ソレ
アルガ故ニ片方ノ開墾助成方法ヲ改良セズ
ニ、現在ノ儘デ置クト云フ譯ニモ參リマセ
ヌカラ、ソコデソレハソレトシテ、荒廢シ
行ク分ニ對スル所ノ手當ハ、各方面カラ致
シテ居リマスル同時ニ、新ニ開墾シテ行

ク方面ニ向ッテハ法律ヲ改正シテ、其便宜ヲ
圖ラントスルノデアリマス、次ニ農村子弟、
就中農村女子ガ都會ニ集中スル傾向ガアル
ガ、ソレニ對シテハ當局ハ何等カ施設ヲ爲
シテ居ルカト云フ御尋デアリマシタガ、是
ハ全體ノ農村振興ト云フ根本ノ問題ト關
聯致シテ參リマス、要スルニ大體ニ於
テハ農業ガ利益アル事業ト云フコトニナレ
バ、比較的ニ農村ヲ離レテ都市ニ集中スル
弊ト云フモノモ亦減少シテ行クデアラウト
考ヘテ、此方面ニハ御案内ノ如クニ力ヲ盡
シテ計畫ヲ樹テ、居ル次第デアリマス、其
他ニ思想上ノ動機カラ致シテ、都市ヘ農村
子弟ガ集中スルコト云フコトモ、確ニ一ツノ
原因デアラウト思ヒマス、此方面ニ向
テハ所謂思想指導ノ方法ニ依テ、之ヲ矯正
シテ行クヨリ外ナイト存ジマシテ、是ハ
內務省方面、文部省方面トモ打合セテ致シ
テ、其方法ハ著々ト講ジテ居ル次第デアリ
マス

〔森保祐昌君登壇〕

○森保祐昌君 思想方面カラシテ農村ノ青
年男女ガ都會ヘ集中スルコトニ付テハ、文
部省ナリ內務省ナリノ方面ニ交渉ラシテ、
以テ相當ノ方法ヲ講ジツ、アルト云フコト
デアアルガ、ソレデハ私ノ質問スル所ハ之ニ
無論關聯スルケレドモ、殊ニ農村ノ青年男
女ガ都會ヘ集中スルコト云フコトノ其モウ
ツ本ヲ言ヘバ、農村ニ於ケル所ノ若キ女ガ
農業ヲ嫌フト云フコトニ原因シテ來ルノデ
アル、此點ヲ農林大臣ハ考ヘデ居ラル、カ
否カ(發言スル者アリ)マア御特ナサイ、サ
ウシテ文部省ハ其交渉ヲサレテ居ルトスル
ナラバ、此高等女學校ト云フモノ、熱ガ今
日餘リニ一方のニ偏シタ爲ニ、女子教育ガ
高等女學校ノ教育方法ニ誤ラレタ點ガア
タガ爲ニ、農業ヲ嫌フト云フ觀念ガ多ク生
ジテ來タニ違ヒナイト思フ、然ラバ文部省
ト聯絡ヲ取ツテ、高等女學校令ノ改正ニ努
ムラレツ、アルカ否ヤ、今カラ努メラント
スルノデアアルカ、又ハ努メツ、アルノデ
アルカ、此點ヲ伺ヒマス

○國務大臣(山本錦二郎君登壇) 農林ノ女子ガ都會ヘ集中スル傾向ハ、確ニ近時ノ風潮ニカブレテ、都會ノ生活ニ憧レルト云フコトガ一ツ、同時ニ矢張高等ノ教育ヲ受ケテ見タイト云フヤウナコトモ、御説ノ通り一ツノ動機ニナリテ居ラウト考ヘテ居リマス、故ニ是ハ文部省ノ所管ニ屬スルコトデハアリマスルガ、恐ラクハ今既ニ御承知ノ通り、中等教育ノ改正ニ向テハ若手致シテ居リマスルカラ、是ガ一段落付キマシタナラバ、此女子教育ノ釐革ト云フコトニ向テ著手スルコトニ相成ラウト信ジテ居リマス

○副議長(清瀨一郎君) 日程第二、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○原惣兵衛君 本案ハ政府提出、馬ノ傳染性貧血ニ罹リタル馬ノ殺處分ニ關スル法律案ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、朝鮮簡易生命保險特別會計法案ノ第一讀會ヲ開キマス——三土國務大臣

第三 朝鮮簡易生命保險特別會計法案(政府提出) 第一讀會

朝鮮簡易生命保險特別會計法案

第一條 朝鮮總督府ニ於テ簡易生命保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ歲出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ保險料、積立金ヨリ生ズル收入、毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督府特別會計ヨリ繰入ルル金額及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險金、還付金、事業取扱費、營

繕費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 本會計ニ於ケル歲入總額ノ歲出總額ニ超過スル金額ハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルルコトヲ得

第五條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調整シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第六條 本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣三土忠造君登壇〕

○國務大臣(三土忠造君) 只今議題トナリマシタル朝鮮簡易生命保險特別會計法案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ説明致シマス、朝鮮ニ於ケル現狀ニ鑑ミマシテ、大體内地ノ例ニ依リマシテ、朝鮮ニ簡易生命保險制度ヲ實施スル必要ヲ認メマシテ、是ガ實施ノ方法ニ付キマシテハ、別途ニ省令等ヲ制定セラレコトニナリテ居リマスルガ、簡易生命保險事業ハ原則トシテ準保險料式ニ基イテ、保險料及積立金ヲ運用利息金ヨリ生ズル收入等ヲ以テ、保險金還付金等ノ經費ニ充用セントスルノデアリマシテ、唯收支ノ關係上收入ノ不足ヲ見マスノデ、當分ノ中朝鮮總督府特別會計ヨリ補給スルコトニ致シタノデアリマスルガ、性質上是ガ收支ハ一團トシテ獨立ニ計算スルヲ適當ト考ヘマスノデ、本事業ニ關スル歲入歲出ハ之ヲ當然總督府特別會計ト區分致シマシテ、別ニ特別會計ヲ設置スルノ必要ガアリマスノデ、本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(清瀨一郎君) 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○原惣兵衛君 本案ハ議長指名九名ノ特別委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五、臺灣事業公債法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——三土大藏大臣

第五 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

臺灣事業公債法中改正法律案

第一條中「一億五千三十萬圓」ヲ「一億五千二百萬圓」ニ改ム

〔國務大臣三土忠造君登壇〕

○國務大臣(三土忠造君) 臺灣事業公債法中改正法律案ニ付キマシテ、御說明ヲ致シマス、臺灣ニ於ケル炭田ノ開發ヲ促進シ、鐵道運輸用石炭ノ供給ヲ潤澤ナラシムルト共ニ、該地方交通ノ發達ニ資スルガ爲ニ、太陽鑛業株式會社所有ノ三貂嶺、菁桐坑間ノ鐵道ヲ買收スルノ必要ヲ生ジタノデアリマス、其買收ノ代價ハ公債ヲ以テ之ヲ交付スルコト、致シマスルカラ、臺灣事業公債法中起債制限額ヲ改正スルノ必要ヲ生ジ、改正法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、御審議ノ上ニ速カニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(清瀨一郎君) 本案ニ關シテハ質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス、——坂東幸太郎君

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 本案ニ關シテ簡單ニ二、三ノ御尋ヲ致シマス、臺灣ノ統治ノ良否ハ、我が國業ニ大影響ノアルト云フコトハ申ス迄モアリマセス、私ノ知テ居ル範圍内デハ、現在四百三十萬ノ島民中、四百萬ハ其臺灣ニ生レタ所ノ人間デアリマス、ソレ等四百萬ノ島民ガ、臺灣總督府ノ政治ニ向

テハ皆不滿ヲ抱イテ居ルト云フコトヲ吾々ハ聞イテ居ルノデアル、隨テ第一項トシマシテ、臺灣總督府ハ臺灣人ノ殆ド怨府トナリテ居ル感アル、之ニ對シテ政府ハ如何ナル御考ヲ持ッテ居ルカト云フコトヲ御伺シマス、其内容ノ二、三ヲ申上ゲマスルナラバ、四百萬ノ島民ノ中ニ於テ、彼等ガ有スル言論機關ハ僅ニ臺灣民報ノ一ツデア

ル、其臺灣民報モ殆ンド嚴重ナル檢閲ノ下ニ於テ發行セラレテ居ルノデアル、他カ三年バカリ以前、此帝國議會ノ委員會ノ記錄、而モ時ノ總理大臣ノ答辯ガ臺灣民報ニ載タ事ノ理由ヲ以テ、臺灣總督府當局ハ、其文章ノ削除ヲ命ジテ居タノデアリマス、之ガ當時ノ委員會ノ問題トナッタヤウニ、四百萬ノ島民ニ僅カ一箇シカナイ其言論機關ニ對シテ、殆ド完膚ナキ所ノ檢閲ヲ加ヘテ居ルノデアル、斯ノ如キ事ガ原因トナリテ、臺灣ノ島民ハ實ニ總督府ニ向テハ、之ヲ怨府トシテ居ルヤウナ狀態デアリマス、又今一ツ私ノ知ッテ居ル所ノ事實ハ、一昨年東京ノ神田ニ於テ臺灣ノ青年會ノ大會ガアリマシタ、其時分ニ數名ノ警官ガ臨檢シテ居リマシテ、演説者ノ布施辰治君ノ演説ガ多少ノ過激ナルノ故ヲ以テ直ニ之ヲ解散ヲ命ジタノデアル、然ルニ其時分ニハ青年會ノ役員ノ選舉モ濟ンデ居ラヌカラ、暫クノ間待ッテ吳レト言ヒマシタサウデスガ、遂ニ之ニ對シテ解散ヲ命ジタガ爲ニ、非常ナ大騷擾ヲ惹起シタヤウナ事件ガアリマス、斯ノ如キ事ノ爲ニ、非常ニ臺灣ノ島民ハ總督府ヲ怨ンデ居ルヤウナ傾ガアリマスガ、之ニ對シテ政府當局ノ御考ヲ御伺シタイノデアリマス、第二ハ此事業公債ニ關係スル事項、ソレハ臺灣ノ事業ハ、動モスレバ臺灣總督府ノ古手官吏、或ハ内地人ノ爲ニ獨占サレテ居ルノデアル、隨テ事業ヲ奪ハレルト云フ點カラ、臺灣ノ人ハ非常ニ又總督府ヲ怨ンデ居ルノデアル、一例ヲ申上ゲマスレバ、彼ノ「バナ」事業ノ如キ、現在ハ古手官吏上リニ依テ造ラレタ生果會社ノ獨占トナリテ、僅カ百目ガ二錢位ニシカ賣レナイト云フノデ、島民ハ事業ノ方面カラ怨ンデ居ルノデ

テハ皆不滿ヲ抱イテ居ルト云フコトヲ吾々ハ聞イテ居ルノデアル、隨テ第一項トシマシテ、臺灣總督府ハ臺灣人ノ殆ド怨府トナリテ居ル感アル、之ニ對シテ政府ハ如何ナル御考ヲ持ッテ居ルカト云フコトヲ御伺シマス、其内容ノ二、三ヲ申上ゲマスルナラバ、四百萬ノ島民ノ中ニ於テ、彼等ガ有スル言論機關ハ僅ニ臺灣民報ノ一ツデア

アリマス、私ハ之ニ對シテ臺灣總督府當局ノ御意見ヲ伺ヒタイノデアリマス、第三ハ、常ニ臺灣議會ノ請願書ガ参リマスルガ、此臺灣ノ請願者ノ意圖ハ、別ニ大シタ過激ナモノデナクシテ、日本ノ内地ニ在ルヤウナ地方議會ノ設置ヲ請願シテ居ルノデアリマスルガ、何故カ臺灣總督府ノ役人ハ、ソレガ出ル前ニ於テ有リト有ユル手段ヲ執ツテ、サウシテ其請願ノ阻滯シテ計畫シテ居ルノデアリ、斯ノ如キ事ハ臺灣統治ノ上ニ於テ、非常ニ障害ガアルト思ヒマスカラ、之ニ對シテ政府ハ地方議會ノ設置ト云フコトニ對シテ、或程度迄ノ調査ヲシテ居ルカドウカト云フコトヲ御伺シタイ、以上三點ニ付キマシテ政府ノ責任アル御答辯ヲ御願致シマス

○副議長(清瀨一郎君) 河原田政府委員

〔政府委員河原田裕吉君登壇〕

○政府委員(河原田裕吉君) 只今臺灣統治ニ關シマシテ、臺灣島人ガ總督府政治ニ對シテ非常ニ不滿ヲ持ツテ居ルヤウナ御尋デアリマシタガ、此點ニ付キマシテハ、歴代總督其他關係官民ノ盡力ニ依リマシテ、現在ニ於テハ大體ニ於テ不滿ノ氣ガ無イ、ソレハ固ヨリ其中ニハ若干色々考ノ違フ人ガアリマスケレドモ、大體カラ申シマスレバ、日本ノ臺灣統治ト云フモノハ、三十年ノ經過ニ徴シマシテモ非常ニ成功デアル、是ガ内外ノ人々等シク見ル所ノヤウニ私ハ存ズルデアリマス、第二ノ言論機關ノ問題デアリマスルガ、是ハ御承知ノ如ク臺灣其他ノ植民地ハ内地ト事情ヲ異ニシテ居リマスルノデ、若干ノ制限取締ヲスルト云フコトハ、是ハ已ムヲ得ナイコト、存ジマス、是ハ單ニ臺灣人ノ發行致シテ居リマスル新聞雜誌バカリデナク、内地人ノ取扱ツテ居リマスル言論機關ニ對シマシテモ、相當ノ取締ヲシテ居ルノデアリマス、是ハ統治上已ムヲ得ナイコト、考ヘマス、尙ホ最近臺灣人ノ新聞トシテハ、臺灣民報ノ外ニ昭和新報ト云フ新聞ヲ許可セラレタノデアリマス、大體ニ於キマシテ、別ニ内地人ノ間ニ差別的ノ待遇ヲシテ居ルト云フコトハ、言論方面

ニ於キマシテハ無イト云フコトヲ申上ゲルコトガ出來ルト思ヒマス、第三ノ事業ノ問題デアリマスルガ、是亦別ニ事業上ニ於キマシテ、臺灣人ニ對シテ特別ノ制限壓迫ヲ加ヘテ居ルト云フコトハナイノデアリマス、御承知ノ如ク各種ノ事業ガ、臺灣本島人ニ依テ行ハレテ居リマスルモノガ中ミアルノデアリマス、殊ニ農作物等ニ付キマシテハ、臺灣人ノ事業ト云フモノハ非常ニ多クシテ、而モソレガ從來ノ總督府ノ施設ニ依テ相當成績ヲ擧ゲテ居ル、斯ウ云フ風ナ狀態ニ在ルノデアリマス、御伺市ニナリマシタ生果會社、是ハ御承知ノ如ク「バナ」、「生産」ト云フモノハ、臺灣本島人ノソレハ農民ノ作出ス所ノモノデアリマシテ、是ハ大キナ仕組デヤンデ居ラヌノデアリマスカラ、是等ノ小農業者ノ作出シマスル所ノ「バナ」、「貨物」ヲ取纏メテ、内地ニ向テ販路ヲ開キマスルニハ、矢張相當ノ會社、相當ノ機關ト云フモノガ必要デアリマスルノデ、其委託販賣ノ機關トシテ造上ゲテ居ルモノデアリマシテ、現在ニ於キマシテハ、此内地其他ノ方面ニ對スル「バナ」、「販路擴張」ト云フコトニ非常ニ力ヲ盡シテ居リマス、固ヨリ澤山ノ人ガ集ツテ居リマスノデアリマスカラ、之ニ對スル種々ナル意見ノ其他ハアリマスガ、大體ニ於テ先ヅ「バナ」、「販路擴張」其他ニ付キマシテ、相當ノ功績ヲ擧ゲテ居ルヤウニ思フノデアリマス

○副議長(清瀨一郎君) 質疑ハ終リマシタ、日程第六、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第六 右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○原憲兵衛君 本案ハ政府提出朝鮮簡易生命保險特別會計法案ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程

第七、製鐵所特別會計ニ於テ、大藏省預金部ノ橫濱正金銀行ニ對スル債權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——三土大藏大臣

第七 製鐵所特別會計ニ於テ大藏省預金部ノ橫濱正金銀行ニ對スル債權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル法律案

第一讀會
〔政府提出〕
製鐵所特別會計ニ於テ大藏省預金部ノ橫濱正金銀行ニ對スル債權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル法律案

第一條 製鐵所特別會計ハ中華民國漢冶萍鐵廠有限公司ニ對スル貸付資金トシテ大藏省預金部ガ昭和二年一月三十一日橫濱正金銀行ニ貸付シタル二百萬圓ニ關スル債權ノ讓渡ヲ受ケ其ノ債權額ニ相當スル金額及其ノ利息ノ債務ヲ大藏省預金部ニ對シ負擔スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ製鐵所特別會計ガ讓渡ヲ受ケタル債權ノ元本ノ償還金ハ之ヲ資本勘定ノ歲入トシ其ノ利子ハ之ヲ作業勘定ノ歲入トス

附則
本法ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣(三土忠造君登壇)〕
只今上程セラレマシタ議案ニ付キマシテ說明ヲ致シマス、中華民國漢冶萍鐵廠有限公司ハ現時ノ支那ノ國內ノ兵亂ノ影響ヲ受ケマシテ、又其經營方法ガ宜シキヲ得ザル等ノ事情ノ爲ニ、業績ガ舉リマセヌデ、非常ナル資金難ニ陥リマシタノデ、大正十五年年初頃ニハ殆ド作業休止ノ外途ナキ狀態ナリマシタ爲ニ、同公司ハ大正十五年九月、特ニ代表者ヲ我國ニ派遣致シマシテ、本邦側ノ援助ヲ求メテ參シタノデアリマス、公司ノ業態ガ右ノ如クデアリマスカラ、此儘放任致シテ置キマス、公司ハ結局破綻ニ陥リマシテ、我が製鐵所ハ遂ニ使用原料供給ノ途ノ一部ヲ失フコトニナリマスノミナラズ、既ニ同公司ニ貸付テ居リマス我が多額ノ債權モ、結局回收不能ニ陥ルノ虞ガアリマシタノデ、之ニ對スル善後措置トシテ、同公司ヲシテ事業ノ整理改善ヲ行ハシムルコトヲ條件トシテ、其事業再開ノ爲ニ必要ナル資金二百萬圓ヲ融通スルコト、致シタノデアリマス、而シテ該融通金ハ、製鐵所ニ於ケル目的ト致シテ居ルノデアリマスカラ、元來製鐵所特別會計ヨリ貸付クベキ筋合ノモノデアリマスガ、當時ノ同特別會計法ニハ、斯ノ如キ資金ノ貸付ニ關スル規定ガナク、タノデアリマス、是ガ爲ニ臨機ノ處置トシテ、當時大藏省預金部ヨリ、右資金ヲ融通致シマシテ、他日製鐵所特別會計ニ於テ斯ル貸付ガ出來ル規定ヲ設ケマシタ上、右二百萬圓ヲ同會計ニ繼承スルコトニ致シタノデアリマス、ソコデ前述ノ預金部債權ヲ製鐵所特別會計ニ肩替リヲ致シ、且ツ之ニ伴フ歲入歲出ノ關係ヲ規定致シマスル爲ニ、本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒御協賛ヲ與ヘラレコトヲ望ミマス

○副議長(清瀨一郎君) 質疑ハアリマセヌ——日程第八、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第八 右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○原憲兵衛君 本案ハ政府提出朝鮮簡易生命保險特別會計法案外一件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第九、健康保險特別會計法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——三土大藏大臣

第九 健康保險特別會計法中改正法律案ノ第一讀會
〔政府提出〕
健康保險特別會計法中改正法律案
健康保險特別會計法中左ノ通改正ス
第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム
前條ノ一般會計ヨリ繰入ル金額ハ毎

三三七

年度豫算ノ定ムル所ニ依ル但シ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

附則

本法ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣三上忠造君登壇〕

○國務大臣(三上忠造君) 只今上程サレマシタ健康保險特別會計法中改正法律案ニ付テ説明ヲ致シマス、政府ノ管掌スル健康保險事業ニ對スル一般會計繰入金ハ、大體ニ於テ其事務費ニ充當スルノ趣旨ヲ以テ、被保險者一人當リ、一年平均二圓以內ニ於テ保險給付ニ費スル費用ノ十分ノ一額ヲ繰入ル、コトニナラセリマス、然ルニ健康保險事業實施後ノ經驗ニ徴シマス、該繰入金方其算定ノ基礎ヲ保險給付金ニ置イテ居リマス爲ニ、被保險者及標準報酬ノ増減等ニ依リマシテ、事務費ニ増減ヲ來スコトニナリ、其事務ノ運行ヲ妨ケマスノデ、今回之ヲ改正致シマシテ、一般會計ヨリ繰入ルル金額ハ、被保險者一人當リ、一年平均二圓以內ニ於テ、毎年度豫算ノ定ムル所ニ依ルコト、致シタイト存ジマシテ、本案ヲ提出致シタノデアリマス、何卒御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○副議長(清瀨一郎君) 日程第十、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○原憲兵衛君 本案ハ政府提出朝鮮簡易生命保險特別會計法案外二件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十一及第十二ハ關聯セル議案ナルニ依リ、一括議題ト致スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メ

マス、日程第十一、家畜保險法案、日程第十二、家畜再保險特別會計法案ヲ一括シテ議題トナシ、其第一讀會ヲ開キマス——東農林政務次官

第十一 家畜保險法案(政府提出) 第一讀會

家畜保險法案

第一章 家畜保險組合

第一節 總則

第一條 家畜ノ所有者ハ其ノ所有スル家畜ニ付相互保險ヲ爲ス目的ヲ以テ家畜保險組合ヲ設立スルコトヲ得
保險ノ目的タルベキ家畜ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 家畜保險組合ハ法人トス
第三條 組合ノ區域ハ郡市ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得
前項ノ規定ニ於テ郡トアルハ北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長管轄區域トス
第四條 組合ハ其ノ名稱中ニ家畜保險組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フベシ
家畜保險組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ家畜保險組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第五條 組合ノ住所ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第六條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ事實ノ生ジタル後二週間以內ニ之ヲ各事務所ノ所在地ニ於テ登記スベシ
登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第八條 組合ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

第九條 組合ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ

第十條 本法ニ依ル家畜保險ニ關スル書

類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第二節 設立

第十一條 組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ハ定款ヲ作成シ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ招集スベシ
定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 目的
二 名稱
三 區域
四 事務所ノ所在地
五 保險ノ目的及保險料率
六 準備金ノ積立及管理ノ方法
七 剩餘金處分及不足金填補ノ方法
八 組合員タル資格ニ關スル規定
九 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
十 事業執行ニ關スル規定
十一 役員ニ關スル規定
十二 組合ガ公告ヲ爲ス方法
十三 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定ムタルトキハ其ノ時期又ハ事由
第十四條 創立總會ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款其ノ他必要ナル事項ヲ議定シ且理事及監事ヲ選任スベシ
第三十六條ノ規定ハ創立總會ニ於ケル決議ニ之ヲ準用ス

第十三條 創立總會終結シタルトキハ發起人ハ遲滞ナル行政官廳ノ認可ヲ申請スベシ

第十四條 組合ハ前條ノ認可ヲ受ケタル時成立ス

第十五條 組合ハ第十三條ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

第十六條 登記スベキ事項左ノ如シ
一 第十一條第二項第一號乃至第三號、第十二號及第十三號ニ掲ゲタル事項
二 事務所
三 設立認可ノ年月日
四 理事及監事ノ氏名、住所
前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第十七條 民法第四十五條第三項及第四

十八條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス但シ一週間トアルハ之ヲ二週間トス

第三節 組合員ノ權利義務

第十八條 組合員ハ組合ノ區域內ニ所有スル保險ノ目的タルベキ家畜ニシテ同種類ノモノハ總テ之ヲ保險ニ付スベシ但シ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
組合ハ組合員ニ對シ正當ノ事由ナクシテ保險ノ引受ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十九條 組合ハ組合員ヲシテ定額ノ保險料ヲ賦出セシムルノ外定款ノ定ムル所ニ依リ追徴金ヲ賦出セシムルコトヲ得
前項ノ保險料及追徴金ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ保險金額ヲ削減スルコトヲ得

第二十一條 組合員ハ組合ニ賦出スベキ保險料及追徴金ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十二條 保險ノ目的ノ讓受人ハ組合ノ承諾ヲ得テ讓渡人ノ權利義務ヲ承繼スルコトヲ得
組合ハ正當ノ事由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ保險ノ目的ニ付相續其ノ他ノ包括承繼アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四節 保險關係

第二十三條 組合ハ保險ノ目的タル家畜ノ死亡ニ因リテ生ジタルコトアルベキ損害ヲ填補スルモノトス

前項ノ規定スル家畜ノ死亡ニハ屠殺ニ因ル死亡ハ之ヲ包含セズ但シ切迫屠殺ニ因ル死亡ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ切迫屠殺ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 組合ノ責任ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外組合ガ保險料ヲ受領シタル日ノ翌日ニ始マル

第二十五條 組合ノ責任ガ始マル日ヨリ二週間以內ニ保險ノ目的タル家畜

ガ死亡シタルトキハ組合員ハ保險金ヲ請求スルコトヲ得ズ但シ其ノ死亡ノ原因ガ組合ノ責任ノ始マリタル後ニ生ジタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 組合ハ何時ニテモ保險ノ目的タル家畜ヲ検査シ又ハ組合員ニ其ノ管理方法ノ變更其ノ他必要ナル處置ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 保險ノ目的タル家畜ガ著シキ疾病ニ罹リ又ハ著シキ傷害ヲ受ケタルトキハ組合員ハ遲滞ナク之ヲ組合ニ通知スベシ

第二十八條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ損害ノ全部又ハ一部ニ付填補ノ責ヲ免ルルコトヲ得

一 組合員第二十六條ノ規定ニ依ル組合ノ検査ヲ拒ミ又ハ組合ノ指示ニ從ハザルトキ

二 組合員前條ノ規定ニ依ル通知ヲ怠リタルトキ

三 組合員保險ノ目的タル家畜ノ疾病又ハ傷害ノ治療ヲ怠リタルトキ

第二十九條 組合員保險ノ目的タル家畜ヲ切迫屠殺セントスルトキハ組合ノ承諾ヲ求ムベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

組合員前項ノ規定ニ違反シタルトキハ組合ハ其ノ損害ヲ填補スル責ニ任ゼズ

第三十條 組合員ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタル損害ハ組合之ヲ填補スル責ニ任ゼズ

第三十一條 保險金額ハ家畜ノ價額ノ百分ノ八十ヲ超過スルコトヲ得ズ

保險金額ガ家畜ノ價額ノ百分ノ八十ヲ超過シタルトキハ其ノ超過シタル部分ニ付テハ家畜保險ハ無効トス

第三十二條 組合ガ填補スベキ損害ノ額ハ死亡ノ原因ノ發生前ノ價額ニ依リテ之ヲ定ム

第三十三條 本法ニ依ル家畜保險ニハ商法第三百九十一條、第三百九十二條、第三百九十三條第二項、第三百九十四條、第三百九十五條、第三百九十九條

乃至第四百條、第四百三條第一項、第四百十二條、第四百十六條及第四百十七條ノ規定ヲ準用ス

第五節 管理

第三十四條 組合ニハ理事又ハ監事ヲ置クベシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ理事ハ特別ノ事由アルトキハ組合員ニ非ザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第三十五條 理事又ハ監事ハ何時ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十六條 理事及監事ノ選任及解任ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ決定ス但シ決議ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 理事ハ定款及總會ノ決議録ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且命令ノ定ムル所ニ依リ組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クベシ

第三十八條 理事ハ通常總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財産目録、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及剩餘金處分案又ハ不足金填補案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フベシ

第三十九條 組合員及組合ノ債權者ハ前二條ノ書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第四十條 理事ハ第三十八條ノ書類及監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第四十一條 民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第六十條及第六十一條第一項ノ規定ハ組合ノ理事ニ之ヲ準用ス

第四十二條 監事ハ理事又ハ事務員ト兼スルコトヲ得ズ

第四十三條 民法第五十九條ノ規定ハ組合ノ監事ニ之ヲ準用ス

第四十四條 組合ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ代表スル理事缺ケタルトキハ監事其ノ職務ヲ行フ

フ但シ其ノ期間ハ三月ヲ超ユルコトヲ得ズ

理事ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ行政官廳ハ假理事ヲ選任シ理事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十五條 組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ一ヲ超エザル範圍内ニ於テ二箇以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第四十六條 組合員ハ總會員五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事ガ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ正當ノ事由ナクシテ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ監事其ノ總會ヲ招集スベシ

第四十七條 總會ノ招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ノ規定ニ違反スルトキハ組合員ハ決議ノ日ヨリ一月以内ニ其ノ決議無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニハ商法第六十三條第二項、第三項及第六十三條ノ四ノ規定ヲ準用ス

第四十八條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第四十九條 組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ書面又ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト看做ス但シ組合員ニ非ザレバ代理人タルコトヲ得ズ

第五十條 民法第六十二條、第六十四條及第六十六條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第五十一條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ代ハルベキ總會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ前項ノ總會ニ之ヲ準用ス但シ總會ニ於テハ解散、合併及分割ノ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十二條 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

第三十六條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

定款ノ變更ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第六節 組合ノ計算

第五十三條 組合ノ事業年度ハ一年トス

第五十四條 組合ハ毎事業年度ノ終ニ於テ存スル家畜保險ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ責任準備金ヲ積立ツベシ

第五十五條 組合ハ不足金ノ填補ニ備フル爲メ事業年度ノ剩餘金中ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ準備金ヲ積立ツベシ

第五十六條 組合ガ剩餘金ノ分配ヲ爲ス場合ニハ其ノ分配ハ命令ノ定ムル所ニ依リ釀出シタル保險料ノ額ニ比例シテ之ヲ爲スベシ

第七節 加入及脱退

第五十七條 組合ハ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ニ對シ正當ノ事由ナクシテ組合員ト爲ルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

第五十八條 組合員ハ三月前ニ豫告ヲ爲スニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

第五十九條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス但シ第一號ノ場合ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 保險關係ノ消滅

二 死亡

三 破産

四 除名

第六十條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

除名ハ總會ノ決議ニ依ルベシ但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八節 解散

第六十二條 組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 定款ニ定メタル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 組合ノ合併

四 組合ノ分割

五 組合ノ破産

六 行政官廳ノ解散ノ命令

第六十三條 組合ノ合併及分割ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

組合ノ分割ノ場合ニハ前項ノ決議ノ外尙分割後存續スル組合及分割ニ因リテ設立スル組合ノ組合員タルベキ者各別ニ決議ヲ爲スベシ

第三十六條ノ規定ハ解散、合併及分割ノ決議並ニ前項ノ規定ニ依ル決議ニ之ヲ準用ス

前三項ノ規定スルモノノ外合併及分割ノ決議並ニ第二項ノ規定ニ依ル決議ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條 組合ガ合併又ハ分割ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ財産目録及貸借對照表ヲ作ルベシ分割ヲ爲ス場合ニ於テハ尙分割ニ因リテ設立スル組合ガ承繼スベキ權利義務ノ限度ヲ記載シタル書面ヲ作ルベシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

第六十五條 債權者ガ前條第二項ノ期間内ニ合併又ハ分割ニ對シ異議ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者ガ異議ヲ述ベタルトキハ組合ハ合併又ハ分割前之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スベシ

第六十六條 第六十四條第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ反シテ爲シタル組合

ノ合併又ハ分割ハ之ヲ無効トス

第六十七條 總會ノ決議ニ因リ解散、合併又ハ分割ハ行政官廳ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第六十八條 合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ因リテ設立シタル組合ハ第六十四條第一項ノ規定ニ依リテ定メタル限度ニ於テ從前ノ組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第六十九條 組合ガ解散シタルトキハ合併又ハ分割ノ場合ヲ除ク外保險關係ハ終了ス

前項ノ場合ニ於テハ組合ハ未ダ經過セザル期間ニ對スル保險料ヲ拂戻スベシ

第七十條 組合ガ解散シタルトキハ合併、分割及破産ニ因ル場合ヲ除ク外清算人ノ氏名、住所及解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲スベシ

但シ行政官廳ノ命令ニ因リ解散シタルトキハ解散ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ爲スコトヲ要セズ

前項ノ規定ニ依リ登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第七十一條 行政官廳組合ノ解散ヲ命ジタルトキハ解散ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ囑託スベシ

登記所ハ前項ノ囑託ニ因リテ其ノ登記ヲ爲スベシ

第七十二條 組合ガ合併又ハ分割ヲ爲シタルトキハ合併又ハ分割後存續スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併又ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併又ハ分割ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

第七十三條 民法第七十條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第九節 清算

第七十四條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内

ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第七十五條 清算人ハ就職後遲滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第七十六條 清算人ハ左ノ順序ニ從ヒテ組合財産ヲ處分スベシ

一 一般ノ債務ノ辨濟

二 解散ノ日ノ屬スル事業年度ニ於テ支拂ノ原因ノ生ジタル保險金額及第六十九條第二項ノ規定ニ依リテ拂戻スベキ金額ノ支拂

三 殘餘財産ノ處分

前項第三號ノ殘餘財産ノ處分ニ付テハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第七十七條 清算人タルベキ者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生ズル虞アルトキハ行政官廳ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十八條 清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第七十九條 清算終了シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第八十條 民法第七十三條、第七十四條、第七十八條乃至第八十一條及第八十三條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第十節 登記手續

第八十一條 組合ニ關スル登記ハ其ノ事務所在地ノ區裁判所又ハ其ノ出張所ノ管轄トス

第八十二條 各登記所ニ家畜保險組合登記簿ヲ備フ

第八十三條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款並ニ理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

合併又ハ分割ニ因リ設立ノ登記ニハ前項ノ書面ノ外合併又ハ分割ニ關スル總會ノ決議錄ヲ添附スベシ分割ニ因リ設立ノ場合ニハ尙第六十三條第二項ノ決議アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第八十四條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事、其ノ職務ヲ行フ監事若ハ假理事又ハ清算人ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ但シ組合ノ合併又ハ分割ニ因リ變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スベシ但シ前記ノ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人ガ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

第八十五條 合併又ハ分割ニ因リ解散ノ登記ハ解散シタル時ノ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ總會ノ決議錄並ニ第六十四條及第六十五條ノ手續ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第八十六條 本法ニ依リ登記シタル事項ハ區裁判所遲滞ナク之ヲ公告スベシ

第八十七條 非訟事件手續法第二百二十二條、第二百四十一條乃至第二百五十一條、第六百五十四條乃至第六百五十七條、第六百七十五條、第六百七十六條、第六百七十八條及第六百九十五條ノ二ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第十一節 監督

第八十八條 行政官廳ハ何時ニテモ理事又ハ清算人ヲシテ組合ノ事業、財産又ハ清算事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ、組合ノ事業、財産又ハ清算事務ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

行政官廳ハ組合清算ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合ニ對シ其ノ財産ノ供託ヲ命ズルコトヲ得

第八十九條 組合ノ事業若ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲若ハ決議ガ法令若ハ定款ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ行政官廳ハ決議ヲ取消シ、理事、監事若ハ清算人ヲ解

任シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二章 家畜再保險

第九十條 本法ニ依ル家畜保險ノ再保險事業ハ政府之ヲ管掌ス

第九十一條 組合ガ家畜保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ之ニ因リテ政府ト組合トノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

第九十二條 再保險金額及再保險料ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條 組合ハ家畜保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ト對シテ其ノ旨ヲ通知スベシ

第九十四條 左ノ場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ再保險金額ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任ゼズ

一 組合ガ法令又ハ定款ニ違反シテ損害ノ填補ヲ爲シタルトキ

二 組合ガ損害額ヲ不當ニ認定シテ損害ノ填補ヲ爲シタルトキ

三 組合ガ不正ノ目的ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ通知ヲ怠リタルトキ

第九十五條 本法ニ依ル家畜再保險ニハ商法第三百九十一條、第三百九十九條、第四百十二條、第四百十六條及第四百十七條ノ規定ヲ準用ス

第九十六條 組合ガ再保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ家畜再保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

第九十七條 前條ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第九十八條 家畜再保險審査會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十九條 本法ニ依ル家畜再保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第三章 罰則

第一百條 左ノ場合ニ於テハ家畜保險組合ノ發起人、理事、監事又ハ清算人ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケザルベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザル

トキ

二 本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

三 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ其ノ檢査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令若ハ處分ニ從ハザルトキ

五 本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ

六 組合ノ目的ニ非ザル事業ヲ爲シタルトキ

七 本法ニ依リ事務所ニ備ヘ置クベキ書類ヲ備ヘズ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

八 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ

九 第五十四條、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

十 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十一 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨濟ヲ爲シ又ハ組合財産ノ處分ヲ爲シタルトキ

十二 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ追徵金ヲ取立テ若ハ保險金額ヲ削減シタルトキ

第一百一條 第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第一百二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

家畜再保險特別會計法案

第一條 家畜再保險特別會計法

業ヲ經營スル爲メ特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ再保險料、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ再保險金、再保險料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利息、一時借入金ノ利息、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲メ必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ純再保險料ヲ以テ再保險金及再保險料ノ還付金ヲ支辨スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルルコトヲ得

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ毎年度歲出豫算ニ於テル事業費ノ支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則
本法ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス

一般會計ハ當分ノ内毎年度豫算ノ定ムル金額ヲ本會計ニ繰入ルコトヲ得

〔政府委員東武君登壇〕

○政府委員(東武君) 近時畜産ノ事業ノ發達ニ鑑ミマシテ、家畜保險ノ必要ガ非常ニ緊切ニナツタリタリデアリマス、家畜保險ハ家畜ノ死亡ニ因リ損害ヲ填補スルヲ目的ト致シマシテ、之ニ依リ家畜ノ所有者ノ不安ヲ一掃シ、又家畜ニ對スル金融ノ途ヲ開クコトガ出來ルノデアリマス、隨テ畜産ノ改良發達上、最も必要ナル施設ト考ヘルノデアリマス、外國ニ於キマシテハ既ニ此種ノ施設ガ相當發達シテ居リマスガ、現在我國デハ、僅ニ畜産組合其他ニ於キマシテ、家畜ノ共濟施設ト云フヤウナ事ヲヤツテ居ルノデアリマスルガ、政府ハ新ニ家畜ノ保險法ヲ制定致シマシテ、家畜保險組合ヲシテ相互主義ノ下ニ於テ、牛馬ノ死亡ニ因リ損害保險ヲ行ハシメ、之ニ對シテ政府ニ於テ再保險ヲ爲シ、以テ元受保險ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコトヲ趣旨ニナツテ居ルノデアリマス、此保險組織ハ家畜保險ノ特質トシテ、又我國ノ現状ニ鑑ミマシテ、極メテ有用ニシテ適切ナル施設デアルト考ヘ、且ツ實效ヲ奏スルモノト信ジテ居ルノデアリマス、宜シク御審議ノ上御協賛アラントフ切望スル次第デアリマス

○副議長(清瀬一郎君) 三土大藏大臣

○國務大臣(三土忠造君) 家畜再保險特別會計法案ニ付キマシテ説明ヲ致シマス、家畜保險ハ、畜産ノ經營ヲ合理的ナラシメ、其改良發達ノ基礎ヲ鞏固ニスルモノデアリマシテ、農村振興上極メテ緊要ナル施設デアルト信ジマス、而シテ是ガ方法ニ付キマシテハ、只今東農林政務次官ヨリ説明サレマシタリタリ、農村ノ實情ニ適應セシメル爲メ、家畜保險法ヲ制定致シマシテ、元受保險ノ相互組合ヲ營マシメ、再保險ハ政府ニ於テ之ヲ管掌スルコトニナツテ居リマス、而シテ家畜保險法ニ依リ家畜再保險事業ハ、原則トシテ再保險等ノ收入ヲ以テ再保險事業取扱費等ノ經費ニ充用セントスルノ趣旨

デアリマシテ、唯當分ノ中、收支ノ關係上、收入ノ不足ヲ一般會計ヨリ補給スルコトニ致シタルデアリマス、而シテ其性質上、是ガ收支ハ一團トシテ、獨立ニ計算スルヲ適當ト考ヘマスノデ、本事業ニ關スル歲入歳出ハ、之ヲ一般會計ト區分シテ、特別會計ヲ設置スルノ必要ガアリマスノデ、本案ヲ提出シタルデアリマス、何卒御協賛ヲ與ヘラレシコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(清瀨一郎君) 本案ニ對スル質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス、森保祐昌君

○森保祐昌君 簡單デアリマスカラ此席カラ御許シテ願ヒマス

○副議長(清瀨一郎君) 許シマス

○森保祐昌君 本案ニ於テ家畜ト謂テ居ルノハ、牛馬ト承知シテ宜シイカ、多分サウデアラウト思フケレドモ、果シテ然リトスレバ、何故ニ家畜ト云フ文字ヲ本案ニ用キラレタノデアルカ、是ハ法律上ノ用語トシテハ言葉古イ、今日農家ト云フノ同ジデアル、農家ト云フコトモ、普通ニハ用キテ宜シイケレドモ、法律ノ用語トシテハ古クテ、今日ハ使フコトガ出來ナイノデアリマス、昔ノ農業ト云ヘバ、普通農事ハ勿論ノコト、或ハ山林業、牧畜業、養蠶、養鶏、養魚、醬油醸造業、酒造業、悉ク農業デアッタガ、時代ヲ經レバ、農業ト云フ文字ハ普通ニハ用キルケレドモ、法律上ノ用語トシテ用キルコトガ出來ナクナタ、家畜ト云ヘバ、牛馬ハ勿論、犬、豚、猫マデガ家畜デアツテ、是ハ普通ニハ用キテ宜シイケレドモ、今日法律ノ言葉トシテハ古イノデアリマス、デ牛馬ニ限ラモノナラバ、何故ニ斯ノ如キ古イ言葉ヲ用キタルコト云フコトガ一ツ、ソレカラ第三條ニ於テ、此區域ヲ郡市ノ區域ニ依リテ限ラレテ居リマスモ、之ヲ擴張テ縣一般ヲ以テ區域トスルコトモ出來ル意味デアルカドウカ、ソレカラ第二章ノ家畜再保險ニ於テ、組合ガ一旦家畜保險ノ引受ケラシタ場合ニ於テ、直ニ法律ヲ強制ノ再保險關係ヲ成立サセルノハドウデアルカ、是ハ組合ノ意思ニ依テ再保險ニ付

スルト付セザルトハ、自由意思ニスルノガ至當デアルト考ヘラレマスガ、或ハソレデハイケンイノデ、直ニ強制的ニ再保險關係ヲ成立サセルコトガ宜イト云フ理由ガアルナラバ、其理由ヲ一言聽キタイノデアリマス、アト細カイトハ委員會デ申上ゲマス

○副議長(清瀨一郎君) 東農林政務次官(政府委員東武君登壇)

○政府委員(東武君) 御答致シマス、家畜ト稱シマシタルハ、此保險ノ目的トスル所ハ牛馬デアリマス、其他家畜ヲ廣義ニ解釋スレバ、犬モ猫モ入りマスガ、是ハ本法ノ目的以外ニナツテ居ルノデアリマス、又此法案ノ名稱ヲ家畜トシタルハ穩當デナイト云フコトデアリマスガ、是ハ只今御質問通りニ、農業ト云フテモ、林業其他色ニナモノガ、廣義ニ解釋スレバ入りマスガ、先ヅ本法ハ家畜ト致シマシタ、併シ將來又牛馬以外ノモノデモ、保險ノ目的トナルモノガアリマシタ場合ニハ、或ハ之ヲ絕對ニ保險ノ目的ニシナイト云フヤウナコトハナイト考ヘマスガ、只今ハ此法案ハ左様ナ趣旨カラナツテ居リマス、郡ノ名稱ニ付テハ、是ハ全然地理的ノ名稱デアルノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス、尙ホ一ツ御質問ガアリマシタガ、一寸聽取レマセヌデシタガ、要領ヲ盡サナカッタラ更ニ申上ゲマス

○副議長(清瀨一郎君) 日程第十三、右各案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十三 右各案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○原惣兵衛君 本案ハ一括シテ、政府提出馬ノ傳染性貧血ニ罹リタル馬ノ殺処分ニ關スル法律案外一件ノ委員ニ併セ付託セラレシコトヲ望ミマス

○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十四、大正十年法律第四十七號改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長石坂豐一君

第十四 大正十年法律第四十七號改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長石坂豐一君

報告書
第一讀會ノ續(委員長報告)

一大正十年法律第四十七號改正法律案(樺太町村制)(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和四年二月十二日
委員長 石坂 豐一

衆議院議長元田肇殿
希望條項

○石坂豐一君 大正十年法律第四十七號改正法律案ノ特別委員會ノ審議ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本特別委員ハ、一月ノ二十五日以來四回ニ亙リテ委員會ヲ開會致シタルデアリマス、其間ニ於キマシテ、各委員諸君ヨリ本法施行ノ地タル樺太ノ人口増加ノ狀況、生産業發達ノ狀況、並ニ民智進步ノ狀況等ニ互リマシテ、極メテ仔細ニ質問ガアツタルデアリマス、尙又民政黨ノ清水留三郎君ヨリ、樺太ニ完全ナル自治制ヲ布クコトニナリマスル以上ハ、更ニ他ノ植民地ニ於テ、所謂臺灣トカ、朝鮮ニ於ケル所ノ議會制度ノ根本ヲ解決スル必要ガナイカト云フ問題ニ進ミマシテ、朝鮮及臺灣ノ政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、ソレ等ノ間ニ意見ノ交換ガ行ハレタルデアリマス、其他彼ノ地ノ拓殖ノ根本問題ニ觸レテ、委員諸君ヨリノ質問ガアリマシテ、之ニ對シテ政府委員ヨリ極メテ詳細ナル答辯ヲ與ヘラレルト同時ニ、各種ノ材料ヲ提供シテ、委員ノ諒解ヲ得ルニ努メラレタルデアリマス、斯クテ質問ヲ終リマシテ、採決ノ結果委員滿場一致、本件ハ本委員會ニ於テ可決スベキモノナリト決定ヲ致シタルデアリマス、尙ホ此際御報告ヲ申上ゲマスガ、本案

可決ト同時ニ、一ツノ希望條件ヲ民政黨ノ淺川君ヨリ提出シタルマシテ、是亦滿場一致可決ヲ致シタルデアリマス、ソレハ皆様ノ御手許ニ廻シテアリマス通り「樺太ニ地方議會制度ノ設置ヲ望ム」、斯様ナ希望條件デアリマス、ドウゾ皆様ノ御協賛ヲ仰ギタイト存ジマス、茲ニ御報告ヲ申上ゲマス(拍手)

○副議長(清瀨一郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ——原惣兵衛君

○原惣兵衛君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレシコトヲ望ミマス

○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

大正十年法律第四十七號改正法律案(樺太町村制) 第二讀會(確定議)

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ、日程第十五、大正十四年度第一豫備金支出ノ件外十三件、承諾ヲ求ムル件、之ヲ議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長西田銳吉君

大正十四年度第一豫備金支出ノ件

大正十四年度特別會計第一豫備金支出ノ件

大正十四年度第二豫備金支出ノ件

大正十四年度第一豫備金支出ノ件

政府委員ノ答辯カアリマシタベクテ

討論ニ入りマシテ、民政黨ノ諸君ハ、其中ノ昭和二年豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件、此事柄ニ付テ賛否ノ意見ヲ保留スルト云フ發言ガアリマシテ、採決ノ結果多數ヲ以テ、右ノ案ヲ一括シテ本院ハ承諾ヲ與ヘルト云フコトニ決定致シマシタ、此段御報告ヲ致シマス(拍手)

○副議長(清瀬一郎君) 是ヨリ討論ニ入りマス——神田正雄君

(神田正雄君登壇)

○神田正雄君 昨ハ日程第十五、昭和二年豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ中、陸軍省所管支那事件費百六十五萬四千八百圓ニ承諾ヲ與ヘルコトニ、反對ヲスル者デアリマス、私ハ右ハ不當ノ支出デアルガ故ニ、衆議院ハ承諾ヲ與ヘズトノ御決定ヲ願ヒタイ者デアリマス、此百六十五萬圓ノ責任支出ハ、現田中内閣ノ第一回山東出兵ニ依ルモノデアリマシテ、其第一回ノ責任支出ノ勅裁ハ、昭和二年六月七日デアリマス、此頃支那ノ形勢ハ不穩トナリマシテ、支那駐屯歩兵隊及滿洲駐紮第十師團歩兵部隊ヲ内地ニ還スコトヲ延期致シマシテ、其他ノ繰合セテ付テ、支那ニ於ケル兵力ノ充實ヲ圖ツタデアリマス、是ハ當然ノ處置ト思ヒマスルガ、五月下旬ニナリマシテ、即チ一昨年ノ五月ニナツテカラ、滿洲駐紮第十師團其他ノ兵隊ヲ五千人、山東省濟南ニ派遣スルニ至ツタデアリマス、即チ一昨年五月二十八日ニ、現内閣ハ革命ノ形勢ガ非常ニ盛ニナツテ、北伐軍ノ勢ハ滔々トシテ北方ニ及ブト云フコトヲ考ヘマシテ、即チ濟南ノ危機ガ切迫スルノデアルト云フ理由ノ下ニ、居留民ヲ現地保護ヲシナケレバナラヌカラ、山東ニ出兵ヲシナケレバナラヌト云フ聲明ヲ爲シテ、出兵ヲ斷行シタデアリマス、併シ當時ノ濟南ノ形勢ハドウデアッタカ、是ハ堂々ト天下ニ聲明ヲシテ出兵ヲ決シタルニ拘ラズ、其時分ニ北軍ハマダ濟南カラ三百哩ノ南ノ安徽省ノ蚌埠ト云フ處ニ駐屯シテ居タニ過ギナイデアリマス、サウシテ而モ其當時外務省ガ派遣ヲシテ居ル所ノ濟南ノ總領事ノ藤田氏ハ、新聞記者ニ

話スノハ勿論、外務省ニ向テ報告ヲ致シマシテ、濟南ハ絕對ニ安全デアルカラ出兵ノ必要ハナイト云フコトヲ屢々繰返シタ、然ルニ此必要ガナイニモ拘ラズ出兵ヲ致シテ、濟南ノ危機ガ迫ツタトシテ出兵ヲ決シタハ、實際内閣トシテハ果シテドウ云フ理由ノ下ニ出兵ヲ決シタカ分ラナイデアリマス、是ハ五月二十七日ノ閣議デ出兵ヲ、支那ノ形勢ガ危機ニ迫ツテ來タカラ、何トカシナケレバナラヌト云フコトデ、閣議ノ際ニ白川陸軍大臣ハ、陸軍方面カラノ電報ヲ持テ來テ、徐州ガ陥落シテ濟南ニ危機迫ルト云フコトヲ報告シタデアリ、是ニ於テカ急ニ閣議デハ、徐州ガ陥落シテハ濟南ノ危機ハ非常ニ危イト云フ見地カラシテ、此事ヲ決メタデアリマス、是ハ私ガ妄斷スルノデナク、特別議會ノ際ニ、我黨ノ永井柳太郎氏ノ質問ニ對シテ、白川陸軍大臣ハ斯ウ答ヘテ居ル「支那ノコトハ御承知ノ通り、中々吾々ノ判斷斷リニ參リマセヌ、喰違フコトガ幾ラモアリマス」マルデ此支那ノコトハ分ラナイカラ間違モアリマスト云フテ、此誤タル出兵ヲ明ニ證明シテ居ルコトハ、是ハ恐ラクハ今御出ニハナツテ居リマセヌガ、白川陸軍大臣ノ御話デアリマス、此白川陸軍大臣ガ持參シタ來タ、閣議ニ持テ出タ所ノ誤タル電報ヲ見テ、支那ノ事情ガ能ク御分リニナラヌ閣僚諸君ハ、之ヲ大事件トシテ此事ヲ決メシマツタコトハ、明ナルコトデアリマス、而モ此當時ノ狀況ハ、獨リ支那ノ有様ヲ誤斷シタバカリデナイ、現内閣ガ成立ノ以前ニ當テ、幣原外交ノ軟弱ヲ責ムルガ爲ニ、對支外交ハ積極政策ニ依テ行カナケレバナラヌト云フコトヲ聲明シタコトヲ實行セシガ爲ニ、黨利黨略ノ上カラ此出兵ヲ決シタト云フテモ差支ナイ有様デアリ(發言スル者多シ)御聽ナサイ、然ルニ——然ルニ陸軍大臣ガ徐州陥落ノ電報ヲ持參シテ、出兵ヲ閣議ニ決定シタ日ニハ、徐州ハ無事デアッタデアリマス、無事泰平デアッタデアリマス、又北伐軍ハ徐州カラ百里モ南ノ地ニ居タコトガ、明ニナツテ居ルノデアリマス、而モ皮肉ナルコトニ

ハ、其閣議ノアツタ晩ニ、外務省ニ到著シタル外務大臣管下ノ藤田總領事カラノ電報ハ、政府ハ何モ狼狽シテ出兵スル必要ハナイカラ——必要ハナイカラト云フコトガ、明ニナツタデアリマス、是ニ於テ眞ニ帝國ヲ愛シ、眞ニ支那ノ事情ヲ考ヘル上カラハ、出兵ハ中止シナケレバナラヌト云フ話サヘ、閣議ニ於テ閣員ノ中ニ出タコトハ明ナデアリマス、ソコデ已ムヲ得ズシテ、最初ニ於テハ大部隊ノ出兵ヲ企テタルモノガ、午前ノ程度ニ於テ出兵スルコトニ致シタノガ昭和二年五月ニ於ケル出兵ノ有様デアリノデアリマス、更ニ此出兵ガ機宜ヲ得テ居ナカッタ理由トシテハ、出發部隊ハ五月三十一日ニ青島ニ著イテ居リマス、然ルニソレカラ約四十日間ト云フモノハ、目的地デアル濟南ニ行カズシテ青島ニ滞在シテ居ル、是ガ非常ナル——急ニ出兵ヲシナケレバナラヌトサレタ出兵ガ、果シテ約四十日間青島ニ滞在シナケレバナラヌヤウナ、急遽ナ出兵ハナイト謂ハナケレバナラヌデアリ(拍手) 而モ其急遽派遣シタル部隊ガ、青島ニ到著シタ當時ニ於キマシテハ、既ニ海軍ノ陸戰隊ハ立派ニ山東省ノ治安維持ニ當ツテ居タト云フコトモ、是ハ御考ヲ願ハナケレバナラヌ點デアリノデアリマス(拍手) 而シテ此濟南ニ向ハナケレバナラヌ兵隊ヲ、青島タケテ還スト云フコトハ、如何ニモ工合ガ惡イ羽目ニ陥タモノト見エマシテ、ソコデ藤田總領事モ矢張考ヘタモノ、支那ノ軍隊ノ中ノ陳以藥ト云フ人ガ……

「ソシナコトハ想像ダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○神田正雄君(續) 事實デアリマス、陳以藥ガ南方ニ寢返リヲ打ツタト云フ、是モ誤タル電報ノ下ニ、漸ク七月九日ニ至テ五千ノ軍隊ヲ濟南ニ進メタト云フコトモ事實デアリ、斯ウ云フコトニナツタノモ誤タ電報デ——濟南ニ行ツテ見ルト何事モナクテ、緩々ト御引揚ニナルコトニナツタデアリマス、之ヲ要スルニ山東出兵ハ、五月末ニ

青島ニ到著シタ軍隊ガ、七月中旬マデ濟南ニ赴カズシテ、一箇月モ青島ニ立往生シタ事實、並ニ七月ニ濟南ニ著イタ軍隊ガ、同地ニ於テハ出兵ヲ必要トスル事情ノ發生シナカッタノデ、遂ニ九月八日ニ至ツテ山東カラ引揚ゲルニ至ツタト云フ事實ニ依テ明デアルガ如ク、何等出兵ノ必要ナキニ誤リタル電報ニ基イテ、一部ハ黨利黨略ニ基イテ輕率ニ行ヒタル出兵デアッタ(拍手) 其爲ニ使ツタ百六十五萬圓ノ國幣ハ——此經費ハ重大隊ガ濫ニ誤タル電報ニ依テ、内閣ノ誤タル政策ニ依テ出兵ヲシタ結果ハ、陛下ノ軍隊ノ士氣ニ關係シタト云フコトガ、偉大デアルト謂ハナケレバナラヌデアリマス(拍手) 而モ此誤タル出兵ハ、俄然トシテ列國ノ間ニモ誤解ヲ招イテ居ル、單リ國幣ヲ損ジ、士氣ヲ沮喪セシメタルノミナラズ、列國ニ日本恰モ野心アルガ如ク疑ハシメタノハ、外交上決シテ御成功トハ判斷ガ出來ナイデアリマス(拍手)

「君等ガ宣傳シテ居ルノダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○神田正雄君(續) 而モ此出兵費ハ帝國議會ノ協賛ヲ求メタニアラズシテ、全然此内閣ガ單獨ノ責任デ行ツタモノデアリマスカラ、内閣ノ責任ハ一層重大デアルト謂ハナケレバナラヌデアリマス(拍手) 故ニ本員ハ斯ノ如キ亂暴極マル責任支出ニハ、立法府ノ權威ノ上カラモ、斷ジテ之ニ承諾ヲ與フベキモノデナイト考ヘルノデアリマス(拍手) 此意味ニ於テ遺憾ナガラ委員長ノ報告ニ反對ヲスル者デアリマス

○副議長(清瀬一郎君) 藤井達也君

○藤井達也君 只今神田君ヨリ昭和二年豫備金支出ノ件ニ關シマシテ、反對ノ御意見ガゴザイマシタガ、其内容ヲ承リマス、相變ラズ民政黨諸君ノ所謂南京政府擁護ノ御演說ノヤウニ承ルデアリ(違フ違フ)ト呼ヒ拍手起ル民政黨諸君ガ演壇ニ現ハレマスルヤ、恰モ國民ヲシテ民政黨ハ

南京政府並ニ支那ノ軍閥ト相提携シテ居ルヤウナ疑ハシムルモノデアル(拍手)彼等ハ國家國民、國利民福ヲ忘レマシテ、徒ニ支那人ノ手先ナルガ如キ所ノ疑ハシムルコトハ、寔ニ遺憾千萬デアルト謂ハザル得ナイノデアリマス(拍手)而モ因縁ヲ盛ニ附ケマスルガ、特ニ此問題ニ付キマシテ、彼此申サレマスルコトハ、愈以テ民政黨ガ、恰モ支那ノ手先ニナツタカノ如キ疑ハシムルモノデアルト謂ハナケレバナリマセヌ(拍手)諸君、思フニ彼等ハ滿洲ニ於キマス駐屯軍ヲ五月ノ二十八日、青島ニ之ヲ派遣シタト云フコトハ、黨略上ノ問題デアルト云フコトニ、無理ニ之ヲ塗付ケンガ爲ニ、爲シタモノト謂ハザル得ナイノデアリマス(拍手)諸君——諸君等ガ御心配ニナルコトハナイ、陸軍省ニ於キマシテモ外務省ニ於テモ、立派ナル役人ガ出張ナサレマシテ(笑聲)支那ノ情勢ヲ諒知シテ居リマス、諸君等ガ御心配ニナルヤウナコトハ御無用ト私ハ謂ハザル得ナイノデアリマス(拍手)外務省並ニ陸軍省ガ、支那ノ狀態ト致シマシテ、我國ヨリ特別ニ兵隊ヲ派遣シナケレバナラヌ實情ニ立至リマシタカラ、滿洲内ニ於キマス駐屯軍ガ歸還シマスルノ差止メマシテ、之ヲ青島ニ向ケタト云フコトハ、吾々ガ經濟上ヨリ考ヘマシテモ、最モ要ヲ得タルモノト謂ハザル得ナイノデアリマス(拍手)若モ日本ヨリ特別ニ軍隊ヲ派遣スルヤウナコトニナリマスルナラバ、餘分ノ經費ヲ國民ガ負擔シナケレバナラヌト云フ結果ニ立至ルノデアリマス(拍手)此經費ヲ省ク點カラ考ヘマシテモ、一方ニ於キマシテハ、正ニ南軍並ニ革命軍ガ徐州ニ向テ押寄セ來ル其結果ハ、遂ニ濟南等ニ禍ヲ來シ、延テハ滿洲等ニ大ナル影響ヲ來スハ當然デアリマスカラ、先ヅ此軍隊ヲ派遣スルコト云フコトハ、我國ノ軍事行動ト致シマシテモ、外交上ヨリ考ヘテモ、當然其責務ヲ盡シタモノデアルト私ハ申上ゲルノデアリマス(拍手)諸君、特ニ民政黨ノ諸君モ御承知ノ如ク、諸君等ガ恰モ支那ノ手先ナルガ如キ疑ハシムル程

様々ナル宣傳煽動ヲ致シマスル結果、支那人ガ之ヲ利用致シマシテ、我が對支、或ハ對外ノ貿易ニ關シテ非常ナル損害ヲ加ヘタト云フコトモ、諸君ノ罪デアルト謂ハザル得ナイノデアリマス(拍手)ノミナラズ支那人ト云フモノハ、御覽ノ如ク若シ我國ガ袖手傍觀ノ態度ヲ執リマスナラバ、彼等ハ傲然トシテ彼ノ滿洲地方ニ押寄せ來リマシテ、我が在支同胞ト云フ者ニ、如何ナル危害ヲ加ヘルヤ否ヤモ測ルベカラザル狀態デアルト云フコトヲバ、我が政府ガ知リマシタカラ、滿洲ノ兵隊ヲ此地方ニ廻シタト云フコトハ、當然デアルト謂ハザル得ナイノデアリマス、神田君ノ御議論ニ依リマス、我が駐屯軍ガ青島ニ參リマシタ以後、長日ノ間何事モ爲サナカッタト云フコトヲ御非難ニナリマシタガ、我が兵隊ヲ青島ニ送りマシタレバコソ、我國ガ被リマス所ノ損害ト云フモノヲバ、多ク受ケナカッタト云フコトヲ謂ハザル得ナイノデアリマス、若シ此軍隊ヲ派遣シナカッタナラバ、アノ所謂憲政會内閣ノ對支追隨外交ニ依リマシテ、支那人ガ日本人ヲ馬鹿ニシテ居リマスル增長心ガ、愈々發達致サレマシテ、尙ホ以上ノ大キナ損害ヲ被リタト思フノデアリマス(拍手)然ルニ此派遣軍隊ヲ青島ニ駐屯サシテ居リマシタカラシテ、南方ノ兇暴ナル革命軍モ、我が日本軍隊ノ威力ヲ恐レマシテ、彼等ノ橫暴跋扈ト云フモノヲバ押ヘ付ケタモノデアルト吾々ハ信ズル次第デアルトデアリマス(拍手)此内地ヨリ軍隊ヲ派遣スベキコトヲバ、吾々ガ滿洲ヨリ派遣シタト云フ點、並ニ又其兵隊ヲ派遣シタカラ、支那人ガ憲政會内閣當時ニ大ニ煽動サレマシタ如キ、アノ日本人ヲ輕侮スル思想ト云フモノヲ、此軍隊ガデモ高懸シタモノト吾々ハ考ヘルノデアリマス(拍手)若シ此軍隊ナカレバ、アノ當時如何ナル結果ヲ生ジ、我が在外同胞ガ多大ナル損害ヲ被ルノミナラズ、吾々同胞ノ中ニハ死傷者マデモ出ス憂ガアルト云フコトヲ、私ガ申上ゲル次第ナノデアリマス、諸君、此見地ヨリ致シマシテ、其當時政府ガ滿洲ノ駐屯軍ヲ山東ニ派遣シマシタコトハ、我國ノ軍事行動ト致シマシテモ亦支那ノ南方革命軍ノ跳梁跋扈ト云フモノヲ高懸致シマシテ、我が同胞ニ安全地位ト云フモノヲ與ヘタト云フ見地ヨリ致シマシテ、本豫算ニハ全部賛成スル、而シテ民政黨ノ神田正雄君ノ議論ニハ絶對反對致ス者デアリマス

○副議長(清瀨一郎君) 只今議事進行ニ關スル發言ノ通告ガアリマス、仍テ之ヲ許シマス——岡本實太郎君

○岡本實太郎君登壇

○岡本實太郎君 議事ノ進行ニ付テ一言致ササル得ナイヤウニナツタノヲ甚ダ遺憾ト致シマス、本案ニ付テ只今討論中、藤井達也君ノ御演說ノ言葉ノ中ニ、民政黨ガ南京政府ト共謀シテ此演說ヲ爲サシメルト云フガ如キコトヲ仰セラレタノデアリマス、尙ホ更ニ民政黨ガ支那ノ手先ニナルカノ如キ疑ハシムルモノ云々ト云フコトヲ仰セラレタノデアリマス、藤井君ハ何ニ依テ、如何ナル證據ニ依テ斯ル言辭ヲ發セラレドナリアリマスカ、如何ニ二院内ノ言論ハ自由ナリトハ云ヘ、斯ル亂暴ナコトヲ單ニ推測ヲ以テ言ハレルガ故ニ、兎角議場ガ混亂シ易イノデアリマス(拍手)之ニ依テ斯様ノ亂暴ナコトハ、須ク取消サルベキモノトシテ、議長ヨリ藤井君ニ對シテ御要求アラシコトヲ望ミ、議事ノ進行ト致スノデアリマス(拍手)

○副議長(清瀨一郎君) 此際一言致シマス、藤井君ノ發言ハ多岐ニ涉リテ居リマシタカラ、前後ヲ通ジテ見ナケレバ分リマセヌ、議長ハ速記ヲ調査ノ上適當ニ處置致シマス——是ニテ討論ハ終結致シマシタ、採決ニ入ルニ先テ一言致シマス、右十四案中、先ヅ昭和二年豫算金外ニ於テ豫算外支出ノ件ニ付キ採決致シマス、此件ハ陸軍省所管ノ支那事件費ノ一部、即チ百六十萬五千四百八圓ニ對シテハ反對論ガアツタノデアリマス、先ヅ此點ニ付テ採決致シマス、本件ノ支那事件費、右一部ノ承諾ヲ與フベシトスルコトニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○副議長(清瀨一郎君) 起立多數——起立多數ト認メマス、仍テ承諾ヲ與フルコトニ決シマシタ——次ニ此一件ヲ除キタル他ノ件、即チ十三件ハ委員長報告通リ承諾ヲ與フルコトニ御異議アリマセヌカ

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ承諾ヲ與フルコトニ決シマシタ——次ニ此一件ヲ除キタル他ノ件、即チ十三件ハ委員長報告通リ承諾ヲ與フルコトニ御異議アリマセヌカ

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メ承諾ヲ與フルコトニ決シマシタ——是ニテ十四件共全部承諾ヲ與フルコトニ決シマシタ(拍手)

○原惣兵衛君 議長

○副議長(清瀨一郎君) 原惣兵衛君

○原惣兵衛君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程ヲ變更シテ、日程第四十四ノ決議案ヲ繰上ゲ上程シ、其審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス

○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更サレマシタ——日程第四十四、帝都ノ安寧秩序ニ關スル決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者高木益太郎君

第四十四 帝都ノ安寧秩序ニ關スル決議案(横山勝太郎君外十名提出)

帝都ノ安寧秩序ニ關スル決議案

近時盜賊橫行シ帝都ノ不安其ノ極ニ達ス本院ハ其ノ責任ヲ嚴明ニシ速ニ安寧秩序ノ回復ヲ期ス

右決議ス

○高木益太郎君登壇

○高木益太郎君 諸君、本員ガ茲ニ同志ヲ代表致シマシテ、決議案提出理由ノ説明ニ當リマシテ、先ヅ其決議ノ條項ヲ朗讀致シ

マス「近時盜賊横行シ帝都ノ不安其ノ極ニ達ス本院ハ其ノ責任ヲ嚴明ニシ速ニ安寧秩序ノ回復ヲ期ス是ハ一言ヲモ言ハヌデモ同ジコトダ」ト呼ビ其他發言スル者アリ只今池内君カラ色々御批評ガゴザリマシタガ、眞ニ本案ハ黨派ヲ超越シタル所ノ重大ナル問題デアリマス、即チ政治ノ中心デアリ、文化ノ中心デアリ、經濟ノ中心デアリ所ノ、此三百萬府民ノ住ンデ居ル輩ノ下ニ、日夜怪賊ガ徘徊スルト云フ狀態ハ、市民トシテ――

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 最も注意シ、其全力ヲ注イデ之ヲ防グノ策ヲ講ズルコトハ、諸君及ビ吾々ノ責任デアリマス

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 先ヅ世ニ所謂強盜強盜ナルモノハ、茲ニ三年ニ亙テ横行ヲシテ居ッテ、今日迄逮捕ニナラヌデハアリマセヌカ、御膝元ノ治安ヲ維持スベキ責任アル警視廳ガ、三年ニ亙テ此強盜強盜ヲ逮捕スルコトガ出來ナイ(拍手)曰ク第一世ノ強盜強盜、第二世ノ強盜強盜、第三世ノ強盜強盜、更ニ又講談強盜ナルモノ現レ、或ハ「ピストル」強盜ナルモノ現レ、或ハ燒切強盜ナルモノ現レ、或ハ證文強盜ナルモノ現レ、或ハ追劍強盜ナルモノ現レ、甚シキニ至ッテハ、今朝ノ新聞ヲ見ルト、白虎隊ノ歴史デ有名ナル會津ノ名士、同僚林平馬君ガ本院ヨリノ歸途荏原郡洗足池附近ニ暴漢ガ現レ、アノ屈強ナル林君ヲ、暴力ヲ以テ自動車ニ載セテ其身柄ヲ奪ヒ去タト云フ事實ガ、各新聞ニ悉ク書イテアルデアリマセヌカ(拍手)即チ又人間泥棒ナルモノガ殖エタ譯デアル、實ニ靜ニ考ヘテ、大ニ考慮シナケレバナラヌ次第デアル、此點ニ付テ本員モ非常ニ心配ヲ致シマシテ、此案ヲ出ス前ニ、此案ハ成ルベクハ衆議院滿場一致ヲ以テ通過サシテ、サウシテ一刻モ早ク國民ヲ安心セヤウト云フ考デ、先以テ反對黨ノ望月内務大臣ニ屢、交渉ヲ重ネタノデアル(民

政黨ノ内輪喧嘩デハナイカ)ト呼フ者アリ(サウ云フ黨派ノ問題デアリマセヌ、ソナ小サナ問題デアリマセヌ)――ソコデ段段ト望月内務大臣ト交渉シテ見マシタ、新聞デモ御承知デアリマセウガ、之ニ對シテ當局者ノ方デ第一ハ強盜ガ若モナク非常線警戒線ヲ破ッテ、ドント荒シテ居ル、即チ犯人ノ捕ラナイ缺點ト云フモノガアルカラシテ、之ヲ改良シナケレバナラヌ、第二ハ物のノ設備ト強盜ノ行動關係如何ニ付テ其豫防ニ全力ヲ盡サナケレバナラヌ、第三ハ搜查機關ノ缺陷、其改善完備ノ方法、第四ハ警戒網ニ付テノ改良案、第五ハ警察官勤務時間ノ改正、第六ハ警察官力ノ増進、第七ハ警察官ノ待遇及ビ休養……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 是等ノ點ニ付テ、段段ト望月内務大臣ニモ御話ヲシマシテ、本當ニ腹ノ底カラ、黨派ナド、云フ小サイ考ヲ棄テ、如何ニセバ一刻モ早ク府民ヲ安心セシムルコトガ出來ルカト云フノデ、段々御協議ヲ進メタノデアル(拍手)其中デ、望月サンモ秘密ニシテ居ルシ、吾々モ斯ウ云フ公開ノ席ニ於テ言フコトハ遠慮シタ方ガ宜イコトガ多イガ、私ガ一番望月サンニ向ッテ要求シタ所ハ、泥棒ヲ防グコトニ付テ第一線ニ立ツ所ノ警察官即チ現業員ヲ、獎勵シナケレバイカヌ、ソコデ甚ダ御多忙ノ中御氣ノ毒デアルケレドモ、今ノ警視廳ノ幹部ニ向ッテハ信用ガ置ケナイノデアルカラ、貴方ガ今日直グト是カラ第一線ニ立ツ所ノ現業員ノ監督者ニ會ッテ、大ニ獎勵ノ策ヲ講ジテ貰ヒタイ(拍手)斯ウ云フコトハ諸君ニ發表シテモ差支ナカラウト思フ、之ニ付テハ望月サンハ喜ンデ吾々ノ忠告ヲ聽キ、十分考慮ヲスルト云フコトヲ言ハレタ、然ルニ其面會ヲシタノハ――今月上旬ノ話デアリマスヨ、直ニ其晚警視廳總監ガ、自ラ各交番ヲ巡邏シテ、其上ニ警視廳總監初メ、此犯罪搜查若クハ犯罪豫防ニ關スル監督官ヲ、内務大臣ノ官邸ニ呼出シテ、サウシテ十分協議ガアッタト云フコトヲ、新聞

デ見たノデアリマス……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 是ハ吾々ノ要求ノミニ基イタノデアリマスマイ、多分望月サンノ頭カラ出タノデアリマセウガ、確ニ今迄ノ違方ト違ッテ、著シク盜賊ヲ防グト云フコトニ付テ考ヲ廻ラシテ、工夫ヲセラレタト云フコトハ疑ナカッタ、其工夫ヲセラレタ後ノ狀態ハドウデアリマス、内務大臣ガ注意シ、衆議院ニ於テモ此問題ヲ論議シ、貴族院ニ於テモ此問題ニ付テ考慮スルト云フト、忽ニ此犯罪搜查ノ方法、檢舉ノ方法ガ、一大進歩緊張ガアッタト云フコトハ爭フベカラザル次第デアリマス(拍手)是ハ洵ニ結構ナコトデアリマセヌカ、アナタ方ノ内閣ガヤツタ仕事ヲ、吾々ガ鞭撻ト云ッテハ惡イカモ知レヌガ、大ニ之ニ向ッテ注意ヲシテ、上ハ内務大臣カラ下ハ巡查マデ、悉ク奮ッテヤルト云フヤウナコトニ、今月ノ上旬カラ總テノ方針ガ變ッテデアリマセヌカ、此變ッテ結果ハドウデアルカ、諸君ノ御心配ニナツタ強盜強盜ハマダ捕マラヌガ、講談強盜ガ捕マッタデアリマセヌカ、是ハ銀座ノ松坂屋デパートメントストアデ講談強盜ノ岡崎秀之助ト云フ者ガ捕マッタ、洵ニ御互ニ喜バナケレバレナラヌ(發言スル者多シ)何ヲ言ッタ所ガ、諸君ノ妨害ニ依ッテ此壇上ヨリ降リルヤウナ人間トハ人間ガ違フ――ソコデ此岡崎秀之助ト云フ者ヲ調ベテ見ルト、是ハ司法大臣ニ能ク聽イテ戴キタイ、私ハ此注意ヲ特ニ内務大臣バカリニ要求スルノデアリナイ、最も黨派ニ關係ノ薄イト云フ司法大臣ニ、冷靜ニ能ク聽イテ貰ヒタイ、此講談強盜ノ岡崎秀之助ナル者ハ、昭和二年七月十六日強盜未遂及竊盜罪ヲ、大阪控訴院ニ於テ懲役十年ニ處セラレタ、サウシテ昭和二年ノ十月十五日、高松ノ刑務所ニ收容セラレタ男デアル、然ルニ尿道狹窄病ニ罹ッテ、監獄ニ居ルコトガ僅カ一年ニ滿タズシテ、昭和三年ノ九月二十日ニハ刑ヲ執行停止ヲ受ケタ、ソコデ檢事正ガ刑ヲ執行停止ヲナスニ當リ、兄貴ヲ呼

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 若シ監獄ノ醫者ガ誤診ヲシタ證據ハ二箇月經タ時ニハ、ソレガ高松カラ東京ヘ來テ講談強盜ヲヤッテ居ル、其講談強盜ハ何處ヘ這入ッタカト云フト、下田歌子女史ノ所ヘ這入ッタ、小説家デ有名ナル三宅サ子女史ノ所ヘ這入ッタ、而モ成ベク女ノミ居ル家ヲ損ッテ這入ッテ居ル、而シテソレガ段々ト進ミ、遂ニ銀座ヘ來テ、伊藤松坂屋ノ「デパートメントストア」ヘ這入ッタ、ソレデ店員ノ爲ニ押ヘラレテ居ル、警視廳ノ力デハナイ、店員ノ力デ押ヘタノデアル、ソコデ國民ハ、貴方ノ指揮命令ノ下ニ在ル所ノ監獄ハ何ヲシテ居ルカ、監獄ノ取締ハドウ云フ狀態デアルカト疑ハザルヲ得ナイ、十年以上ノ強盜犯デ、前科四犯ノ人間、ソレヲ在監一年バカリシカ經タヌ中ニ、濫ニ自宅ニ歸スヤウナコトニナツタノハドウ云フ次第デアルカ、是ハ前科デハナイ現科デアル、一面ニ貴方ノ監督ノ下ニ刑ヲ執行停止ヲシタ者ガ、毎年逃亡ヲスル者ガ多イノデス、斯ウ云フヤウナ強

盜、而モ刑ノ言渡ラシテカラ十年ノ懲役執行中ノ者ヲ、一年經テ所デ自宅ヘ歸シテ、ソレガ二箇月デモテ逃テ、東京ヘ來テ又泥棒ヲシタ、何故司法大臣ハ斯ル者ニ客易ク出獄ヲ命ジタ、是ガ即チ司法大臣ノ貴任デア、只今此處ニ御出デノ諸君ハ、ドウ云フ御威シテ持ツカ知レマセヌガ、試ニ泥棒ニ遭テ被害者ノ身ニナッテ御覽ナサイ、下田歌子女史ノ身ニナッタリ、三宅マサ子女史ノ身ニナッタラドウデアリマセウカ

〔強盜ノ親類〕又「倒閣強盜」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○高木益太郎君(續) 井口延次郎君默シテキラシヤイ——實ニ此日本ノ監獄ノ遺方ガドウデアルク是レ一點見ルコトガ出來ル、此事實ハ何故デアルク新聞ニ現ハレヌガ、黨派ノ問題デモ何デモナイ、餘程私ハ國民ガ注意シテ貴ヒタイト思フ、何レ司法大臣カラ此點ニ付テ國民ニ對シテ確リシタ説明ガアルコトデアラウト思フガ、實ニ司法大臣ハ、被害者タル所ノ下田歌子女史ナリ、或ハ三宅マサ子女史ナリニ對シテ、如何ナル言葉ヲ以テ陳謝スルカ、若シ之ヲ監獄ニ入レテ置キサヘスレバ、マダ九年間ト云フモノハ野ヘ放タレナイ、然ルニソレヲ出シタノハ、マルデ虎ヲ野ニ放シタガ如キモノデア、ソレガ爲ニ此議談強盜ハ、方々ヲ襲タノデア、之ニ付テハ司法大臣モ責任ガ有ルシ、内務大臣トシテモ、サウ云フヤウナ者ニ對シテ、出獄後ノ監督ヲ十分ニシナイデ——其出獄後ノ監督ヲ十分ニシテ居リサヘスレバ、サウ云フコトハ出來ナイデ濟ム(拍手)若シ逃走シタラバ、今日ノ警察デハ「ラデオ」ヲ利用シタリ、或ハ又寫眞ヲ電送スル時代デア、電氣デ以テ遠方ヘ寫眞ヲ送ル時代デア、云フコトデア、高松デサウ云フ人間ガ逃タト云フコトデア、アレバ、其寫眞ヲ全國ノ警察署ヘ電送サヘスレバ、其人間ハ直ニ捕ヘルコトガ出來ル(拍手)然ルニ是ガ各所ニ徘徊スルニ至、タノハ何故デア、カト云ヘバ、司法當局、内務當局ノ取締ガ不十分デア、カラデア(拍手)是ハ黨派ナント云フ小サイ考ヲ

持タズニ、能ク考ヘナケレバナラヌコトヲラウト思フ、然ラバ今日ノ警視廳ハ如何ト云フニ、中以下ニ於テハ中ニ其職ニ努力シテ居ル、中カラ以下ノ努力ト云フモノハ、吾等ハ健ニ認メル、併ナガラ上ノ方ニ於テ、甚ダ緊張ヲ缺イテ居ル(拍手)緊張ヲ缺イテ居ルノミナラズ、政治警察ノ方ヘ偏重ヲシテ、當時警察ト云フモノノ第三次ニシテ居ルデス、然ルニ之ニ付テハ、或ハ當局者ノ說トシテ、警察ノ經費ガ足りヌ、斯ウ云フ御説ガアルガ、經費ノ支拂モノノ運用ヲ誤レバ、幾ラ金ヲヤッタ所ガ足リルモノデヤナイ、警視廳ノ豫算ガ、近時非常ニ膨脹シテ、大正七年ニハ五百四十萬圓弱デア、タモノガ、大正十一年ニハ四千四百四十萬圓ニナツタ、更ニ昭和三年ニハ八千八百四十萬圓ノ經費ヲ支拂テ居ル、即チ警視廳ノ爲ニ吾等ハ負擔ヲシテ居ル、ノミナラズ其中ノ機密費ハ、一昨々年ハ八千圓機密費ヲ増額シテ居リ、一昨年ハ十三萬四千圓増額シテ三十萬圓ニシ、昨年ノ暮ハ又三十萬圓ト云フコトニ付テ府會ニ於テ決定シタコトハ、諸君御承知ノ通りデア、然ルニ……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 其費用ガ上ノ方ヘ濫費サレテシマフ……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 上ノ方ノ政治費ニ濫費セラレテシマフ、下ノ方ノ人民ノ生命財產ニ直接ノ關係アル所ノ常事犯ノ費用ニ使フコトハ少ナイ、一ツノ警察署ニハ一箇年ニ五十圓カ六十圓ニ止マル、サウ云フヤウナコトデ仕事ガ出來ルモノデナイト云フコトハ、常識上論ヲ俟タズ事柄デアラウト思フ(拍手)又或ハ更ニ警察官吏ヲ殖ヤシタラドウカト云フヤウナ當局ノ說モアルヤウデアルガ、御承知ノ通り、今日ハ警視廳ニ一萬三千人ノ警察官ガアル、一箇師團ト三千人ノ警察官ガアル、其外ニ東京ニハ憲兵ガアル、衛戍兵トシテ近衛、第一師團ガアル、イザ鎌倉ト云ヘバ、帝都ノ治安ハ十

分維持セラレル機關ガ整テ居ル、兎ニ角警視廳ダケデ一萬三千人居ル、然ルニ吾々東京ハ、三百年ノ太平ヲ維持セシ幕府時代ニハ、兵力ガ二十五人、同心ガ百四十人、ソレガ南北町奉行ノ配下ニアッテ三百三十人デ江戸ノ治安ヲ保護シテ居タ、明治七年ニ警視廳創設セラレル時ニ、三千人ノ警察官東京ヲ保護シタ(拍手)其内鹿兒島出身ノ者ガ千人、鹿兒島以外ノ者ガ二千人、警視廳望月サンガ部下ニ訓示スル場合ニ、警察官ガ人民ニ對シ「コラ——」ト云フコトハ、言ハヌヤウニセヨト云フコトデア、タ(拍手)今ノ警視廳巡查ヲ見マスルト、鹿兒島種ト云フモノハ殆ド無イ、鹿兒島出身ノ巡查ガ「コラ——」ト云フタハ過去ノコトダ(拍手)是ハ時勢ニ相應シナイ御訓示デア、ルガ、兎ニ角三千人ノ人ガ、昔ハ三百三十人、ソレガ三千人ニ殖ヘ、三千人ガ今日一萬三千人居ル、然ルニ是ガ足リナイカト比較研究ヲスルト、紐育ニ警察官ハドノ位居ルカ、紐育ノ警察官ハ一萬七千人デス、人口ハ昭和四年ノ東京日新聞出版ノ年鑑ニ依ルト、東京府民ハ三百六十九萬九千四百二十八人トアル、次ニ紐育ノ人口ハドノ位アルカト云フト、六百萬人居ル、サウスレバ紐育ノ比例ヲ以テ言ヘバ、警視廳ノ警察官ハ八千人位ニ減ラスコトガ出來ル、頭數ノ比較デ言ヘバ八千人ニ減ラスコトガ出來ル、ソレヲ現ニ一萬三千人居ル、ソレ故必シモ金ガ足りナイ、人間ガ足りナイトハ、統計比較上見ル譯ニ行カヌ

〔此時發言スル者多シ 議場騷然〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 次ニ私ノ最も望月内務大臣ニ注意ヲ望ム所ハ、人間ノ能力ヲ濫費スル、浪費セルト云フコトハ、ハテナイ、人間ヲ緊張サセルト云フコトハ、一番大切デア、ル、ソレコト何ガ警視廳ノ一番ノ缺陷デア、カト云ヘバ、政治ニ偏スルコトガ惡イ、ソレカラ第二ニハ土地ノ事情ヲ知ラナイ、東京ノ警察官ガ東京ノ事情ヲ知ラナイ、東京學ノ素養ガナイ(笑聲)東京ノ警察官ニ對シ、此内閣ニナツタ時ドウ云フコトヲヤッタカト云フト、一度ニ十七警察署長ノ免官、休職ヲ命ジタ、私ハアノ官報ヲ見テ實ニ驚イタ、此御蔭元ノ市民ノ安寧幸福ヲ保護スル監督官デア、ル警察署長ヲ、十七人モ一時ニ首ヲ截テ差支ナイト云フコトガ出來レバ、警察官程易イ者ハナイ、是ハ抑、東京ノ事情ヲ知ラズシテ、東京ヲ治メヤウト云フ所ノ根本觀念ノ誤デア、(拍手)無論ノハ望月サンヲ責メルノデハナイ、是ハ前ノ鈴木内務大臣ノ責任デア、ルガ、ソナナ事デ東京ノ治安ガ保テラナラバ、コンナ樂ナコトハナイ、果セル哉續々トシテ種々ナル事故ガ起テ來タ、現ニ前同君々ノ同志デ尊敬スル横山勝太郎君其他ノ諸君カラシテ、警視廳ノ職權濫用、人權ノ蹂躪、不法監禁、名譽毀損、新聞惡宣傳ニ利用ト云フ點ニ付テ質問セラレタノデアリマス、ルガ、私ハ抽象的ノ問題ヲ離レテ、今此處ニ總理大臣モ居ラル、コトデア、ルカラ、私ハ總理大臣ト第一師團ノ聯隊長時代カラ知テ居ル、デア、ルカラ私ガ總理大臣ニ言フコトハ、是ハ決シテ民政黨ノ高木デハナイ、東京市民ノ一人タル高木ガ誠心誠意儉ニ訴ヘルノデア、ルト思フテ御聽ヲ願ヒタイ、此間横山君ハ、此事實ヲマダ御速ニナラナカッタノデアリマスガ、總理大臣ガ極ク御懇意ニシテ居ラレ、貴族院議員ヲ長クシテ居ラレタ橋本辰次郎ト云フ人ガアル、之ヲ警視廳ノ刑事部長ガ、何カ犯罪行為ガアルト云フテ呼出ヲシタ、呼出シタ所ガ、此橋本辰次郎ト云フ人ハ、麹町區丸町一丁目六番地ニ住ンデ居ル、然ルニ警視廳ノ巡查ガ拘引シテ來タ人間ハ誰デア、ルカト云フト、麹町ノ橋本辰次郎君ニアラズシテ、小石川區仲町四十一番地ノ橋本辰次郎君ヲ引張テ來タ、ソコデ久保田、有松ナドト云フ人ガ、警視廳デ調べテ見ルト年齢モ違ヘバ、商賣モ違ヘバ、マダ違タ人間ヲ調べタ、ソコデ新聞ニハ小石川ノ橋本辰次郎ト云フ人ガ拘引セラレタト云フ記事ガタリニ出サレテ非常ニ迷惑ヲシタ(此時發言スル者多シ)今日ノ犯罪搜查ノ拙劣ナルコトハ此一例デモ分ル、十七人ノ

シ、此内閣ニナツタ時ドウ云フコトヲヤッタカト云フト、一度ニ十七警察署長ノ免官、休職ヲ命ジタ、私ハアノ官報ヲ見テ實ニ驚イタ、此御蔭元ノ市民ノ安寧幸福ヲ保護スル監督官デア、ル警察署長ヲ、十七人モ一時ニ首ヲ截テ差支ナイト云フコトガ出來レバ、警察官程易イ者ハナイ、是ハ抑、東京ノ事情ヲ知ラズシテ、東京ヲ治メヤウト云フ所ノ根本觀念ノ誤デア、(拍手)無論ノハ望月サンヲ責メルノデハナイ、是ハ前ノ鈴木内務大臣ノ責任デア、ルガ、ソナナ事デ東京ノ治安ガ保テラナラバ、コンナ樂ナコトハナイ、果セル哉續々トシテ種々ナル事故ガ起テ來タ、現ニ前同君々ノ同志デ尊敬スル横山勝太郎君其他ノ諸君カラシテ、警視廳ノ職權濫用、人權ノ蹂躪、不法監禁、名譽毀損、新聞惡宣傳ニ利用ト云フ點ニ付テ質問セラレタノデアリマス、ルガ、私ハ抽象的ノ問題ヲ離レテ、今此處ニ總理大臣モ居ラル、コトデア、ルカラ、私ハ總理大臣ト第一師團ノ聯隊長時代カラ知テ居ル、デア、ルカラ私ガ總理大臣ニ言フコトハ、是ハ決シテ民政黨ノ高木デハナイ、東京市民ノ一人タル高木ガ誠心誠意儉ニ訴ヘルノデア、ルト思フテ御聽ヲ願ヒタイ、此間横山君ハ、此事實ヲマダ御速ニナラナカッタノデアリマスガ、總理大臣ガ極ク御懇意ニシテ居ラレ、貴族院議員ヲ長クシテ居ラレタ橋本辰次郎ト云フ人ガアル、之ヲ警視廳ノ刑事部長ガ、何カ犯罪行為ガアルト云フテ呼出ヲシタ、呼出シタ所ガ、此橋本辰次郎ト云フ人ハ、麹町區丸町一丁目六番地ニ住ンデ居ル、然ルニ警視廳ノ巡查ガ拘引シテ來タ人間ハ誰デア、ルカト云フト、麹町ノ橋本辰次郎君ニアラズシテ、小石川區仲町四十一番地ノ橋本辰次郎君ヲ引張テ來タ、ソコデ久保田、有松ナドト云フ人ガ、警視廳デ調べテ見ルト年齢モ違ヘバ、商賣モ違ヘバ、マダ違タ人間ヲ調べタ、ソコデ新聞ニハ小石川ノ橋本辰次郎ト云フ人ガ拘引セラレタト云フ記事ガタリニ出サレテ非常ニ迷惑ヲシタ(此時發言スル者多シ)今日ノ犯罪搜查ノ拙劣ナルコトハ此一例デモ分ル、十七人ノ

警察署長ノ首ヲ試テ、サウシテ殆ど新米ナ素人ガ監視廳ヘ入込ダノデアルカラコナ間違ガ出來ルノダ、斯ル例ハ細民ニ對シテハ何十人何百人アルカ知レナイ、諸君ノ交際ノアル、知己デアル人ノ中ニ於テモ、斯ウ云フ間違ヲサレテ、小石川ノ橋本辰次郎君ハ非常ニ憤慨シテ、歸タト云フコトガアルガ、是ガ即チ人權蹂躪ノ一例デア、又警察力ヲ濫費シタト云フ例ハ、或ル警察署管内ニ於テ、雄猿ガ逃出シタ、之ヲ警察デ其猿ヲ捕ヘンガ爲ニ、今日モ明日モ二百名三百名ノ巡查ガ集テ、其猿ヲ追廻シテ居ル、然ルニ翌日ノ新聞ヲ見ルト云フ、如何ニモ其警察ノ當局者ノ違方ガ、警察力ヲ濫費シテ居ル、雄猿ヲ捕ヘルノニハ、雄猿ヲ一匹置キサヘスレバ雄猿ハ其臭ヲ嗅イデ自然ニヤツテ來ル、然ルニ二日ニ互テ何百人ト云フ巡查ノ能力ヲ濫費スルノハ、酷イト云フコトガ新聞ニ書イテアッタガ、是ハ諸君ガ其新聞ヲ見テ御承知デアラウト思フ、ソコデアアルカラ、吾々ハ無暗ニ警察ノ當局者ガ部下ヲ使用シテ、其能力ヲ濫費シテ、肝腎ナ此民衆ニ對スル保安、犯罪ニ對スル搜查ヲ閑却スルハ、甚ダ失當極マル事デアルト思フ、殊ニ司法大臣ノ強盜ニ對スル所ノ刑事政策ニ付キ誤テ居ルコトガアル

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 吾々ハ自分ノ政黨ノ首領ガ居ル前デモ、反對黨ノ者ガ懇談ヲスルノニ即チ決議ノ趣意ヲ懇談ヲスルノニ、其同政黨派ニ屬スル所ノ議員ガ、之ヲ妨害セントスルノハ何事デア、立憲政治ノ上ニサウ云フ態度ガアルカ、吾々ハ侮辱スルモノデハナクシテ、自分ノ政黨ノ首領ニ對スル侮辱デヤナイカ……

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 今日ハ窃盜ヲ驅テ強盜ニ變ヘシムル弊ガアル、今朝ノ新聞ヲ讀ムト、何カ監視廳ハ統計表ヲ出シテ……

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 強盜ガ捕マルト云フノデ統計表ノ話ガ中村搜查課長ノ談トシテ書イテアル、檢舉率良好、斯ウ題シテ、是カラハ說教強盜ニ全力ヲ注グト云フコトガ、新聞ニ書イテアル、併ナガラ今日ハ制度ガ惡イカラシテ、窃盜ニ入ッタ奴ガ強盜ニ變ル……

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 御承知ノ通り、從前ノ刑法ニ依ルト、強盜ハ重罪、其刑期ガ懲役六年以上デアリ、窃盜ハ輕罪デアッテ、輕罪ノ窃盜ハ再犯加重、其他情狀ノ重イ者デモ重禁錮七年ヲ越ユルコトガ出來ナイ、デアアルカラシテ彼等モ利害ノ打算ノ上カラ窃盜ガ強盜ヨリ不利益デアルト云フコトハ分ル、然ルニ新刑法ハ窃盜ノ刑ヲ以テ、初犯ハ懲役十年以下、再犯ハ二十年ニシタモノデアリマスカラ、前科者デアル時ニハ、強盜ヲシテモ、窃盜ヲシテモ、殆ど其刑ニ輕重ノ區別ガナイ、ソレデアアルカラ元ハ木刀ヘ銀紙ヲ貼ッタリ、或ハ「ピストル」ニ紛ラハシイ玩具ヲ以テ「ピストル」ナリト言ッテ欺イテ、サウシテ窃盜ニ入ル者ガ多カッタ

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 所ガ此頃ハ窃盜ヲ爲ス者モ嚴罰セラレ、強盜ヲ爲ス者モ嚴罰セラルト云フヤウナ工合デ、自然窃盜カラ強盜ニ變リ、所謂居直リ強盜ト云フ者ガ非常ニ殖エタ譯デアリマス、ソレデアアルカラ制度ノ惡イ爲ニ、強盜ヲ獎勵スルヤウナ傾ガアルコトハ、今日天下ノ通論デア、是ハ制度ノ惡イ爲ニ強盜ヲ獎勵スルヤウナコトガアッテハ、甚ダ良民ノ迷惑デアリマス、殊ニ都會ノ裁判所ハ若イ判檢事ガ多イ、其若イ判檢事中ニハ往々判檢事ガ多イ、田舎ノ裁判所デアレバ、同ジ強盜デハ、九年ノ刑ヲ食ハセルノガ、東京ノ裁判所ニ來ルト五、六年位ノ刑デ済ム、其結果ドウシテモ強盜ノ中央集權ト云フモノガ行ハレル(笑聲)ド

ウシテモ都ニ強盜ガ多ク集マルヤウナ結果ヲ見ル、是等ハ司法大臣トシテ刑ノ盛リ方ヲ注意シ、例ヘバ田舎ノ裁判所ガ平均ドノ位盛リ、東京ノ裁判所ハ平均ドノ位盛、テ居ルカト云フコトヲ監督シナケレバナラヌ、ドウシテモ刑ノ輕イ爲メ強盜ガ東京ニ密集スルヤウナコトニナッテ居ル、是ハ司法大臣トシテ十分ニ監督ヲシテ、明日カラデモ直ニ檢事ニ命ジテ、強盜、而モ持兇器強盜ニハ、嚴重ナル求刑ヲサセナケレバナラヌト思ヒマス、則チ刑期ノ量定ニ對シテ司法大臣ハ十分ナル努力ヲ吾々ハ望ム

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 吾々ハ固ヨリ中カラ以下ノ警察官ノ努力ニ向ッテハ非常ニ同情ヲ表スル、昨晚モ芝愛宕町ノ警察署ニ強盜ガ捕マッタト云ヒ、又四谷ノ警察署ニ強盜ガ捕マッタト云フコトヲ刊見シタカラ、本物ヲ見ニ行ッ所ガ、兩方共諸君ガ心配シテ居ル所ノ說教強盜デハナイ、片方ハ二十二位ノ極ク若イ男、片方ハ四十臺ノ男デアッタガ、世ノ所謂說教強盜デハナクッテ、甚ダ遺憾デアッタ、吾々ガ中カラ以下ノ警察官ニ對シテハ同情ヲ表シテ、能率ノ濫費、金錢ノ濫費、之ヲ内務大臣トシテハ嚴重ニ監督ヲシテ貰ヒタイト思フ、昨日監視廳ノ統計ヲ取リニヤッテ見タ、私ハ望月内務大臣ニ注意ヲシテ貰ヒタイ、最近ノ監視廳統計書ノ九十四頁ヲ御覽ヲ願ヒタイ、是ハ昭和二年十二月三十一日ノ調査デア、ドウ云フ具合デアアルカト云フ、監視廳ノ金ノ使方ガ適當デナイト云フ、一例デ、警部デ賞與ヲ受ケタモノガ、褒賞累年比較ノ欄ニ、犯罪豫防ノ爲ニ警部ガ賞與ヲ受ケタ者ガ、一年ニタタ一人デ、賞與ノ金額ハ僅カ一圓ダ、國民ハ一年ニ監視廳ニ千八百萬圓金ヲ拂ッテ居ル、然ルニ一番大切ナ犯罪豫防ノ爲ニ賞與ヲ貰ッタ者ガタタ警部ニ一人デ、其賞與ノ金額ハ一圓ダ、一圓デハ夕飯ノ定食ヲ一人前モ食フコトガ出來ナイ……

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 今日ハ窃盜ヲ驅テ強盜ニ變ヘシムル弊ガアル、今朝ノ新聞ヲ讀ムト、何カ監視廳ハ統計表ヲ出シテ……

○高木益太郎君(續) ソレカラ急遽ノ際ニ警察官ニ對シテ爲シタル協力、是ハ幾ラ金ヲヤッタカト云フコト、タッタ四圓ダ、是ハハ明ニ監視廳カラ呉レタ統計書ニ書イテアル、コンナ馬鹿ナコトヲシテ、犯罪ノ豫防ダト云フコトガ世間ニ對シテ言ヘルカ、上ノ方ノ人ハ三十萬圓カラノ機密費ヲ毎年毎年勝手ニ使ッテシマッテ、下ノ方ハコンナ有様デア、是ハ吾々ハ中カラ以下ノ警察官若クハ警察官ニ協力スル所ノ市民ニ同情シナイデ默ッテ居ラレルカ

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 新聞デ人情味アル内務大臣ダト云フコトヲ言ハレテ居ルガ、コンナ有様デヤ困ルノデアアルカラ、ドウゾ人情味ヲ十分發揮シテ貰ヒタイ、斯ノ如ク中カラ以下ノ警察官ニハ同情スベキデア、然ラバ中カラ上ハドウデアアルカト云フト、今帝都ノ警察ノ首腦者ハ誰デア、刑事警察ノ指揮者ハ宮田光雄君ダ、宮田光雄君ト言ヘバ、貴族院ノ書記官トシテ、會計課長トシテ、吾々ハ其手腕ヲ認メ、又議院ノ建議ニモ盡力セラレテ、其令名ノ高イコトハ認メル、併ナガラ宮田君ハ帝都ノ警察ノ事務ニ付テ經驗ガアルカドウカト云ヘバ、全ク經驗ハ無イ、殆ド吾々ト同様、素人デア、而シテ此監視廳監督ガ何ヲセラレテ居ルカト云フト……

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○高木益太郎君(續) 監視廳監督ハ専心犯罪ノ豫防、即チ警察ノ中樞デア、犯罪豫防ニ全力ヲ注ガナケレバナラヌ、所謂帝都治安維持ノ重責ハ、宮田君ノ雙肩ニ荷ハレテ居ルノデア、其入ガ何ヲシテ居ルカ、或ハ三重縣、或ハ福島縣、或ハ愛知縣ヘト旅行シ、今日ハ田舎ノ青年會、明日ハ政友會ノ大會ト云フヤウナ事ノ爲ニ地方ヘ屢々出張セラレル、此出張ヲセラレルノハ内務大臣ガ一々許可ヲセラレタカドウカヲ吾々ハ聞キタイ、不眠不休ノ警察事務ニ付キ帝都ニ於テタッタ一人ノ監視廳監督ガ、屢々田舎ニ

旅行セラレタナラバ、部下ハ勿論、吾々府民マデノ位心配デアルカ知レナイ、然ルニ或ハ三重縣デゴザル、或ハ福島縣デゴザル、或ハ愛知縣デゴザルト、屢々管轄外ニ出テ居ラレルノミナラズ、福島縣ノ郡山ニ付テハ、此間貴族院ニ於テ論難セラレタ如ク、銀行問題ニ付テ奔走シタト云フコトガアルデハナイカ、詰リ宮田君ハ刑事事件ニ全力ヲ盡シテ居ラナイデ、政治ニ關スル事件ニバカリ關係シテ居ル、隨テ宮田君ノ注意カガ一警察事務ニ付テハ薄イ、ソレ故ニ自分ノ部下ノ者ガ、何カ政治上ノ事件ヲ持テ行ケバ喜ブ、當リ前ノ強盜ノ事件デアルト云フト第二、第三ニスル、是ハ世間ニ定論ガアル、甚ダ遺憾千萬デアル、昨年ノ事デアリマシタガ、宮田警視總監ノ官舎ノ隣家ノ突兀タル起重機ガ倒レタ、其時官舎ノ四疊ノ座敷ト思ヒマスガ、其處ニ宮田君ガ子供ヲ集メテ食事ヲシテ居ル所ニ、隣ノ起重機ガ倒レテ、モ少シデ宮田君ノ家族ガ全滅スルヤウナ危イ目ニ遭タ、ソコデ其騒ガアテ以來、官舎ヲ直ニ現在ノ場所ニ移シテ、今ノ借官舎ニ入テ居ルデハナイカ、是ハ、新聞ニ出タ事實デアル、次ニ久保田君ハト言ヘバ、刑事部長トシテ東京デ犯罪ノ豫防、捜査ニ全力ヲ盡サナケレバナラヌ地位ニ居ル人デアル、昨年下谷ノ待合梶田屋ニ於テ、政友會ノ代議士中島守利君ト酒ヲ飲ンデ居タ、是ハ中島守利君ト云ヘバ東京市ノ疑獄問題ニ付テ如何ナル關係デアルカ誰ニモ分ル

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 然ルニ其待合ニ於テ酒ヲ飲ンデ居ル間、其入口ニ警視廳ノ自動車ヲ置クト云フコトハ、世間ヲ憚ルモノデアルカラシテ、其自動車ヲ上野ノ大通リノ

伊藤松坂屋ノ建築場ノ所ニ置イタ、然ルニ天ナル哉、命ナル哉、高サ百尺モアル起重機ノ何百貫アルカ分ラヌモノガ俄ニ倒レテ來タ(拍手)丁度警視總監ノ官舎ニ起重機ガ倒レタト同様ニ、アノ建築場ニ在タ所ノ何百貫ト云フ起重機ガ倒レテ來タ(拍手)之ガ爲ニ上野ノ往來デ數名ノ死傷者ガ出來タ、其倒レ來タ東京市ノ電車ハ大破損ヲシ

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 警視廳ノ刑事部長ノ自動車ハドウナタカト云フト、起重機ノ重ミノ爲ニ潰レテ、其内ニ居タ所ノ警視廳ノ運轉手ハ滅茶々々ニナッテ死ンデシマッタ(拍手)是ハ春秋ノ筆法ヲ以テ言ヘバ、所謂天譴ダ

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 天ガ譴メタノダ、警視總監ノ官舎ニ隣ノ起重機ガ倒レテ、子供衆ニ向テ非常ナ被害ヲ與ヘントシ、刑事部長ノ久保田君ガ待合デ飲ンデ居ル間ニ、松坂屋ノ「デパートメントストア」ノ側ニ於テ起重機ガ倒レテ、警視廳ノ自動車ガ潰レタノミナラズ、運轉手マデ即死スルト云フコトハ保安警察ノ不注意ヲ戒メル天ノ命デアル、天譴デアル(拍手)

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高木益太郎君(續) 倫敦デ一人ノ婦人ガ警察官ノ爲ニ淫婦ト誤解セラレタ事ヨリ、國民ニ對スル人權保護ノ責任ノ上カラ其内務大臣ガ辭職シタデハアリマセムカ、是ハ此壇上ニ於テ屢々痛論スル所デアル、然ルニ我ガ帝都デ、滿天下悉ク警視廳ノ廓清ヲ叫ンデ居ル此場合ニ、私ハ總理大臣、内務大臣、司法大臣ハ、其原因ニ遡テ根本的ニ十分研究ヲシナケレバナラヌト思フ(拍手)先ヅ人間ノ思想惡化ノ問題ニ入テ慎重ニ考ヘナケレバナラヌ、私ハ今日ハ宗教其他ノ根本問題ハ略シテ居ルノデアリマスガ、對症療法トシテモ、今日目前ニシナケレバナラヌ策ハ澤山アルノデアル、之ニ付テ私ハ田中内閣トシテハ、十分ニ慎重ニ考ヘテ、帝都ノ市民ヲシテ枕ヲ高ウシテ、其塔ニ安ンゼシムル事ニ全力ヲ盡スノハ當然デアルト思フノデアリマス(拍手)是ガ私ノ提案趣旨ノ概略デアリマス

○副議長(清瀬一郎君) 林平馬君ヨリ一身ニ關シテ辯明ノ點アリトシテ發言ヲ求メラレテ居リマス、仍テ之ヲ許シマス、申ス迄モナイコトデアリマスルガ、特ニ一身上ノ件ニ關シテノ御發言アランコトヲ望ミマス——林平馬君

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○林平馬君 諸君、私ハ帝國議會ト云フ所ハ、洵ニ重大ナル國事ヲ議スル場所デアルト心得テ居リマス、此時ニ當リマシテ、帝都ノ治安維持ニ關スル決議案ナドガ上程ニナルト云フコトハ、洵ニ苦々シイコトデアルト存ジテ居ル者デアリマス(拍手)而モ其中ニ、自分ガ出テ一身上ノ辯明ヲセナケレバナラナイト云フコトハ、深ク遺憾トスル次第デアリマス、併シ已ムコトヲ得ズ、簡單ニ自分ノ一身上ノ辯明ヲ申上ダヤウト思フノデアリマス、申スマデモナク私ハ民政黨ノ代表演說トシテ、反對演說ヲ申上ダタルノデアリマセムカラ、衆議院議員トシテ自分ノ一身上ノ辯明デアリマスルカラ、聽聽タル騷擾亂雜ヲ止メテ、何卒御靜肅ニ御

聽キ下サランコトヲ豫メ御願ヒ申上ダテ置キタイノデアリマス、サウシテ辯明ヲ申上ダル前ニ特ニ御諒承ヲ願ハセウレバナラナイコトハ、一昨夜起タアノ出來事以來、私ハ今日今尚ホ私ハ被害ヲ繼續シテ居ル者デアリマスルガ故ニ、即チ被害ノ繼續者トシテ一身上ノ辯明ヲ試ミントスル者デアリマス(拍手)諸君……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○林平馬君(續) 私ハ昨年ノ暮頃カラ屢々一種ノ誘惑ヲ受ケテ居タノデアリマス、或ハ至急ニ田中總理ニ會テ吳レトカ、或ハ久原氏ニ會テ貴ヒタイト云フヤウナ註文ヲ屢々受ケテ居タノデアリマス(拍手)サリナガラ常ニ之ヲ私ハ斷テ居タノデアリマスルガ、最近ニ至リマシテ、諸君、本員ガ登院セントスル時ニ、突然顔モ知ラナイ壯漢ガ私ノ宅ニ參リマシテ面會ヲ強要致シマシタガ、強ク拒絕シタケレドモ、強イテ會ヒタイト云フカラ、餘儀ナク面會ヲシテヤッタノデアリマシタガ、ソレハ十二日ノ朝デアリマシタ……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○林平馬君(續) 彼ノ言フノニハ是非瓦斯會社ノ重役鈴木氏ニ會テ貴ヒタイトカ……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○林平馬君(續) 或ハ草野馨ニ會テ貴ヒタイト云フコトモ言フノデアリマス、併シ私ハ、今差當リ會フ必要モナイカラト言テ追返シヤウニ歸シテヤッタノデアリマス、其爲ニ私ハ登院ヲ遅ル、コト三十分ノ被害ヲ受ケタノデアリマス、サウシテ其男

ハ其後、面會ヲ強要シテ参リマスルガ、何時モ斷テ居タノデアリマス、所ガ一昨夜議會ガ散會ニナリマスルト、私ハ直ニ歸宅ヲ致シタノデアリマスルガ、其途中丁度時刻ハ——(發言スル者多ク議場騒然)政友會ノ諸君ハ斯ノ如キ重大ナルコトヲ聽カント欲シナイノデアリマスカ、諸君

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ御聽ヲ願ヒマス

○林平馬君(續) 八時十分頃デアット思ヒマスガ、洗足停留場ニ降りテ参リマスルト、一人ノ壯漢ガ現レマシテ——暴漢デアリマス、暴漢ガ現レマシテ、本員ニ對シテ「貴方ハ林サンデアリマスカ」ト聞キマシタカラ、私ハ然リト答ヘマシタ、然ルニ暴漢ハ「ドウカ是カラ一結ニ行テ貰ヒタイ」ト同行ヲ強要シマシタカ、何レノ場所ニ於テ如何ナル人ニ會フノダト尋ネテモ答ヘマセヌカラ、私ハ之ヲ斥ケタノデアリマス、然ルニ其時、周圍カラ更ニ二名ノ暴漢ガ現レテ、私ノ前後ヲ包圍致シマシタ、何デモ兎ニ角同行シテ貰ハナケレバナラヌト云フコトデアリマスルガ、私ハ斷ジテ之ヲ拒絕シタノデアリマス、然ルニ暴漢三人ハ……

〔此時發言スル者多ク議場騒然〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○林平馬君(續) ドウシテモ連レテ行カナケレバ吾々ノ任務ガ果セナイカラト言ウテ、遂ニ無理無體ニ私ノ自由意思ヲ拘束シテ、自動車ニ乗セタノデアリマス(拍手)

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○林平馬君(續) 而モ何レノ方面ニ向フカ方向スラモ分ラズ、ヒタ走りニ自動車ハ闇中ヲ走リタノデアリマス、諸君、サウシデ何レニ行クカト思フテ居リマシタガ、其自動

車ハ九段ノ上ノ富士見町ト云フ所ノ「山月」ト云フ待合ノ前ニ停タノデアリマス、所ガ其家ニ上テ見ルト、知ッ者ハ誰モ居リマセヌ、初メ私ヲ乗セルマデハ行キサヘスレバ貴方ノ知ッ居ル人ガ待ッテ居ルカラ、行ッ貰ヒタイト言ウタニモ拘ラズ、其席ニハ私ノ知ッ居ル人ハ居ナカッタノデアリマス、所ガ待ッコト約一時間以上ヲ經過シタ時ニ現レテ参ッタノハ、數日前ニ私ノ家ヲ訪ネタ所ノ齋藤ト云フ男ガ現レテ來タノデアリマス、是ハ後ニ分ッタノデアリマスガ、偽名者デアッタノデアリマス、サウシテ其男ガ言ウノニハ、ドウカ是カラ鈴木實彦氏ニ會ッ貰ヒタイト云フコトヲ強要シタノデアリマス(拍手) 諸君、サウシテ居ル内ニ彼此更ニ又一時間餘ヲ經過シタノデアリマスルガ、丁度十一時ヲ十分許リ過ギタト思ヒマシタ、所ガ現レテ出テ來タノハ鈴木實彦デハアリマセヌデ、即チ草野馨ト云フ男ガ出テ來タノデアリマス、而シテ諸君、草野ノ言ッコトヲ要約シテ言フナラバ、是非鈴木ニ會ッ貰ヒタイガ、今日ハ鈴木ハ用事ガアッテ來ラレナイノデ、其内意ヲ受ケテ來タノデアアル、ダカラシテ一切私ト話ッシテ貰ヒタイ……

〔此時發言スル者多ク議場騒然〕

○副議長(清瀬一郎君) 津雲君靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ……

○林平馬君(續) 諸君、政友會ノ諸君ハ聽キタクハナイノデスカ——其草野ガ言フノニハ、私ハ鈴木ノ意ヲ體シテ來タ者デアアルガ、實ハ君ハ知ッテ居ルカ居ナイカ知ラヌガ、鈴木ハ或ル大キナ椅子ヲ現内閣カラ與ヘラレルコトニナッテ居ルノデアアルガ、ソレニ就テハ現内閣ニ中義ヲ盡サナケレバナラナイト云フコトニナッテ居ルノデアアル、デア

ルカラ……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○林平馬君(續) 實ハ君ノ脱黨ヲ鈴木ハ最モ希望シテ居ル者デアルト言ッタノデアリマス、其邊ヲ想像シテ見ルト、現内閣ハ鈴木氏ニ或ルモノヲ與ヘンガ爲ニ、代議士數人ノ誘拐ヲ望ンデ居ルト言ハナケレバナラナイノデアリマス、サウシテ私ハ之ニ答ヘテ言ヒマシタ、鈴木氏ニ會フ爲ニハ何モ諸君ノ仲介ヲ要シナイノデアアルガ故ニ、私ガ明日ニデモ會ッテヤルカラ、今日ハ是デ歸ラナケレバナラヌト言ッタラ、ソレ等ノ暴力團、殆ド六七人ノ人々ハ、二階ト下トニ要シテ居リマシテ、ドウシテモ私ヲ歸サナイノデアリマス、ソコデ私ハ敢然トシテ言フタコトハ、四十餘年間私ハ一日モ自分ノ家庭ニ無斷デ他所ヘ泊ッタコトハナイノデアリマス、ノミナラズ一遍モ待合ナドニ泊ッテ來タコトハ斷ジテナイノデアリマス(拍手) 故ニ今晚此處ニ泊メラレルコトハ以テ外ノ迷惑デアルノミナラズ、若シモ諸君ガ私ヲ此待合ニ泊メルト云フコトニナッテナラバ、諸君ハ自分ノ目的ヲ達スル爲ニ人ノ家庭ヲ破壊シテモ、尙ホ顧ミナイト云フコトニナルデハナイカ、而モ明日私ハ諸君ノ希望者デアル所ノ鈴木氏ニ會フコトヲ言明シタ以上ハ、歸シテモ宜イデハナイカト言ウタノニ對シテ、遂ニ餘儀ナク私ヲ歸スコトニナッタノデアリマス(拍手) 諸君、丁度其處ヲ出マシタノハ、一昨夜々半ノ一時近イ頃デアリマシタガ、家ニ歸ッタノハ一時半ヲ過ギテ居ッタノデアリマス、私ハ茲ニ大ニ言ハナケレバナラヌコトハ、遂ニ未デ會テ無イ所ノ精神の強姦ヲサレタモノデアアルガ故ニ、非常ニ不愉快ヲ感ジテ、且ツ非常ニ亢奮致シマシテ……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○林平馬君(續) 遂ニ私ハ其晩ハ歸ッテカラモ、昨日ノ朝、夜ガ明ケル迄一睡モ睡眠ヲスルコトガ出來ナカッタノデアリマス

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○林平馬君(續) サウシテ私ハ唯非常ナ不安ト遺憾トヲ感ズルノミデナク、私ノ家庭ニ及ボス所ノ大キナ被害ガアッタノデアリマス、何トナレバ私ハ昨年ノ春ノ特別議會ニモ斯ウシタ事件ガアッタ時ニ、子供等ハ非常ニ不安ヲ感ジテ、御父様ドウカ議員ヲ罷メテ貰ヒタイト言ウテ、所謂辭職勸告ガ家庭カラ起ッタト云フヤウナコトガアッタノデアリマス、所ガ今回ノ此出來事ハ更ニ深刻ナモノガアルガ故ニ、子供等ハ一層恐怖ヲ感ジ、代議士ヲ罷メルコトヲ願出ルト云フヤウナ、家庭カラシテ所謂辭職勸告ガ起ッテ居ルト云フヤウナコトデアリマス、諸君私ハ此處デ想ヒ出シマスガ、「フランシスサビーエ」ト云フ人ハ、我ニ七歳マデノ教育ヲ委スナラバ、其後ハ如何ナル人ノ手ニ委ネテモ安心デアルト言ウデアリマス、又「フレール」ト云フ人ハ、是ハ幼稚園ノ開祖デアリマスガ、其人ガ言フニハ、人間ハ六歳マデノ間ニ、一生ノ道德の基礎ガ確立スルモノデアルト言ウデアアルノデアリマス、ソレ等カラ考ヘテ見ルト、人生ノ根本ハ全ク以テ幼少ナル間ニ築カレルト云フコトガ分ルノデアリマス、然ルニ家庭ノ子供ガ不安恟々トシテ精神状態ヲ脅カサレルト云フコトハ、實ニ重大ナル所ノ現象……(此時發言者多ク聽取スル能ハズ)言ハナケレバナラヌノデアリマス、諸君、當ニ私ノ家庭バカリデハナイ、一般帝都、滿都ノ婦

……

人小兒ガ、悉ク皆此不安恟々ノ裡ニ日ヲ送ッテ居ルノデアリマス、先般望月内相ハ帝都ノ治安維持ニ就テハ缺點ル所ガナイモノ、如クニ言明サレタノデアリマスガ、私ノ此手ノ負傷ガ治安ノ缺點ル所カラ出来タコトヲ立證スルモノデハナイカ、又今日ハ不安ニ備ヘル爲メニ、現ニ電鈴保安組合ナド、云フヤウナ、寔ニ不可思議ナル組合ガ出来テ居ルト云フコトモ、亦以テ帝都ノ治安ガ維持サレテ居ナイト云フコトノ證據デアルト謂ハナケレバナラヌ(拍手) 諸君、今日ノ吾々ノ不安ト云フモノハ、實ニ絶頂ニ達シテ居ルト言ウテモ宜シイ、吾々ハ幼少カラ滿洲ノ不安ト云フコトヲ聞カサレテアリマスガ、ソレハ滿洲ニハ馬賊ガ出テ不安デ堪ラナイト云フコトデアリマスアレドモ、併ナガラ滿洲ニ馬賊ノ出ルコトハ、一年ニ一遍カ二遍シカナイノデアリマス、少クモ今年ニナケレバハ、サウ云フ事ヲ聞カナイノデアリマス、然ルニ帝都ノ不安ハ滿洲ドコロデハナク、實ニ容易ナラナイモノガアル、帝都ノ日々ノ出来事ハ、殆ド滿洲以上デアルト謂ハナケレバナラヌ、ノミナラズ吾々ガ此精神の、物質の治安維持ノ不完全ニ因テ被ル所ノ大キナ損害ハ、容易ナラナイモノガアル、蓋シ帝都都在住者ガ斯ノ如キ被害ヲ受ケル所以ノモノハ、即チ帝都治安ノ責任者タル宮田警視總監ガ職責上ニ缺點ル所アル……(發言者多ク聽取スル能ハス) 今其二三ヲ申上ダマスルナラバ、常ニ政治ニ没頭干渉致シマシテ……

ノ發言ガアツカラ、許シタノデアリマス
〔原惣兵衛君登壇〕
○原惣兵衛君 我ハ茲ニ議事進行ヲ以テ一言致シマスコトヲ、甚ダ遺憾トスル次第デアリマス、本日ハ私等ハ……
〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス

ニ卑怯千萬ナコトデアルト謂ハナケレバナラヌ、果シテ議長ハ此一身上ノ辯明ヲ許シタト云フコトハ、正當デアアルコト云フコトヲ第一御尋フシテ、民政黨ノ……
〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御聽ヲ願ヒマス、今原君ノ發言ハ、林平馬君ニ一身上ノ辯明ヲ許シタルコトノ可否ニ付テ、議長ノ辯明ヲ求メラレタノデアリマス(生意氣ヲ言フナ)「何ガ生意氣ダ」其他發言者多シ、靜肅ニ願ヒマス——高木君ノ演說ノ中、林平馬君ノ氏名ヲ指摘セラレタ所ガアリマス、ソレ故ニ之ニ對シテ同君ノ辯明ヲ許スコトヲ相當ト認メタノデアリマス、而シテ辯明ノ始マル際ニモ、特ニ一身上ニ關スルコトニ付テノミ、發言サレンコトヲ求メタノデアリマス、併ナガラ發言ハ前後ヲ通ジ結論マデ聽イテ見ナケレバ分リマセヌカラ、議長ハ之ヲ討論ニ涉ル所ガアリマシタカラ、之ヲ禁止致シマシタ、議長ハ之ヲ以テ正當ナ措置ト信ジテ居リマス(拍手) 本案ニ對シテ岸本康通君外二名ヨリ成規ノ賛成ヲ得テ修正案ガ提出サレテ居リマス、仍テ修正案提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、岸本康通君

マスルガ故ニ、政黨政派ヲ超越シ、市民本位ノ立場ニ於テ、最も深切ナル態度ヲ以テ、最善ノ途ヲ研究スルコトガ至當デアルト信ジマス(拍手) 帝都ノ靜謐ヲ保チ、市民生活ノ安全ヲ希望スルコトハ、何人モ同一デアルト信ズルノデアリマス(拍手) 故ニ如何ニシタナラバ帝都ノ安寧ガ保タレ、市民ハ安心スルコトガ出来ルコト云フコトガ、重要ナル目的デアラネバナラスト思フノデアリマス(拍手) 故ニ此決議案ノ審議ニ當テハ、此趣旨ヲ以テ眼目トシナケレバナラヌノデアリマス(拍手) 然ルニ此原案ヲ見マスルト「責任ヲ嚴明ニシテ安寧秩序ノ回復ヲ期ス」トアル、既に責ムルニ急ニシテ、善後ノ對策ヲ掲ゲテナイコトハ遺憾ナルコトデアリマス(拍手) 此安寧秩序ノ回復ヲ期スルトアリマスルガ、回復ヲ期スルト云フコトハ、其前提ト致シマシテ安寧秩序ガ破壊サレ、紊亂ニ陥テ居ルト云フ事實ガナケレバナラヌノデアリマス(拍手) 然ラバ安寧秩序トハ如何ナルコトヲ云フコト申セバ、吾々共同ノ生活ガ圓滿ナル狀態ニ在ルコトヲ謂フノデアリマス、此狀態ハ公ノ權力ニ依テ維持サレテ居ルノデアリマスルガ故ニ、此權力ニ反對スル勢力ガ現ハレ、平和ナル狀態ガ破壊サレタル事實ガナケレバ、秩序ノ回復ト云フコトハ言ヘナイノデアリマス(拍手) 例ヘバ彼ノ日露平和克復條約ニ反對シ、東京日比谷ヲ中心トスル燒討事件突發當時ノ如キ、或ハ又關東大震災直後ニ於テ到ル處騷擾事件ノ發生シタル場合ノ如キ、殆ド警察機關ノ停止シタル場合ヲ安寧秩序ノ破壊デアルト私ハ思フノデアリマス、今日ノ東京市ノ有様ハ、斯ノ如キ危險狀態デハナイト私ハ信ジマス(拍手) 固ヨリ二三ノ強盜ハ出沒シテ居リマスルガ、是ハ一般的ニ社會ノ公安ニ關スル問題トシテ取扱フ性質

○副議長(清瀬一郎君) 原君ヨリ議事進行
〔此時發言者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 林君ノ只今ノ御論旨ハ一身上ノ辯明ノ範圍ヲ超エ、討論ニ涉ルト認メマスカラ、此辯明ハ之ヲ以テ禁止致シマス——原惣兵衛君

○原惣兵衛君(續) 私等ハ本日ハ此重大ナル法案ニ付キマシテ、殊ニ民政黨カラ提出シマシタル此決議案ヲ上程シテ、而モ此緊急決議案ニ付テ、吾々ハ議事ヲ進行シナクテハナラヌト云フコトハ、諸君等ノ自ラノ要求デアッタノデアリマス(拍手) 然ルニ此決議案ト云フモノニ付テ、高木君ガ一時間半モ長イ間此壇上ヲ占領スルト云フコトハ、第一ニイケンイト思フ、而シテ高木君ガ僅ニ此本人自身ノ關係ニ就テ其名前ヲ言ウタノヲ利用シテ、林平馬君ガ此壇上ニ立テ、而モ是ガ一身上ノ辯明ト云フヤウナコトハ、何處ニ言フコトガ出来ルノデアリマスカ、議長ニ御尋シタイコトガ一ツアルノハ、若モ林平馬君ガ傷ヲシタノガイケンイト云フナラ、是ハ警察ヘ行ッタ足リルコトデアツテ、此壇上ニ於テ……(發言者多ク聽取スル能ハス) 若モ此高木益太郎君ノ演說ニ依テ、林兵馬君ノ名ヲ出シタカラト言テ、其人ヲ一々呼上ゲルト云フコトニナッタラ、吾々一身上ノ辯明ト云フモノハ、ドノ程度ニスルノデアアルカ、デアリマスルカラ若モ是ガ民政黨ノ而モ此決議案ガ非常ニ弱クナッタ——此決議案ガ弱クナツタカラ、何カ關係ヲ付ケテサウシテ此不安ノ狀態ニ陷レヤウト云フ、八百長デアルト謂ハナケレバナラヌノデアリマス(拍手) 吾々ハ此重大ナル決議案ヲ自ラ出シテ、サウシテ議場ヲ混亂ニ陷ラシムルト云フヤウナコトハ、實

○岸本康通君 諸君、私ハ只今議題ニナツテ居ル帝都ノ安寧秩序ニ關スル決議案ニ對シマシテ、茲ニ修正ノ動議ヲ提出スル者デアリマス、此決議案ノ原文ニハ「近時盜賊横行シ帝都ノ不安其ノ極ニ達ス本院ハ其ノ責任ヲ嚴明ニシ速ニ安寧秩序ノ回復ヲ期ス」トアルヲ「近時盜賊帝都ニ出沒シ未タ縛ニ就カサルモノアリ政府ハ速ニ民心ノ不安ヲ一掃スルノ途ヲ講スヘシ」ト致シタイト思フノデアリマス、諸君、本問題ハ眞ニ帝都市民ノ生命財産ニ關スル生活問題デアリ

マスルガ故ニ、政黨政派ヲ超越シ、市民本位ノ立場ニ於テ、最も深切ナル態度ヲ以テ、最善ノ途ヲ研究スルコトガ至當デアルト信ジマス(拍手) 帝都ノ靜謐ヲ保チ、市民生活ノ安全ヲ希望スルコトハ、何人モ同一デアルト信ズルノデアリマス(拍手) 故ニ如何ニシタナラバ帝都ノ安寧ガ保タレ、市民ハ安心スルコトガ出来ルコト云フコトガ、重要ナル目的デアラネバナラスト思フノデアリマス(拍手) 故ニ此決議案ノ審議ニ當テハ、此趣旨ヲ以テ眼目トシナケレバナラヌノデアリマス(拍手) 然ルニ此原案ヲ見マスルト「責任ヲ嚴明ニシテ安寧秩序ノ回復ヲ期ス」トアル、既に責ムルニ急ニシテ、善後ノ對策ヲ掲ゲテナイコトハ遺憾ナルコトデアリマス(拍手) 此安寧秩序ノ回復ヲ期スルトアリマスルガ、回復ヲ期スルト云フコトハ、其前提ト致シマシテ安寧秩序ガ破壊サレ、紊亂ニ陥テ居ルト云フ事實ガナケレバナラヌノデアリマス(拍手) 然ラバ安寧秩序トハ如何ナルコトヲ云フコト申セバ、吾々共同ノ生活ガ圓滿ナル狀態ニ在ルコトヲ謂フノデアリマス、此狀態ハ公ノ權力ニ依テ維持サレテ居ルノデアリマスルガ故ニ、此權力ニ反對スル勢力ガ現ハレ、平和ナル狀態ガ破壊サレタル事實ガナケレバ、秩序ノ回復ト云フコトハ言ヘナイノデアリマス(拍手) 例ヘバ彼ノ日露平和克復條約ニ反對シ、東京日比谷ヲ中心トスル燒討事件突發當時ノ如キ、或ハ又關東大震災直後ニ於テ到ル處騷擾事件ノ發生シタル場合ノ如キ、殆ド警察機關ノ停止シタル場合ヲ安寧秩序ノ破壊デアルト私ハ思フノデアリマス、今日ノ東京市ノ有様ハ、斯ノ如キ危險狀態デハナイト私ハ信ジマス(拍手) 固ヨリ二三ノ強盜ハ出沒シテ居リマスルガ、是ハ一般的ニ社會ノ公安ニ關スル問題トシテ取扱フ性質

ノモノデアリマス、特定のノ犯罪事件デア
テ、強盜或ハ窃盜ニ屬スル刑事事件トシテ
處理スベキ事柄デアリマス、(拍手)故ニ此
決議案ニ所謂安寧秩序ノ回復ヲ期スルト云
フコトハ、現在ノ事實ト異ナリ居ルモノデ
アリマス、故ニ私ノ贊成スルコトガ出來ナ
イ之ガ理由ノ一ツデアリマス、凡ソ議會ニ
於キマシテ政府ノ責任ヲ糾弾スル決議ト云
フモノハ、國務大臣ノ大權ニ對スル所ノ輔
弼其當ヲ誤リタル如キ場合、又ハ國政ノ運
用其宜シキヲ得ズ、非違背法ノ處置アリタ
ル場合ニ於テ、帝國議會ガ驟然起テ國民
ノ意思ヲ表示シ、政府ヲ屈服セシムル權威
ヲ發揮スルコトガ必要デアリマス、所謂秋
霜烈日ノ威力ヲ持テ居ラナケレバナラヌ
ノデアリマス、斯ノ如キ權威アル決議ヲ爲
ス場合ニハ、飽迄モ事實ノ真相ヲ確實ニ致
シマシテ、實際ノ事實ヲ基礎トシテ論議ス
ルコトガ必要デアリマス、然ルニ今日帝都
ノ狀態ハ安寧秩序ガ破壞サレテ居ラザルニ
拘ラズ、安寧秩序ガ紊サレテ居ラカ、之
ヲ回復スルト云フ意味ノ決議ヲ爲スコト
ハ、實ニ世界列國ニ對シテモ恥ヅベキコト
デアルト私ハ考ヘル(拍手)故ニ——故ニ斯
ノ如キ文字アル決議案ヲ修正スル所以デア
リマス、併ナガラ強盜犯人ガ出沒シ、財ヲ
掠メ、殊ニ其手段方法ガ從來ノモノト異
テ居ル爲ニ、市民ガ不安ノ念ニ襲ハレテ居
ルト云フコトハ事實デアリマス、最近強盜
犯人中逮捕サレタル者ガアルケレドモ、未
ダ縛ニ就カザル者ガアリマス、仍テ此事實
ヲ默過スルコトハ出來ナイノデアリマス、
故ニ此際市民本位ノ立場ニ於キマシテ、政
府ノ反省ヲ促シ、極力其職責ヲ有スル官憲
ヲ督勵スルコトハ、當然ノ要求デアルト信
ジマス、故ニ「政府ハ速ニ帝都市民ノ不安
ヲ一掃スルノ途ヲ講スヘシ」ト修正スル次

第デアリマス、仍テ警察事務ヲ監督スル內
務大臣ハ勿論、犯罪ヲ捜査シ、證據ヲ蒐集
スルコトハ、刑事訴訟法ノ規定ニ依リマシ
テ檢事ノ職責デアアル、此檢事ヲ指揮スル權
限ヲ有スル司法大臣ニ於カレマシテモ、亦
大ニ努力スルコトガ當然ノコトデアルト信
ズルノデアリマス、終リニ特ニ一言致シマ
ス、此修正案ノ趣旨ハ吾々ニ於キマシテハ、
獨立ノ決議案トシテ提出スル精神デアリマ
シタガ、其手續ヲ執ル暇ガナカタノデ、
修正案トシテ茲ニ動議ヲ提出シタル次第
デアリマス、滿場ノ諸君ノ御賛同アラント
ヲ希望シマス(拍手)

○副議長(清瀬一郎君) 是ヨリ討論ニ入リ
マス、通告順ニ依リ發言ヲ許シマス、横山
勝太郎君

〔横山勝太郎君登壇〕
○横山勝太郎君 本案提出ノ理由ハ、既ニ
高木君ニ依テ極メテ詳細ニ盡サレテ居リ
マスカラ、本員ハ極メテ簡潔ニ贊成ノ意思
ヲ表示シテ責任ヲ塞ギタイト考ヘマス、高
木君ガ極メテ詳細ニ論ゼラレマシタ如ク、
今日我が市郡ヲ通ジテ東京府下全體ニ涉
テ或ル程度ノ不安ヲ感ジテ居ルト云フコト
ハ、是ハ滿場ノ諸君ノ毫モ御異存ノナイ所
デアリマス(拍手)唯吾々ハ之ヲ目シテ不安
ノ極ニ達シテ居ルモノデアルト見、他ノ諸
君ハ其程度ニ迄至ラザルモノト云フ御議論
デアリマシテ、恐ラクドノ程度ノコトデア
ルカト云フ事柄ハ、諸君ト吾々ハ其鑑識ヲ
異ニスル點デアリマスルガ、吾々ハ數年來
ノ事實ト、又今日現ニ市郡ヲ通ジテ起テ
居リマスル幾多ノ事實ニ照シテ、吾々ハ此
程度ニ於テ帝都ノ不安ハ全ク其極ニ達シテ
居ルモノデアルト認定致シテ居ルモノデア
リマス(拍手)而シテ帝都ガ或ル程度ノ不安
ヲ感ジテ居ルト云フコトハ、既ニ内務當局

モ御認メニナシテ居ル所デアリマス、即チ此
問題ニ關シテ望月内相ハ現狀ヲ目シテ頗ル
遺憾ナル狀態デアルト言明セラレ、又其部
下ヲ嚴重ニ督勵シ、監督シテ一日モ速ニ不
安ヲ除クコトニ努力致シタイト云フ意味ノ
言明ヲセラレタコトモアリマス、又最近ニ
於テハ部下ノ官吏ヲ集メテ、此問題ニ關シ
テ最モ慎重ニ協議ヲセラレタコト云フ一事
ハ、帝都ガ所謂盜賊ノ横行ニ依テ非常ナル
不安ニ遭遇シ、帝都民ノ不信ヲ買フテ居ル
ト云フ事實ヲ明ニ承認致シテ居ルモノト私
ハ認メルノデアアル(拍手)殊ニ最近ニ及
ンデハ、諸君ノ御承知ノ通り、單ニ警察力ノ
ミヲ以テシテハ、帝都ノ治安ヲ維持スルコ
ト能ハザルガ故ニ、帝都十萬ノ青年團ノ力
ヲ精ルコトヲ承認致シタイト云フコトハ、取
モ直サズ警察制度ノ不備ヲ承認シ、帝都ノ
不安ヲ或ル程度迄承認致シテ居ルト云フコ
トハ、之ニ依テ極メテ明瞭デアルト私ハ存
ジマス、御承知ノ如ク我が警視廳ハ六十八
警察ヲ有シ、一萬數千人ノ優良ナル警察官
ヲ持テ居ルニモ拘ラズ、帝都ガ斯ノ如キ不
安ノ狀態ニ陥タコト云フ事柄ハ、是レ抑、
何人ノ責任デアアルカト云フコトヲ、吾々ハ
考慮セネバナリマセヌ(拍手)吾々ハ之ヲ歴
史ニ徴スルニ、幕末衰微ノ極ニ達シタル際、
白晝博徒或ハ浪人ノ如キ者ガ公然横行致
シテ、江戸市中ハ之ガ爲ニ不安ノ狀態ニ陥
タコト云フコトヲ、吾々ハ諒承致シテ居
ル……

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○横山勝太郎君(續) 又明治ノ初年ニ於キ
マシテ、白晝博徒デアルトカ、或ハ強盜デア
ルトカ云フガ如キ者ガ公然横行致シテ、甚
シキニ至リテハ、盜賊ガ白晝車ヲ輓イテ東京
ノ市中ヲ歩イタコト云フ事實迄、歴史ニ依テ
之ヲ證スルコトガ出來ルノデアリマス、又
最近ニ於テハ、大正十二年ノ震災ノ當時
ニ於テ、帝都ハ全ク不安ニ陥タコト云フコト
ヲ、吾々ハ經驗致シテ居ルノデアリマス
〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○横山勝太郎君(續) 吾々ハ此數箇ノ既往
ニ於ケル事實ニ依テ考究致シマスノニ、如
何ナル場合ニ於テモ、帝都ガ不安ニ陥リ、
博徒、浪人、盜賊ノ如キ者ガ、市中ヲ横行
スルト云フヤウナ、洵ニ不祥事ヲ現出スルト
云フコトハ、時ノ政權ヲ持テ居ル者ガ衰
亡ニ瀕シ、或ハ江戸、或ハ東京市中ヲ統治
スルコトガ出來ナイト云フ意味ニ於テ、吾々
ハ斯ノ如キ現象ヲ發見スルノデアリマス
(拍手)此現狀カラ見レバ、現内閣ハ既ニ組
閣二年ニ垂ントシテ、今日帝都ニ於ケル此
不安ヲ一掃シ能ハザルコトハ、吾々ハ現田
中内閣ガ衰亡ノ域ニ達シタモノデアルト謂
ハナケレバナラヌト考ヘル(拍手)又内務大
臣望月圭介君ハ、部下統御ノ實力ヲ失ク
モノデアルト謂ハナケレバナラヌト考ヘル
(拍手)
〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○横山勝太郎君(續) 斯ノ如ク帝都ハ或ル
程度迄既ニ不安ニ陥タコト云フ事實ハ、恐ラ
ク争フベカラザルコトデアリマスガ、帝都
ニ於ケル不安ハ、之ヲ帝都一地方ノ小問題
トシテ看過スルコトハ出來マセヌ、帝都ハ
畏多クモ官城ノ在ル所……
〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ
○横山勝太郎君(續) 帝都ノ不安ハ即チ我
ガ官城ノ不安デアルト、吾々ハ憂慮ニ堪ヘ
ザルモノデアアル(拍手)又帝都ノ不安ハ輓
テ我が大日本帝國ノ不安デアルト謂ハナケ

レバナラヌ(拍手)即チ帝都治安維持ニ關スル問題ハ、帝都一地方ニ局限セラレタル問題ニ非ズシテ、實ニ我が大日本帝國全體ニ對スル一大不安デアルト私ハ斷言スルモノデアル、斯ノ如ク帝都ハ今日盜賊ノ横行ニ依リ、或ハ放火失火ノ頻發ニ依リ、警察事故日夜頻發致シテ、吾々帝都住民ノ實際生活ハ、非常ナル脅威ヲ感ジテ居ルコト云フコトハ、申ス迄モナイ事柄デアリマス(拍手)我國ノ警察制度ハ、明治初年ニ歐羅巴ノ様式ヲ學ビ、創設セラレタモノデアリマスガ、我が帝國ノ警察制度及警察官ノ素質ハ、其能力ニ於テモ、規律ニ於テモ、世界ノ各國ニ秀デタルモノデアルト云フ事柄ハ、恐ラク何人ト雖モ爭フコトノ出來ナイ顯著ナル事實デアル、此優良ナル警察制度ヲ有シ、此優秀ナル警察官ヲ有シテ居テ、我が帝國ノ首府タル帝都ガ、斯ノ如キ不安ノ狀態ニ陥リタル事柄ハ、是レ警察制度、警察官ノ責任ニ非ズシテ、私ハ此優良ナル警察官ヲ指揮スル權能ヲ持テ居リ、此優秀ナル警察官ヲ監督スル責任ヲ持テ居ル所ノ警視總監ノ責任デアル、又内務大臣望月圭介君ノ責任デアルト私ハ斷言スルモノデアル(拍手)是等ノ問題ニ關シ、内務當局ハ果シテ如何ナル考慮ヲ運ラシテ居ルノデアルカ、吾々ハ今日否シテ積極の方針ノ在ル所ヲ聞クコトヲ得ナイノハ、洵ニ遺憾千萬ノ事柄デアリマス、而シテ此間ニ處シテ、帝都ノ安寧秩序ノ維持ニ關スル重責ヲ持シテ居ル所ノ宮田警視總監ハ、果シテ如何ナル態度ヲ執リテ居ラレカ、御承知ノ如ク同君ハ、警視總監ニシテ親任待遇ト云フ破格ナル優遇ヲ忝ウ致シテ居ルコトハ、諸君ノ御承知ノ通りデアル、斯ノ如ク破格ナル殊遇ヲ忝フスル上云フ事柄ハ抑、何ノ功ニ依テ然ルカ、私ハ斯ノ如キハ既往ノ閱歷ニ

對スル優遇デアルト同時ニ、帝都ノ治安維持ガ政治問題トシテモ最も重大ナル事項ナルガ故ニ、將來警視總監ノ力ニ俟ツ所多キモノアルガ故ニ、斯ノ如キ特殊ナル破格ノ優遇ヲ忝ウ致シテ居ルモノト私ハ考ヘル(拍手)此親任待遇ヲ忝ウ致シテ居ルコト云フ一事ヲ以テシテモ、宮田君ハ身ヲ以テ部下ヲ率キ、身ヲ以テ部下ヲ監督シテ、安寧秩序ノ重責ヲ全ウスル責任ガアルト云フコトハ勿論デアルト私ハ考ヘル、然ルニ宮田總監ノ從來ノ行動ヲ監査スルニ、帝都治安維持ニ關スル重責ヲ棄テ、自ラ政治問題ニ没頭シ、甚シキニ至リテハ東京市政ニ干渉シ、東京市政ニ干渉スルコトニ依テ自治權ノ破壞ヲ計畫シ、政治問題ニ關シテモ、自治問題ニ關シテモ、幾多ノ政治的罪惡アルコトハ、過日來本員ガ屢、此壇上ニ於テ言明スル所デアル(拍手)而シテ自ラハ内閣書記官長ノ官邸ニ借宅ヲ致シテ、警視總監タルノ本務ヲ忘レ、鳩山書記官長缺席ノ場合ニ於テ、宮田君進シテ事實上内閣書記官長ノ事務ヲ兼任ヲ致シテ居ルコト云フコトハ、爭フベカラザル事實デアル(拍手)宮田君ハ實際上警視總監ノ身デアリナガラ、事務官ノ身分デアリナガラ、永田町附近ニ居テ内閣書記官長ノ事務ヲ實際的ニ行テ居ルト云フ事柄ハ、苟モ政治上ノ目的ヲ以テ永田町方面ヲ往來スル者ハ、悉ク知テ居ル顯著ナル事實デアル(拍手)斯ノ如クニシテドウシテ警視總監本來ノ職責ヲ全ウスルコトガ出來マスカ、望月内務大臣ハ何ガ故ニ斯ノ如キ事柄ヲ看過シテ居ルノデアルカ、吾々ノ考フル所ニ依レバ、警視總監ガ帝都ノ治安ヲ維持スルコトガ出來ナイト云フ一事ニ依テモ、宜シク親任ノ待遇ヲ剝奪スベシ、單リ親任ノ待遇ヲ剝奪スベキノミナラズ、進シテ宮田警視總監ニ對シテハ、

大斧鉞ヲ以テ向フノ必要ガアルト私ハ考ヘル(拍手)斯ノ如クニシテ、賞罰ノ道ヲ明ニスルト云フコトニ依テ、始メテ帝都ノ治安ヲ維持スルコトガ出來ルト私ハ信ズル者デアル(拍手)此點ニ關シ内務大臣ハ果シテ如何ナル考ヲ持テ居ラル、ノデアルカ、吾々ノ見ル所ヲ以テスレバ、望月内相ハ其受スル所ノ者ヲ重用シ、其重用シタル宮田總監ガ、法律上、政治道德上爲スベカラザル行動ヲ爲シテ居ルニモ拘ラズ、之ヲ看過スルト云フニ至リテハ、吾々ハ一警視總監ヲ責ムルニアラズシテ、此警視總監ノ間違タル行動ヲ承認シテ居ル所ノ、望月内相ノ責任ヲ、私ハ最も嚴肅ニ糾弾スル必要ヲ認ムル者デアル(拍手)警視廳ハ申ス迄モナク、帝都ノ治安維持ニ關スル重責ヲ持テ居ルコトハ申ス迄モアリマセヌ、此重責ヲ棄テテ而シテ政治問題ニ没頭シ、或ハ自治權ノ干渉ニ没頭スルト云フガ如キ態度ヲ執ルコトハ、許スベカラザルコトハ勿論デアリマスガ、吾々ハ既ニ此人ニシテ斯ノ如キ政治的ノ行動ヲ爲シ、官吏トシテ斯ノ如キ許スベカラザル行動ガアリマス以上ハ、望月内相ニシテ眞ニ吾々ニ向テ言明セラル、ガ如ク、帝都ノ不安ヲ除去シテ、吾々帝都四百萬ノ人民ニ對シ、安心ヲ與ヘル所ノ責任ヲ自覺セラル、ナラバ、一日モ速ニ宮田警視總監ノ進退ニ對シテ、考慮スルノ必要ガアルト私ハ考フル者デアル(拍手)之ヲ爲サズシテ如何ニシテ内務行政ノ上長官タル望月内相ガ、其職責ヲ全ウスルコトガ出來ルデアリマセウカ、今日ハ宮田總監ハ帝都ノ住民ニ對シ、悉ク信用ヲ失フテ居ルモノデアル(拍手)宮田總監ハ帝都四百萬ノ人民ノ信望ヲ失フテ居ルモノデアルト、私ハ斷言シテ憚ラヌノデアル(拍手)帝都維持ノ重責ヲ持シナガラ永田町方面ニ在リテ、書記官長ト

同様ナル仕事ヲ實際ニ於テ爲シツ、警視廳本來ノ職務ヲ忘レテ、斯ノ如キ行動ヲ執ル所以ノモノハ、何デアリカト云ヘバ、恐ラク永田町ノ官邸ニ在ル田中總理ノ身邊ニ親炙スルコトニ依テ、田中總理ノ寵幸ヲ專ニセントスル野心アルモノデアルト私ハ斷言スル(拍手)言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、鳩山書記官長ト宮田警視總監トハ、共ニ田中總理ニ接近シテ、其寵ヲ爭フテ居ルモノデアルト私ハ斷言スル、苟モ一國ノ堂々タル官吏ルガ如キ醜陋ナル態度ヲ棄テ、宜シク官吏當然ノ任務ニ服スベキモノデアルト私ハ公言スル者デアル、警視總監ノ任務ハ申ス迄モナク……

(此時發言スル者多シ)

○副議長(清瀨一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○横山勝太郎君(續) 極メテ複雑多端デアル、苟モ警視總監タル重責ヲ擔ウテ居ル者ハ、日夜其部下ヲ監督シ、日夜兼行其事務ヲ見ルニアラズンバ、到底其重責ヲ全ウスルコトガ出來ナイト云フコトハ申ス迄モナイ、然ルニ其重責ヲ棄テ、常ニ永田町方面ヲ徘徊シ、常ニ總理ノ身邊ニ附纏ウテ、今日種々ナル消息通ノ報ズル所ニ依レバ、宮田君ハ前田法制局長官或ハ内閣書記官長等ト共ニ、帝都治安維持ノ問題ニ關シテモ、或ハ優遇問題ニ關シテモ、貴族院或ハ元老ノ方面ヲ日夜訪問ヲ致シテ、政治的運動ヲ致シテ居ルト云フコトハ、無責任極マルト私ハ斷言シテ憚ラヌノデアル、宮田君ハ斯ノ如ク政治的ノ潛航艇式ト運動ヲヤラレテ、專ラ警視總監ノ本務ニ就テ、日夜兼行警視總監タルノ事務ヲ執ルニアラズンバ、到底帝都ノ治安ヲ回復スルコトハ出來ナイト私ハ考ヘテ居ル、デスノ如キ官吏ノ内務

大臣ガ之ヲ重用シ、總理大臣之ヲ看過スルニ至テハ、恐ラク田中内閣衰亡ノ兆デアルト私ハ斷言スル(拍手)田中内閣若シ衰亡ノ域ニ達シテ居ラナイト云フナラバ、事務官ノ力ヲ借りテ迄貴族院方面或ハ元老ノ方面ヲ運動スルノ必要ハナイト私ハ考ヘル者デアル、田中内閣衰亡ノ兆ハ、是レ取リモ直サズ内務大臣望月圭介君ノ實際の統御ノ力ヲ失フタモノデアルト茲ニ斷言スル者デアル、

吾々ハ此意味ニ於テ官規ヲ匡シ、一日モ速ニ帝都ノ治安ヲ回復センコトヲ望ム者デアリマス、吾々ハ此決議案ヲ提出スルコトニ依テ帝都ノ住民ニ代リ、日本帝國々民ニ代リ、此決議ヲ以テ嚴肅ニ行政監督ノ實ヲ明ニセントスルノ希望ヲ以テ、私ハ茲ニ公言ヲ致シテ私ノ責任ヲ塞グ次第デアリマス、

今岸本君ノ提出セラレタル所謂修正案ナルモノハ、文字ニ於テ多少緩和ハ致サレテ居リマスケレドモ、其精神ニ於テハ本員等ト同一ノ精神ヲ持ッテ居ルモノデアルト私ハ考ヘル、此故ニ若シ修正案敗レル節ハ、岸本君等ハ來テ我輩提出ノ決議案ニ御賛成ニナルベキモノデアルト、私ハ茲ニ確信スル者デアル、又正面ノ敵タル政友會ノ諸君ガ、此問題ニ對シテ反對の態度ヲ執ラルルト云フコトハ、此帝都不安ノ現狀ヲ何ト考ヘテ居ルカ、苟モ諸君ニシテ常識ヲ有シ、諸君ニシテ良心ヲ有スルナラバ、此諸君ノ面前ニ横ッテ居ル所ノ帝都不安ノ事實ヲ看過スルガ如キコトハ、政治家トシテ爲スベカラザル行動デアルト明言スル者デア

ル、是ハ最初ニ高木君ガ説明ガサレマシタ如ク、政黨政派ニ關スル問題デハアリマセヌ、政策ニ關スル問題デハアリマセヌ、吾國民ノ前ニ横ッテ居ル所ノ強盜横行ノ事實ヲ承認スル以上ハ、此決議案ニ對シテ賛成ヲ、スルト云フ事柄ハ、吾々ハ寧ろ當然

ノ責任デアルト考フル者デアル、反對黨ノ諸君ハ宜シク政治的ノ觀念ヲ去ラレテ、政黨政派ニ超越シタル吾々生活ニ關スル、極メテ嚴肅ナル重大問題デアルト云フ事柄ヲ了解セラレテ、此問題ニ關シテ滿場一致賛成セラレシコトヲ希望スル者デアリマス

○副議長(清瀬一郎君) 伊藤仁太郎君

〔伊藤仁太郎君登壇〕

○伊藤仁太郎君 高木君カラ御提案ニナリマシタ決議案、並ニ岸本君ノ修正案、私ハ何方モ反對スル、斯ウ云フ問題ガ帝國議會ノ演壇ニ於テ爭ハレルト云フ事自體ガ甚ダ不安ナノデス、東京ニハ東京府會ト云フモノガ出來テ居ル、此程度ノ問題ハ其方決定メテ然ルベキモノナンデス、帝國議會ニ帝都ノ不安ガ訴ヘラレル時ハ、少クトモ革命ノ狀態ニ近イ場合デナケレバ私ハナカラウト考ヘテ居ル、私ノ長イ間尊敬シテ居リマスル高木益太郎君、高木君ノ説明ヲ承リマスルト、政黨政派ニ超越スル問題ダト云フ、又横山君モ左様ニ仰セラレル、併ナガラ其仰セニナル所ヲ承ハルト、明ニ政黨問題トシテ扱ッテ居ラレル、之ヲ誠ニ私ハ遺憾ニ考ヘル譯ナノデアリマス、凡ソ日本ノ國民トシテ帝都ノ不安ヲ喜ブ者ハ只ノ一人モアリハセヌ、唯其不安ヲ稱スル程度ガ、議會ノ上ニ於テ言フベキ程度ノモノデアアルカ、東京府會ニ限ッテ言フベキ程度カト云フ別ハアルノデアリマス、高木君ハ非常ニ東京ノ事ヲ御心配ニナル方デ、或ハ警察ヲ訪ヒ、金一封ヲ置イテ歸ラレル、翌日ハ此演壇ニ立ッテ幾多數萬言ヲ連ネラレル、誠ニ國ヲ愛スルコトスノ如クシテ、初メテ國士ト言ヒ得ルグラウト私ハ考ヘル、唯其演說ノ筆記ガ印刷物ニナッテ選舉ノ時ニ出ナケレバ、一層敬意ヲ拂ハナケレバナラスコト

ニナル、私ハ高木君ノ仰セラレタコトヲ段段承リ、誠ニ言葉ガ多ク舉ゲラレル事實ガ澤山アル、芝ノ猿ノ逃ダタ話カラ、松坂屋ノ起重機ノ倒レタ話カラ、多岐ニ互ッテ、餘リニ辯論ガ御親切デアル爲ニ、何處ガ論點ノ中心デアアルカヲ知ルコトガ出來ナイ位デアアル、唯僅ニ横山君ノ概括シタ結論ニ依テ辛ウジテ其眞意ヲ知ルコトガ出來タ、要スルニ警視總監彈劾論、帝都ノ不安ヲ名トシテ警視總監彈劾論、横山君モ高木君ト同様ニ、餘程此問題ニハ御熱心ト見エテ、永田町附近ヲ可ナリ徘徊セラレタヤウニ考ヘラレル、警視總監ガ此演壇ニ於テ論議サレル程ニ徘徊シタ事實ハ、横山君自身モ徘徊シナケレバ御分リニナラナイコトグラウト考ヘル、冀クバ此兩君ガ此熱烈ナル努力ヲ、他ノ方面ニ向ッテ加ヘテ呉レタラ、國家ハ尙ホ幸デアラウト考ヘルノデアアル、色モ高木君ノ御説明モアリマシタケレドモ、一万三千人ノ優良ナル巡查ガ居テ尙捕マラス、多額ノ警察費ヲ擁シテ居テマダ捕マラス者ガアル、斯ウ云フコトガ議論ノ本旨ノヤウニ承知致サレマシタガ、一万三千人ノ警察官ガ全部泥棒ノ事ダケヲヤッテ居ルノデナイ、警視廳ノ仕事ハモウ少シ複雑ナモノナノデス、又其經費トモソレト同様ノモノデアアル、モウ少シ冷靜ニ公平ニ見タラドウデスカ、西洋ノ事ヲ仰シヤッタヤウニ——是ハハッキリ分ラナカタガ、仰シヤッタヤウニ思フガ、西洋ニシテモ強盜ノ無イ都市ト云フノハナイ、皆アル、歐米ノ都市ナドデモ立派ニ治ッテ居ル、都市ニ矢張強盜ハアル、三百万ノ人口ヲ有スル帝都ニ、二人ガ三人ノ泥棒ガ徘徊スル事ヲ以テ、帝都ノ不安ナリト斷ズルト云フコトガ私ハ不純ダト言フノデアアル(拍手)此案ガ上程サレルト云フ噂ヲ聞イテカラ、モウ十幾日經ツ、其間ニドウ

云フ不安ナ事ガアリマシタカ、殆ド其以後ニ於テ事件ノ發展ト云フモノハナイ、ソレガ捕ヘラレタト云フコトハ、數字ノ上ニ現レテ居ル、從來ニ於テサウ云フ事ガ無カタノカ、何時モアツタ、横山君モ高木君モ幕末ノ事ヲ仰シヤッタガ、私ヲ加ヘテ此三人ノ年頃デハ、幕末ノ事ハ直接ニ知ラナイ、幕末ニモ矢張強盜ハアツタノデ、無イノデヤナイ、又容易ニ捕ラヌ泥棒モ澤山アツタ、警視廳ガアルカラ法律ヲ犯シタ者ガ總テ押ヘラレルモノニ限ラナイ、現ニ廣澤參議ガ倒サレタ時ニ……(此時發言スル者多シ)イヤ諸君ガ御承知ガナイト思フカラ私ハ言フ、廣澤參議ガ倒サレタ時ニ勅語ガ降ッテ居ル

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○伊藤仁太郎君(續) 其勅語ガ降ッテ、其搜索ヲ命ジタコトデスラモ、六十年經ッテ捕マラスモノガアル(拍手)又今日迄ノ警視廳ノ賊ヲ捕ヘタ統計ヲ見テモ、サウ酷イ成績デヤナイ、事件ノ割合ニ能ク捕ヘテ居ル、偶、世間デ謂フ説教強盜ナルモノ、或ル一人ガ捕ヘラレヌト云フダケノ話ナノデアアル、併シ其犯罪ニ付テ察スルニ、此種類ノ賊モ冷然無カッタ譯ジヤナイ、唯、此賊ガ新渡戸博士デアルトカ、三宅女史デアルトカ、或ハ下田女史ダトカ云フ名アル人ノ所ヘ行ッタ爲ニ、其名ガ一時ニ世ノ中ヘ擴マッタダケノ話ナノデアアル、殊ニ新聞ノ上カラ若シ初號活字ヲ除イタラバ、此問題モサウ廣ク人ガ不安ヲ感ズル問題デハナカタノデアアル(拍手)モウ一ツ言ヘバ、堂々タル新聞社ガ岡引ノスルヤウナコトヲシテ、警視廳ノ搜查ヲ妨ダヤウトスル、サウ云フコトガナカタラ、モウ少シ警視廳ノ仕事ガ進ンデ居タカモ知レナイト考ヘル(拍手)斯ウ云フヤウナ次第デアリマシテ、私共ハ斯ウ云フ問

題ハモウ少シ静ニ考ヘタ方ガ宜カラウト思
フノデアリマス、第一此程度ノ賊ガ二三入
居ルカラト云ウテ、帝都ガ不安デアッタト云
フコトガ、海ノ外ニ聞エテモ餘リ體裁ノ宜
イモノデヤナイ(拍手)少シハソレヲ知ラナ
ケレバナラス、斯ウ云フ意味ニ於テ私ハ此決
議案ニ反對スル、此決議案ニハ議論ハナイ
ノデス、議論ハナイノダカラ議論ノ仕様ガ
ナイ、唯斯ウ云フモノデアアル、斯ウ云フコ
トヲ言フダケノモノナンデス、修正案ニ至
テハ決議案ヨリ意味ヲ成サナイモノナン
ダ、決議案ハマダ責任ヲ責メルト云フ點ガ
アルカラ、意義ノ有ルモノト私ハ考ヘテ居
ル、何レニシテモ吾々トシテハ、此決議案
及此修正案ニ對シテハ、絕對ニ反對スル
者デアルト云フコトダケヲ言明シマシテ、
反對ノ意思ヲ表示シテ置キマス(拍手)
○副議長(清瀨一郎君)之ヲ以テ討論ヲ終
リマシタ、望月内務大臣カラ發言ノ要求ガ
アリマス——望月内務大臣
(國務大臣望月圭介君登壇)
○國務大臣(望月圭介君) 近時東京市内及
隣接町村ニ於ケル盜賊ノ出沒ニ付キマシテ
ハ、警察當局ハ其豫防ニ、又ハ檢舉ニ、全
力ヲ盡シテ居ルノデアリマス、其結果トシ
マシテ檢舉ノ率ニ於キマシテモ、從來ヨリ
ハ非常ニ増加ヲ見、隨テ不安ノ狀態モ稍薄
ライデ來テ居ルト云フ傾向ヲ示シテ居ルノ
デアリマス、唯一種ノ怪盜、特殊ノ犯人ヲ
檢舉スルト云フコトノ出來ナイノハ、是ハ
甚ダ遺憾デアリマス、此點ニ付テハ各般ノ
手配ヲ盡シテ、サウシテ此不安ヲ除クコト
ニ努メナケレバナラヌト存ジテ居ルノデア
リマス、隨テ本案ニ對シテハ反對ノ意思ヲ
表明致シマス
○副議長(清瀨一郎君) 採決ヲ致シマス、
先ヅ修正案ニ付キ採決致シ、次ニ本案ニ移

リマス——岸本君外二名提出ノ修正案ニ贊
成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
(贊成者 起立)
○副議長(清瀨一郎君) 起立少數、仍テ修
正案ハ否決サレマシタ、次ニ本案ノ採決ヲ
致シマス、本案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メ
マス
(贊成者 起立)
○副議長(清瀨一郎君) 起立少數ト認メマス
〔多數々々ト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀨一郎君) 少數ト認メマ
ス——本案ハ否決サレマシタ(拍手)日程第
十六及第十七ハ同一ノ議案デアリマス、仍
テ一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メ
マス、日程第十六恩給法中改正法律案、日
程第十七恩給法中改正法律案ヲ一括シテ其
第一讀會ヲ開キマス、各別ニ提出者ノ辯明
ヲ求メマス——提出者神部爲藏君
第十六 恩給法中改正法律案(神部爲
藏君外五名提出) 第一讀會
恩給法中改正法律案
恩給法中左ノ通改正ス
第三百三條第一項中「屯田兵ノ現役」ノ下
ニ「及之ニ準スヘキ屯田兵役」ヲ加フ
附則
本法ハ大正十二年十月一日ヨリ本法ニ該
當スヘキ者ニ之ヲ適用ス
第十七 恩給法中改正法律案(木下成
太郎君外七名提出) 第一讀會
恩給法中改正法律案
恩給法中左ノ通改正ス
第三百三條第一項中「屯田兵ノ現役」ノ下ニ
「及之ニ準スヘキ屯田兵役」ヲ加フ
附則

本法ハ大正十二年十月一日ヨリ本法ニ該
當スヘキ者ニ之ヲ適用ス
(神部爲藏君登壇)
○神部爲藏君 本員ハ本案提出ノ理由ヲ簡
單ニ説明シテ置キマス、此法律改正案ハ北海
道屯田兵ニ恩給法ノ中デ、第三百三條ノ一項
中ニ屯田現役兵トアリマス、此屯田現役兵
ノ次ニ「及之ニ準スヘキ屯田兵ノ服務期間」
ト云フ十五字ヲ加フト云フ修正案デアリマ
ス、屯田兵ノコトニ付キマシテハ、豫テ貴
衆兩院ニ請願又ハ建議ヲ屢、致シマシテ、
請願ハ採擇ヲ致サレ、建議ハ本院ニ於テ大
多數ヲ以テ通過致シテ居ル案デゴザイマ
ス、殊ニ第五十二議會ニ於キマシテハ、此
改正法律案ガ大多數ヲ以テ本院ヲ通過致シ
テ居リマス、而シテ貴族院ニ廻付ヲ致サレ
マシタケレドモ、時偶、會期切迫ノ故ヲ以
テ、貴族院ニ於テハ遺憾ナガラ審議未了ニ
終レテ居ル案デゴザイマスガ、政府ニ於ケレ
テモ此事ニ付キマシテハ、詳細御承知ノコ
ト、存ズルノデアリマス、北海道ニ屯田豫
備ト云フ制ヲ明治二十四年ニ置ケラレタ
アリマス、屯田兵制ハ明治八年ニ制定致サ
レマシテ、同ジク二十三年マデハ屯田服務
ト唱ヘ、之ニ依テ屯田兵ノ服務年限ガ恩給
年限ニ認メラレタノデアリマス、恩給法改
正ヲ大正十二年ニ致サレマシテ、恩給年限
ニ加算致サレタノデアリマス、獨リ豫備役
ト云フ名稱ヲ、明治二十四年カラ付セラレ
マシタ爲ニ、此恩典ニ浴スルコトガ出來ナ
イト云フコトハ頗ル矛盾致シテ居ルト存ズ
ルノデゴザイマス、今回此改正案ヲ提出致
シタ次第ハ、右ノ次第デアアルノデゴザイマ
ス、北海道ノ屯田兵ハ一般ニ唱ヘマスル所
ノ所謂常備ノ師團豫備トハ違ヒマシテ、屯
田兵豫備ト云フモノハ現役ト何等勤務ニ於
テ異タ所ハナイノデゴザイマス、此實際ニ

付キマシテハ陸軍當局モ能ク御承知ノ筈デ
アルト存ジマス、而シテ此勤務ノ狀況ニ付
キマシテハ、當時其屯田ノ各隊長及屯田兵
團參謀長淺田大將ナドモ、此事ニ付テ何等
現役ト異タコトハナイト云フ證明ヲ致サレ
マシテ、其書類モ澤山材料トシテ提出ヲ致
シテ居ルノデゴザイマス、故ニ詳細ノコト
ハ委員會ニ移リマシタトキニ詳シク説明ヲ
致シマスガ、申スマデモナク北海道ノ屯田
兵ハ、北門ノ警備ト開拓ノ先驅トナリマシ
テ、兵農兼備ノ本分ヲ盡シマシタ所ノ國家
ノ功勞者デアアルノデゴザイマス、一面北海
道ノ開拓ノ功勞者デアアルト言フモ過言デ
ナイト思ヒマス、此多大ノ貢獻ヲ爲シタ奉
公ノ士ニ、一方ニ與ヘテ一方ニ與ヘヌト云
フコトハ、不公平ノ甚スキモノデアルト存
ズルノデアリマス、故ニ私共ハ本案ヲ提出
シナケレバナラヌコトニ至リマシタコト
ヲ、遺憾ニ堪ヘナイト思フ次第デアリマス、
此改正案ヲ提出致シマシタ理由ハ右様ノ次
第デアリマスノデ、慎重ニ御審議ヲ下サイ
マシテ、本院ニ於キマシテハ一人ノ反對モ
ナク、御協賛下サルコトヲ切ニ懇願ヲ致シ
テ置キマス
○副議長(清瀨一郎君) 松實喜代太君
〔此時議長ト呼ビ發言スル者アリ〕
○副議長(清瀨一郎君) 松實君ニ發言ヲ許
シマシタ
(松實喜代太君登壇)
○松實喜代太君 極メテ簡單ニ申上ゲマ
ス、只今上程サレテ居ル所ノ恩給法ノ改正
ハ、恩給法第三百三條第一項中ノ屯田兵ノ現
役ト云フ文字ノ下ニ「及之ニ準スヘキ屯田
兵役」ヲ加ヘルノデアリマス、是ハ先刻神
部君ヨリ説明シタ所ノ修正案ト同一ノ案デ
アリマスルガ、多分神部君モ私ガ今申サン
トスル所ト同ジコトヲ申サレタデアラウト

恩給ハマスケレドモ、能ク聴取レナシテ、
リマスカラ、簡單ニ一言ヲ費サシテ、戴キタ
イト思フノデアリマス、此屯田ノ現役ト云
フモノハ大正十二年ノ改正ニ依リマシテ、
恩給ノ恩典ニ浴スルコトニナツタノデアリ
マス、ケレドモ、豫備役ト云フモノハ其恩
典ニ浴スルコトハ出来ナカッタノデアリマ
ス、ソレハドウ云フ譯デアリマスルカト申
セバ、從來此屯田兵ハ僅ナ給與ヲ貰テ居
タ爲ニ、何レノ現役モ、亦豫備役モ恩給ノ
恩典ニ浴スルコトハ出来ナカッタノデアリ
マス、大正十二年ノ改正ニ依リマシテ、
現役タテハ此恩典ニ浴スルコトハ出来タノ
デアリ、所ガ茲ニ一大不幸ノ結果ヲ見タノ
デアリマス、何故ナレバ、此屯田兵ノ現役
ト云フモノモ豫備役ト云フモノモ、名前ハ
違テ居リマス、ケレドモ、其勤務ニ於テ
ハ現役モ豫備役モ同ジコトデアッタノデア
リマス、然ルニ十二年ノ改正ニ依テ現役ハ
恩典ニ浴スルコトハ出来タノデアリマス、
ケレドモ、此豫備役ト云フモノノ殘サレタノ
デアリマス、爾來今日ニ至ルマデ年
年請願ヲ提出致シ、又建議案或ハ法律案ヲ
提出致シマシテ、今日マデ數回ソレ等ハ皆
採擇サレタヤウニ思ヒマス、不幸ニシテ
只今神部君ノ申達ベラレタヤウニ、衆議院
ハ通過致シマシタノデアリマス、期日ガ無
爲ニ貴族院ニ廻付スルコトガ出来ナカッタ
ノデアリマス、故ニ今日マデ此事ガ宿題ト
ナツテ居ルノデアリマス、是非今期ノ此
議會ニ於テハ、解決致シテ貰ヒタイ、斯ウ
云フノデアリマス、其豫備役ト現役ト同
様ノ勤務ニ服シタト云フ證據ニハ、其當時
屯田兵第四大隊長タリシ陸軍歩兵中佐橋内
元吉氏、又元第七師團副官タリシ陸軍歩兵
中佐大塚嘉輝氏、又屯田歩兵第三大隊長タ
リシ陸軍歩兵大佐野崎貞次氏、又元屯田歩

兵第三大隊長タリシ陸軍少將渡邊水哉氏、
又其次ニハ前ニ屯田兵ノ參謀長デアリ、後
ニ東部都督部ノ參謀長ヲ勤メラレタ所ノ陸
軍大將男爵淺田信興氏、是等ノ元屯田兵ニ
關係シタ所ノ將校ノ説明ニ依テ、立派ニ豫
備役ト云フモノガ、現役ト同様ノ勤務デア
タト云フコトヲ證明サレテ居ルノデアリマ
ス、然ルニモ拘ラズ先程申シマシタヤウ
ニ、豫備役ト云フモノハ恩給ノ恩典ニ浴ス
ルコトガ出来ヌ、其結果トシテ大ナル不幸
ヲ見ルノミナラズ、明治十年以前ニ屯田兵
トナリ、或ハ明治二十五年以降ニ於テ屯田
兵トナツタ者ハ、此恩給ノ恩典ニ浴スルノデ
アリマス、其中間ニ屯田兵トナツタモノ
ハ、此恩典ニ浴スルコトハ出来ナイト云フ
不公平ヲ來シタノデアリマス、故ニ私共ハ
此法律改正案ヲ提出致シマシテ、サウシテ
諸君ノ御協賛ヲ仰ギマシテ、是等ノ大ナル
不公平不均衡ヲ矯正シタイト云フ趣意ニ外
ナラヌノデアリマス、ドウゾ皆様ノ御
審議ノ上御協賛ヲ仰グ次第デアリマス
○副議長(清瀬一郎君) 本案ニ對シテ質疑
ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——土屋
清三郎君
〔土屋清三郎君登壇〕
○土屋清三郎君 私人本案ニ關聯シテ政府
ニ御尋フ致シタイノデアリマス、私ノ問ハ
極メテ簡單デアリマス、其内容ハ恩給
ヲ受クル者全部ノ權利ニ重大ナル關係ヲ
持テ居ルモノデアリマス、即チ恩給法第五
十一條ニ依リマスレバ「公務員左ノ各號ノ
一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職ニ
付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ、一懲戒、懲
罰又ハ教員免許狀被奪ノ處分ニ依リ退職シ
タルトキ」二號ハ略シマス、即チ此規定ニ
於テ注意スベキコトハ、引續キタル在職ニ
付テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フノデアリマ

ス、言ヒ換ヘレバ恩給ヲ受クル資格ノ出来
マシタモノガ、一旦退職致シマシテ、再ビ
職ニ就キマシタ場合ニ於キマシテ、此懲戒、
懲罰又ハ免許狀被奪サレテ退職致シマシ
タヤウナ場合ニハ、前ノ恩給ヲ受クル資格
ハ其儘ニ存在シテ、後ノ在職年限ニ相當ス
ルダケノ恩給權シカ失ハナイノデアリマ
ス、之ニ反シマシテ、公務員ニ就キマシテカ
ラ引續キ退職スルコトナク在職シテ居リマ
シタ者ハ、恩給ヲ受クル資格全部ヲ失フコ
トニ相成ルノデアリマス、之ヲ明ニ致シマ
ス爲ニ、私ハ茲ニ一ツノ例ヲ引イテ申上
ゲヤウト思ヒマス、即チ大正十二年ノ暮ニ於
キマシテ、御承知ノ通り虎ノ門事件ナルモ
ノガ起リマシタ、此事件ハ吾々國民ト致シ
マシテ、洵ニ恐懼ニ堪ヘナイ出来事デアリ
マス、時ノ山本内閣ハ之ガ爲ニ責ヲ負フテ
其職ヲ辭サレ、直接ノ責任者デアリマシタ
所ノ警視總監並警視廳ノ高級幹部並愛宕署
長他數名ノ警察官吏ハ、懲戒免職ノ處分ヲ
受ケタノデアリマス、隨テ此恩給法第五十
一條ノ規定ニ依リマシテ、是等ノ人々ハ恩
給ヲ受クル資格ヲ失フタノデアリマス、其
其失ヒ方ガ極メテ不公平ニナツタノデアリ
マス、即チ懲戒處分ヲ受ケタル所ノ、時ノ
警視總監ハ曩ニ恩給ヲ受クル資格ノ付キマ
シタ後ニ一旦退職ヲ致シマシテ、山本内閣
ノ成立ト同時ニ、再ビ警視總監ニ就任致シ
マシタノデアリマス、僅ニ數箇月間、
即チ後ノ引續キタル數箇月間ノ恩給ヲ受ク
ル資格ヲ失フタニ過ギナイニモ拘ラズ、愛
宕署長並部下數名ノ警察官吏ハ、巡查ニナ
リマシテカラ、引續キ數十年在職致シマシ
タノデアリマス、是等ノ人達ハ全部恩
給ヲ受クルノ資格ヲ失フタノデアリマス、即
チ均シク懲戒處分ヲ受ケテ、恩給ヲ受クル
資格ヲ失ヒナガラ、一ハ僅ニ數箇月間ノ恩

給ヲ受クル資格ヲ失フタニ過ギナイニ拘ラ
ズ、數十年ノ開始下半生ヲ公務ノ爲ニ捧ゲ來
タ所ノ署長等ハ、全部ノ恩給權ヲ失ヒ、齡六
十二垂ントシテ最早何事ヲモ他ノ職ヲ得ル
コトノ出来ナイ境遇ニナツテ、退職ト同時ニ
殆ド其日々々々生活ニモ困ルト云フ状態ニ
相成ツタノデアリマス、即チ斯カル結果ヲ
生ジタト云フコトハ、此恩給法ノ規定ノ缺
陷デアリマシテ、決シテ國家ノ意思デハナ
イト考ヘルノデアリマス、政府ハ五十万ノ
陛下ノ忠誠ナル官吏公吏ノ爲ニ、又忠實ナ
ル國民ノ公僕ノ爲ニ、此規定ヲ適當ニ改正
スルノ意思ハナイカドウカ、明白ナル御答
辯ヲ得タイノデアリマス
○副議長(清瀬一郎君) 前田法制局長官
〔政府委員前田米藏君登壇〕
○政府委員(前田米藏君) 土屋君ノ御尋ニ
對シテ御答致シマス、只今同君ガ申サレタ
ルガ如ク、恩給法第五十一條ノ規定ハ御解
釋ノ通りデアリマシテ、吾々ノ思想、吾々
ノ感情ノ上ヨリ申セバ、洵ニ不合理ノ結果
ノヤウニ考ヘル點モアルノデアリマス、此
點ニ付キマシテ政府ハ、目下恩給法ノ改正
ニ著手致シマシテ、十分其點ニ付キマシテ
モ考慮致シテ居ル次第デアリマス、其
内成案ヲ得マシタナラバ、説明スル機會ガ
アルト存ジマス
○原惣兵衛君 兩案ハ一括シテ、政府提出
會計検査院法中改正法律案ノ委員ニ、併セ
付託セラレシコトヲ望ミマス
○副議長(清瀬一郎君) 原君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十八、會計検査院法中改正法律案ノ第一

議會ヲ開キマス提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス
——千葉三郎君

第十八 會計検査院法中改正法律案

(千葉三郎君提出) 第一讀會

會計検査院法中改正法律案

會計検査院法中左ノ通改正ス

第十三條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 政府ヨリ補助金若ハ特約保證ヲ與
ヘ又ハ政府力出資ノ義務ヲ有スル團
體及公立私立諸營造ノ收支ニ關スル
決算

同條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第五號
ヲ第六號ニ改ム

五 政府ニ於テ重役ヲ任命スル銀行會
社ノ收支ニ關スル決算

第十四條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四 前條第四號及第五號ノ團體及諸營
造ノ決算カ正當ナルヤ否ヤ

(千葉三郎君登壇)

○千葉三郎君 會計検査院法中改正法律案
ノ趣旨聲明ヲ致シマス、最近數年間當議場
ニ於キマシテ論議サレタル種々ノ法案中、國
民ニ對シテ最も多クノ損害ヲ被ラシメタ所
ノモノハ、彼ノ西原借款並ニ震災手形ニ關
スル公債ノ法案デアラウト思フノデアリマ
ス、此西原借款ハ、其結果ニ於テ日本興業
銀行、臺灣、朝鮮兩銀行ノ始末ノ尻拭ヒヲ致
シ、又震災手形ノ如キモ、御承知ノヤウニ結
果ニ於テ、朝鮮臺灣ノ兩銀行ノ救済ニナ
タノデアリマス、吾々ハ今ヤ朝鮮銀行、臺
灣銀行ト居フガ如キ特殊銀行ハ、直ニ政商
ヲ想ヒ、政商ヲ想ヘバ直ニ特殊銀行ヲ聯想
スルガ如キ謂ハ、特殊銀行ハ歷代政府ニ於
キマシテモ、一種ノ政商ノ牙城トシテ、之
ヲ許シテ居ルヤウナ憾ガアルノデアリマス、
之ニ對シマシテ從來政府ニ於キマシテハ、

此特殊銀行ノ改善ニ向ヒマシテ種々努力ヲ
致シマシタ、併ナガラ特殊銀行ノ總裁若ク
ハ重役ハ、常ニ政府ガ其任免黜陟ヲスル所
ノ權利ガゴザイマスルノデ、縱シ其當時ノ
政府ガ如何ニ嚴重ニ監督致シマシテモ、其
政府ニ依テ任命サレテ居ル所ノ重役デアリ
マスルカラ、時ノ政府ノ言フコトヲ聽ク、
隨テ其嚴重ナル検査ト云フモノハ名ノミデ
アリマシテ、實質ニハ其時ノ政府ノ意ヲ受
ケテ惡イ事ニ協力スルヤウナ傾向ガ多イノ
デアリマス、隨テ私共ハ此特殊銀行ヲ單ニ
行政機關ノ監督ニ委ネルコトヲ避ケテ、茲
ニ憲法第七十條ニ依ル所ノ會計検査、即チ
行政機關ヨリ獨立シタ所ノ會計検査ノ議ニ
附サナケレバナラナイト云フコトヲ主張ス
ルノデアリマス、是レ即チ會計検査院法ノ

特殊銀行會社ハ、完全ニ會計検査院法ノ檢
査ニ附スルコトガ出來マシテ、由テ以テ再
ビ財界ノ不祥事ガ起ルコトナキコトヲ、私
ハ固ク信ズル者デアリマス、本改正案ハ、
既ニ第五十二議會ニ於キマシテモ委員付託
トナタノデアリマスルガ、會期切迫ノ爲ニ
審議未了ニ陷タノデアリマスカラ、何卒今
回ハ皆サンノ御賛成ヲ得マシテ、此法案ガ
法律トナリマスルヤウニ、切ニ御願申ス次
第デゴザイマス

附則
本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ
定ム

第十四條ニ於キマシテ、政府ガ出資ノ義務
ヲ有スル團體、並ニ政府ニ於テ重役ヲ任命
スル銀行會社ノ收支計算ヲ検査スルニ至リ
マシタナラバ、私共ハ過去ニ於テ起タ所
ノ、財界ノ不祥事ヲ未然ニ防グコトガ出來
ルト思フノデアリマス、而シテ會計検査院
法第十四條ニ依リマスルト、是等ノ團體ノ
收支計算ハ、會計検査院ガ縱シ検査ヲ致シ
マシテモ、此衆議院ニ其報告書ヲ出スコト
ハ出來ナイノデアリマス、故ニ其調査シタ
所ノ結果ハ、徒ニ會計検査院ノ實ノ持腐レ
ニナリマシテ、吾々議員ハ其特殊銀行、會社
ノ内容ヲ監督スルコトノ餘地ガ無イノデア
リマス、宜シク吾々ハ斯ル特殊銀行ノ如キ、
即チ國民ノ血稅ヲ之ニ充テ、若クハ政府ノ
任命シタル特殊銀行會社ノ其決算ハ、政府
ノミナラズ此帝國議會自ラ之ヲ監督スベキ
モノデアルト思フノデアリマス、故ニ第十
四條ヲ改メマシテ「前條第四號及第五號ノ
團體及諸營造ノ決算カ正當ナルヤ否ヤ」ト
云フ一號ヲ加ヘタナラバ、是ニ於キマシテ

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

第二十 樺太ニ衆議院議員選舉法施行
ニ關スル法律案(小池仁郎君外五名
提出) 第一讀會

○原惣兵衛君 本案ハ政府提出會計検査院
法中改正法律案外二件ノ委員ニ併セ付託セ
ラレンコトヲ望ミマス

○副議長(清瀬一郎君) 原君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

樺太ニ衆議院議員選舉法ヲ施行ス
選舉區及選舉スヘキ議員ノ數左ノ如シ
選舉區
議員數

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○沖島鎌三君 只今議題トナリマシタル樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ趣旨聲明ヲ致
シタイト思ヒマス、樺太ハ面積二千三百方
里、殆ド九州程ノ大キサデアリマシテ、非
常ニ澤山ナ富源ガ包藏サレテ居ルノデアリ
マスルガ、未ダ其富源ノ開拓ハ漸クニシテ
其端緒ニ就イタバカリデアリマス、斯様ナ
次第デアリマスルカラ、其開發ヲ促進致シ
マスルニハ、制度ト致シマシテハ、現在ノ
綜合行政特別會計ヲ以テ臨ムコトガ至當デ
アラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ
人口ハ既ニ二十五万人ニ達セントシテ居リ
マス、其内僅ニ二千人餘ノ土人並ニ外國人
ヲ除キマシテハ、居住民ノ全部ハ内地ヨリ
移住致シタル所ノ日本人バカリデアリマ
ス、是等ノ日本人ハ既ニ多年内地ニ於キマ
シテ、自治ノ訓練ヲ有シ、又相當ニ政治的
的教養ノ進ンダ者バカリデアリマス、デアリ
マスルカラ其生活上ノ習慣、風俗、人情等、

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○沖島鎌三君 只今議題トナリマシタル樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ趣旨聲明ヲ致
シタイト思ヒマス、樺太ハ面積二千三百方
里、殆ド九州程ノ大キサデアリマシテ、非
常ニ澤山ナ富源ガ包藏サレテ居ルノデアリ
マスルガ、未ダ其富源ノ開拓ハ漸クニシテ
其端緒ニ就イタバカリデアリマス、斯様ナ
次第デアリマスルカラ、其開發ヲ促進致シ
マスルニハ、制度ト致シマシテハ、現在ノ
綜合行政特別會計ヲ以テ臨ムコトガ至當デ
アラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ
人口ハ既ニ二十五万人ニ達セントシテ居リ
マス、其内僅ニ二千人餘ノ土人並ニ外國人
ヲ除キマシテハ、居住民ノ全部ハ内地ヨリ
移住致シタル所ノ日本人バカリデアリマ
ス、是等ノ日本人ハ既ニ多年内地ニ於キマ
シテ、自治ノ訓練ヲ有シ、又相當ニ政治的
的教養ノ進ンダ者バカリデアリマス、デアリ
マスルカラ其生活上ノ習慣、風俗、人情等、

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○沖島鎌三君 只今議題トナリマシタル樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ趣旨聲明ヲ致
シタイト思ヒマス、樺太ハ面積二千三百方
里、殆ド九州程ノ大キサデアリマシテ、非
常ニ澤山ナ富源ガ包藏サレテ居ルノデアリ
マスルガ、未ダ其富源ノ開拓ハ漸クニシテ
其端緒ニ就イタバカリデアリマス、斯様ナ
次第デアリマスルカラ、其開發ヲ促進致シ
マスルニハ、制度ト致シマシテハ、現在ノ
綜合行政特別會計ヲ以テ臨ムコトガ至當デ
アラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ
人口ハ既ニ二十五万人ニ達セントシテ居リ
マス、其内僅ニ二千人餘ノ土人並ニ外國人
ヲ除キマシテハ、居住民ノ全部ハ内地ヨリ
移住致シタル所ノ日本人バカリデアリマ
ス、是等ノ日本人ハ既ニ多年内地ニ於キマ
シテ、自治ノ訓練ヲ有シ、又相當ニ政治的
的教養ノ進ンダ者バカリデアリマス、デアリ
マスルカラ其生活上ノ習慣、風俗、人情等、

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○沖島鎌三君 只今議題トナリマシタル樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ趣旨聲明ヲ致
シタイト思ヒマス、樺太ハ面積二千三百方
里、殆ド九州程ノ大キサデアリマシテ、非
常ニ澤山ナ富源ガ包藏サレテ居ルノデアリ
マスルガ、未ダ其富源ノ開拓ハ漸クニシテ
其端緒ニ就イタバカリデアリマス、斯様ナ
次第デアリマスルカラ、其開發ヲ促進致シ
マスルニハ、制度ト致シマシテハ、現在ノ
綜合行政特別會計ヲ以テ臨ムコトガ至當デ
アラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ
人口ハ既ニ二十五万人ニ達セントシテ居リ
マス、其内僅ニ二千人餘ノ土人並ニ外國人
ヲ除キマシテハ、居住民ノ全部ハ内地ヨリ
移住致シタル所ノ日本人バカリデアリマ
ス、是等ノ日本人ハ既ニ多年内地ニ於キマ
シテ、自治ノ訓練ヲ有シ、又相當ニ政治的
的教養ノ進ンダ者バカリデアリマス、デアリ
マスルカラ其生活上ノ習慣、風俗、人情等、

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○沖島鎌三君 只今議題トナリマシタル樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ趣旨聲明ヲ致
シタイト思ヒマス、樺太ハ面積二千三百方
里、殆ド九州程ノ大キサデアリマシテ、非
常ニ澤山ナ富源ガ包藏サレテ居ルノデアリ
マスルガ、未ダ其富源ノ開拓ハ漸クニシテ
其端緒ニ就イタバカリデアリマス、斯様ナ
次第デアリマスルカラ、其開發ヲ促進致シ
マスルニハ、制度ト致シマシテハ、現在ノ
綜合行政特別會計ヲ以テ臨ムコトガ至當デ
アラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ
人口ハ既ニ二十五万人ニ達セントシテ居リ
マス、其内僅ニ二千人餘ノ土人並ニ外國人
ヲ除キマシテハ、居住民ノ全部ハ内地ヨリ
移住致シタル所ノ日本人バカリデアリマ
ス、是等ノ日本人ハ既ニ多年内地ニ於キマ
シテ、自治ノ訓練ヲ有シ、又相當ニ政治的
的教養ノ進ンダ者バカリデアリマス、デアリ
マスルカラ其生活上ノ習慣、風俗、人情等、

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○沖島鎌三君 只今議題トナリマシタル樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ趣旨聲明ヲ致
シタイト思ヒマス、樺太ハ面積二千三百方
里、殆ド九州程ノ大キサデアリマシテ、非
常ニ澤山ナ富源ガ包藏サレテ居ルノデアリ
マスルガ、未ダ其富源ノ開拓ハ漸クニシテ
其端緒ニ就イタバカリデアリマス、斯様ナ
次第デアリマスルカラ、其開發ヲ促進致シ
マスルニハ、制度ト致シマシテハ、現在ノ
綜合行政特別會計ヲ以テ臨ムコトガ至當デ
アラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ
人口ハ既ニ二十五万人ニ達セントシテ居リ
マス、其内僅ニ二千人餘ノ土人並ニ外國人
ヲ除キマシテハ、居住民ノ全部ハ内地ヨリ
移住致シタル所ノ日本人バカリデアリマ
ス、是等ノ日本人ハ既ニ多年内地ニ於キマ
シテ、自治ノ訓練ヲ有シ、又相當ニ政治的
的教養ノ進ンダ者バカリデアリマス、デアリ
マスルカラ其生活上ノ習慣、風俗、人情等、

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○沖島鎌三君 只今議題トナリマシタル樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ趣旨聲明ヲ致
シタイト思ヒマス、樺太ハ面積二千三百方
里、殆ド九州程ノ大キサデアリマシテ、非
常ニ澤山ナ富源ガ包藏サレテ居ルノデアリ
マスルガ、未ダ其富源ノ開拓ハ漸クニシテ
其端緒ニ就イタバカリデアリマス、斯様ナ
次第デアリマスルカラ、其開發ヲ促進致シ
マスルニハ、制度ト致シマシテハ、現在ノ
綜合行政特別會計ヲ以テ臨ムコトガ至當デ
アラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ
人口ハ既ニ二十五万人ニ達セントシテ居リ
マス、其内僅ニ二千人餘ノ土人並ニ外國人
ヲ除キマシテハ、居住民ノ全部ハ内地ヨリ
移住致シタル所ノ日本人バカリデアリマ
ス、是等ノ日本人ハ既ニ多年内地ニ於キマ
シテ、自治ノ訓練ヲ有シ、又相當ニ政治的
的教養ノ進ンダ者バカリデアリマス、デアリ
マスルカラ其生活上ノ習慣、風俗、人情等、

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○沖島鎌三君 只今議題トナリマシタル樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ趣旨聲明ヲ致
シタイト思ヒマス、樺太ハ面積二千三百方
里、殆ド九州程ノ大キサデアリマシテ、非
常ニ澤山ナ富源ガ包藏サレテ居ルノデアリ
マスルガ、未ダ其富源ノ開拓ハ漸クニシテ
其端緒ニ就イタバカリデアリマス、斯様ナ
次第デアリマスルカラ、其開發ヲ促進致シ
マスルニハ、制度ト致シマシテハ、現在ノ
綜合行政特別會計ヲ以テ臨ムコトガ至當デ
アラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ
人口ハ既ニ二十五万人ニ達セントシテ居リ
マス、其内僅ニ二千人餘ノ土人並ニ外國人
ヲ除キマシテハ、居住民ノ全部ハ内地ヨリ
移住致シタル所ノ日本人バカリデアリマ
ス、是等ノ日本人ハ既ニ多年内地ニ於キマ
シテ、自治ノ訓練ヲ有シ、又相當ニ政治的
的教養ノ進ンダ者バカリデアリマス、デアリ
マスルカラ其生活上ノ習慣、風俗、人情等、

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十九、第二十八同種ノ議案デアリマス、
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○沖島鎌三君 只今議題トナリマシタル樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
ニ付キマシテ、簡單ニ提案ノ趣旨聲明ヲ致
シタイト思ヒマス、樺太ハ面積二千三百方
里、殆ド九州程ノ大キサデアリマシテ、非
常ニ澤山ナ富源ガ包藏サレテ居ルノデアリ
マスルガ、未ダ其富源ノ開拓ハ漸クニシテ
其端緒ニ就イタバカリデアリマス、斯様ナ
次第デアリマスルカラ、其開發ヲ促進致シ
マスルニハ、制度ト致シマシテハ、現在ノ
綜合行政特別會計ヲ以テ臨ムコトガ至當デ
アラウト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ
人口ハ既ニ二十五万人ニ達セントシテ居リ
マス、其内僅ニ二千人餘ノ土人並ニ外國人
ヲ除キマシテハ、居住民ノ全部ハ内地ヨリ
移住致シタル所ノ日本人バカリデアリマ
ス、是等ノ日本人ハ既ニ多年内地ニ於キマ
シテ、自治ノ訓練ヲ有シ、又相當ニ政治的
的教養ノ進ンダ者バカリデアリマス、デアリ
マスルカラ其生活上ノ習慣、風俗、人情等、

無論内地トモ異テ居リマセヌ、隨テ樺太ニ施行サレテ居リマス所ノ法令ハ、内地ノ重要法令ニシテ樺太ニ施行サレナイモノハ、殆ド無イト言テモ宜シイ位デアリマス、兵役納税ノ義務ニ服シテ居ル點モ、毫モ内地ト異ナル點ハゴザイマセヌ、又民權發揚ノ爲ニ大法典ト稱サレテ居リマス所ノ普通選舉法ニ對立スル所ノ陪審法、此陪審法ハ現ニ昨年カラ施行サレテ居リマス、斯様ナ次第デアリマスルノニ、陪審法ニ對立スル所ノ普通選舉法ガ樺太ニ施行サレナイト云フコトハ、甚ダ不合理千萬デアルト思フデアリマス、本案ハ去ル五十二議會ニ於キマシテ、本院ニ於テ全會一致通過ヲ致シマシテ、貴族院デ審議未了ニナッテ居ルノデアリマス、五十二議會ニ於ケル政府ノ意見ハ、町村制ガマダ完全デナイ、ソレカラ交通ガ不便デアルト云フ、此二點反對ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、町村制ニ於キマシテハ、現ニ本議會ニ向ヒマシテ政府ハ町村制ノ改正法律案ヲ出シテ、本日本院ニ於テ可決セラレタノデアリマス、デアリマスカラハ最早反對ノ理由ニナラヌト思フ、又交通不便ト云フコトヲ申シマスルガ、是ハ樺太ノ實狀ヲ知ラナイ人ノ言フコトデアリマシテ、成程非常ニ廣イ面積デアリマスルガ、樺太ニ於キマシテハ、鐵道ノ沿線デアルトカ、港灣ノ附近デアルトカ、極メテ交通ノ便利ナ所デナクテハ人ガ住ンデ居リマセヌ、選舉ヲ行フニ當リマシテ、内地地方ヨリモ遙ニ便利デアルト云フコトヲ私共ハ信ジテ疑ハヌ所デアリマス

〔此時發言スル者アリ〕
○副議長(清瀨一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○沖島三三君(續) 斯様ナ次第デアリマスルカラ、ドウカ同島ニ住ンデ居リマス所ノ二十五万ノ日本人ノ爲ニ、此年來ノ熱烈ナル希望ニ御同情下サイマシテ、何卒本案ヲ五十二議會同様ニ、全會一致通過致シマスルヤウニ、御協賛ガ願ヒタイノデアリマス
○副議長(清瀨一郎君) 提出者ハ小池仁郎君
○小池仁郎君 簡單デアリマスカラ當席ヨリ御許ヲ願ヒマス
○副議長(清瀨一郎君) 許シマス
○小池仁郎君 只今沖島君カラ詳細ナル提案ノ理由ヲ御述ニナリマシタノデ、私ハソレニ附加ヘルコトハアリマセヌ、同一デアリマス、唯樺太ヲ多クノ人々ガ植民地ト言フ、要スルニソレハ形カラ見タモノデアッテ、其内容ハ内地ノ延長デアル、何等變ル所ハナイ、其風土氣候ニ於テモ、北海道ト何等ノ違ヒハナイ、此處ニ諸般ノ法律ガ内地同様ニ施行セラレテ、獨リ衆議院議員選舉法ノ施行ヲ缺イテ居ルコトハ、樺太ヲ開ク上ニ於テモ甚ダ缺ケル所ガアルノデアリマス、故ニ速ニ本法ヲ施行セラレテ、樺太ヲ一ノ選舉區トシテ二名ノ定員ヲ選出セシメテ、時機既ニ完熟シテ居ル二十五万住民ノ意思ヲ代表セシメタイ、此意ニ外ナラヌノデアリマス、願クバ御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス
○原惣兵衛君 本案ハ一括シテ政府提出府縣制中改正法律案外十六件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第二十一、信託業法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、趣旨辯明ヲ許シマス——名川侃市君

第二十一 信託業法中改正法律案(若宮貞夫君外四名提出) 第一讀會

信託業法中改正法律案

第五條第一項第四號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第五號ヲ第七號ニ改ム

五 財産ニ關スル遺言ノ執行

六 會計ノ検査

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔名川侃市君登壇〕

○名川侃市君 本案ハ極メテ簡單ナル法案デアリマス、即チ信託會社ヲシテ遺言執行者タルコトヲ得セシメ、且ツ會計ノ検査ヲ得セシメンガ爲ニ、法文ノ解釋上ノ疑義ヲ去ルコトヲ目的トシテ提出シタルモノデアリマス、何卒慎重御審議ノ上、御賛成アラシコトヲ願ヒマス

○副議長(清瀨一郎君) 本案ニ關シ政府並ニ提案者ニ質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——原夫次郎君

〔原夫次郎君登壇〕

○原夫次郎君 諸君、只今上程セラレタル此法案ハ極メテ歴史付ノモノデアッテ、又極メテ重大ナル法案デアアルノデアリマス、去ル五十二議會ニ於テ同様ノ法案ガ政友會員諸君カラ提出セラレマシタ、ソレガ委員會ニ付託トナッテ、僅ニ一時間三十分ノ委員會開會ニ依テ、即時ニ本會議ニ上サレタノデアリマス、其場合ニ於テ、私ハ此第一讀會ノ續ニ於テ、斯ノ如キ亂暴ナル、橫暴ナル委員會ノ決議ニ服從スルコトハ出來ナイ、更ニ委員會ニ引戻シテ慎重ナル審議ヲシナクレバナラス、何トナレバ此法案ハ極メテ簡單ナルヤウデアアルケレドモ、其含蓄シテ居ル所ノ意義ハ極メテ重大デアルト云フコトデ、幸ニ私ノ動議ガ成立ヲ致シテ、此案

ガ再ビ委員會ニ戻サレテ、而シテ遙ニ此改正法案ナルモノハ、其儘審議未了ニ終ラタスノ歴史付ノ法案デアリマス、只今提案者ノ御説明ニ依ルト云フト、少シク提案ノ趣意ガ違ッテ居ルヤウデアアル、名川君ハ此提案者ノ署名者デナイガ故ニ、斯ノ如キ此法案ヲ能ク見ナイデ説明ヲセラレタモノト思フノデアアルガ、此法案ノ改正ノ趣意ナルモノハ、現行ノ信託業法ノ解釋ガ不十分デアアル、曖昧デアアルガ故ニ、此改正案ヲ出スニ至ッタナドト云フコトハ、是ハ斷ジテナイノデアリマス、一體此改正法律案ハ曩ニモ申上ダマスルガ如ク、非常ナル重大ナル意義ヲ含ムモノデアッテ、此改正法案デハ現在ノ信託會社ニ財産ニ關スル遺言ノ執行ヲ爲サシムルト云フコトハ、會計ノ検査ヲ爲サシムルト云フコトヲ、第五條第七號ニ加ヘルコトヲ云フ案デアアルノデアリマスガ、是ハ此通りニ改正ニナリマシタナラバ、我國ノ民風ノ根本義ニ關スル問題ト、大變ニ衝突ヲ致ス事ガナイカト云フコトヲ憂慮ヲ致ス者デアリマス、私共モ是ハ絕對ニ反對デハナイノデアアルケレドモ、詳細ナ事ハ固ヨリ委員會ニ於テ御尋スルノデアアルガ、此處ニハドウシテモ本案ノ根本義ニ關シテ定メテ置カナクレバナラス所ノ點ヲ質疑致スノデアアル、全體此改正法案ハ恐ラクハ今日亞米利加アタリデ行ハレテ居ル所ノ信託會社ヲ、其儘ニ日本ニ持ッテ來ヤウト云フヤウナ頭デ、改正案ガ出テ居ルモノト思フケレドモ、其點ハ非常ナル重大ナル關係ガアルノデアリマシテ、即チ我國ノ如キ家族制度ノ下ニ在ッテハ、遺言ナルモノハ全ク親族關係ト、財産關係ト混合致シ、家族ノ内部ニ關スル極メテ重大ナル意義ノアルモノデアアル、是ニ於テカ我國ニ於テハ、最近ニ於テ所謂淳風良俗ニ關スル民法ノ大改正ヲ致サ

ントシテ居ルコトモ、即チ現在ノ我が社會ノ現狀ニ照サレテ、司法省ガ必要ニ迫マラレテ此改正ヲ爲サントシテ居ルノデアル、若シ本法ノ改正案ノ如ク致シマスルナラバ、茲ニ死亡者ガ生前ニ於テ遺言ヲ爲シ、其遺言ガ、或ハ財産上ノ問題、或ハ相續其他ノ問題ガ遺言セラレタル場合ニ、是ハ固ヨリ世間ニ公ニスベキ事柄デハナイ、全ク其遺言者ノ家族ノ祕密ニ屬スル問題モ多アルノデアル、然ルニ此信託業法ノ改正案ノ如ク致シタナラバ、會社カラハ殆ド前垂掛ノヤウナ社員ガ出張スル、或ハ如何ナル社員デアルカ、其處ニ遺言者ノ死骸ヲ置イテ信託會社ガドシ、御葬ヒノ前ニ出掛ケテ行テ、サウシテ此遺言ノ執行ト云フ名義ニ依テ財産整理ニ著手スル、斯ウ云フヤウナコトガアツテハ、我國ノ醇風美俗ハ根本カラ、破壊セラレザルヲ得ナイノデアリマス、斯ノ如キ重大ナル關係ノアル本法改正案ニ向テ、何故ニ今日民法ノ改正ニ著手致シテ居ル其前ニ先テ、早ク是ガ改正案ヲ出ス必要ガアルカドウカ、其點ニ向テ先ツ提案者ニ御尋ヲ致シタイノデアリマス、尙ホ此改正ノ第二點ト致シテハ、會計ノ檢査ト云フコトヲ致シテ居ル、今日ノ我國ノ法律ノ立方カラ申シマスルト云フト、民法ニ於テモ、商法ニ於テモ、法人ハ清算人トナルコトガ出來ナイト云フコトニ相成テ居ル、法人ガ清算人ニナルコトガ出來ナイ位ナ我國ノ法制ノ下ニ於テ、其清算ト云フコトヲ飛越シテ、此改正法案デ、信託業法ニ依ル所ノ信託會社ハ、何レモ百万圓以上ノ法人デナケレバ成立スルコトガ出來ナイト云フ規定ガアルノデアル、果シテ然ラバ、其信託會社ガ他人ノ財産ノ檢査ヲ爲シ、若クハ遺言ニ依テ財産ノ整理ヲ致ス、斯ウ云フ場合ニ於テハ、ドウシテモ清算人

ニナルコトガ出來ナイト云フ、其領域ヲ飛越シテ、直ニ本法ノ改正ニ依テ、此信託會社ガ遺言ノ執行者トナルコトモ出來ルシ、尙又會計ノ檢査モ爲スコトガ出來ルト云フヤウナ、御都合ノ好イ改正案ヲ出スノハ、一體如何ナル點カラ斯ウ云フ改正案ヲ出スニ至ルノデアルカ、ソレヲ提案者ニ伺フノデアリマス、茲ニ注意スベキハ、曩ノ五十二議會ノ提案ニ依リマス、此信託業法改正法案中ニハ、信託會社ガ清算人ニナルコトガ出來ルト云フ改正案モ出シテ居タニ拘ラズ、此度ノ改正法案ニ於テハ、其清算ト云フコトハ抛テ置イテ、唯遺言ノ執行ト會計ノ檢査ダケヲ此處ニ擧ゲタト云フコトハ、如何ナル理由ニ基クモノデアルカ、是ガ第一點ノ質問デアリマス、提案者ニ對スル質問ハ以上ヲ以テ終リト爲シ、次ニ司法大臣ニ向テ御尋致スコトハ、曩ノ五十二議會ニ提案サレタ當時ニ於テハ、司法省ハ大反對デアアル、此法案ニハ到底賛成スルコトハ出來ナイト云フ言明ヲ致シテ居ルノデアリマス、ソレカラ今日迄何等事情ノ變化ハナイ、寧ロ司法省側ト致シテハ、民法ノ改正ヲ企テ、居ル今日デアアル故ニ、固ヨリ司法大臣トシテハ、本案ニ反對デアルト思フノデアアルガ、司法大臣ノ所見如何、若シ之ニ賛成デアルト云フナラバ、其理由ヲ詳ニ述ベテ戴キタイ、是ガ司法大臣ニ尋ネル所デアアル、次ニ大藏大臣ニ尋ネナケレバナラナイコトハ、一體我國ノ信託會社ナルモノハ、少シ脱線ノ氣味ガアル、元々此信託會社ハ銀行業者トハ趣ヲ異ニシテ、預金ノ關係デ信託會社ヲ發達セシムルト云フ法律ノ精神デハナイノデアル、然ルニ今日ノ信託會社ナルモノハ、銀行ト競争ヲ致シテ、盛ニ信託預金ナルモノヲ取テ居ルノデアアル、最近ニ於テモ此信託會社ノ預金ガ十億

圓ニ達シテ居ルト云フコトデアアル、ソコデ銀行業者ハ非常ナ壓迫ヲ受ケテ、日本銀行カラハ大藏省ニ警告ヲ發シナケレバナラヌト云フヤウナ狀況ニ至テ居ルト云フコトデアアル、然ルニ此信託業法ヲ改正致シテ、是等ノ事項迄モ信託會社ヲシテ、其業務ニ當ラシムルト云フコトニ相成リマスナラバ、一體大藏當局ハ我國ノ信託業者ニ向テ、今日如何ナル方針ノ下ニ之ヲ監督致シツ、アルカ、少クとも此信託會社ニ向テ、大藏省ハ檢査其他ノ監督方法ヲ健實ニ行ヒツ、アルカト云フ點ヲ御尋致スノデアリマス、尙ホ詳細ナル問題ニ向ヒマシテハ、何レ委員會ニ於テ御尋致ス積リデアアル、最後ニ提案者タル只今ノ名川君ノ趣意ニ付テハ、私共甚ダ驚入ッテ居ルノデアリマス、何レ發案者ニ於テ此詳細ナル答辯ハ、委員會デ爲スナド、云フコトニ胡麻化シヲサレルカモ知レナイガ、サウ云フコトデナシニ、私ノ今尋ネタ事柄ハ、必ズ此演壇デ御答辯相成ルベキコトヲ希望致シテ此壇ヲ降りマス

○名川侃市君 答辯ハ簡單デアリマスカラ、此席カラ御許シ願ヒタイ

○副議長(清瀬一郎君) 許シマス

○名川侃市君 本案ニ付キマシテハ、曩ニ議會ニ提出シタル際、原君ハ委員トシテ之ニ賛成セラレタ案デアリマシテ、原君ニ於テハ事情ヲ能ク御承知デアアル、デアリマスカラ簡單ニ答ヘマス、即チ原君ノ第一ノ質問ハ、信託法ノ第二條ニ於テ「信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得」ト書イテアリマスケレドモ、信託業法ニ於テハ之ニ對應スル規定ガナイ爲ニ、之ヲ提出シタニ過ギナイノデアリマス、第二ノ點ニ付キマシテハ、原君ノ如ク既ニ賛成セラレ、且ツ相當ニ法律上ノ知識ヲ持テ居ラレル原君デス

ラモ、之ニ疑問ヲ持タレルノデアリマスカラ、之ヲ明ニスル爲ニ提出シタ次第デアリマス、尙ホ詳細ハ委員會ニ於テ答ヘマス

〔答辯無用〕委員會デヤレト呼ビヒ其他發言スル者多シ

〔政府委員(濱田國松君) 原君ノ御質問ニ御答ヲ申上ゲマス、原君ノ御質問ハ長クハアリマシタガ、司法省ニ對スル御質問ノ要旨ハ、第一ハ五十二議會ニ會テ提案セラレタル當時ニ於テ、司法省側ハ反對ヲ致シタカラ、本年ノ提案ニモ反對デアアルカト云フコトガ第一點、第二點ハ目下民法ノ改正ガ企テラレテ居ル、民法ノ改正ト信託ノ改正トハ相關聯スル所多キガ故ニ、此理由ヨリ致シテモ、司法省ハ反對デアアルベキ筈デアアルガ如何、此二點ニ御質問ハ止マルノデアリマス、之ニ付テ簡單ニ御答ヲ申上ゲマス、國家ノ立法ハ國家ノ必要ト時代ノ進運ニ依テ、前年反對致シタ問題デモ、後ニ賛成スル必要ノ起ル場合モアリマス、前ニ賛成ヲ致シテ居テモ、後ニ反對スル必要ノ起ル場合ガアリマス、國家ノ立法ハ時代ノ推移ト社會狀態、經濟狀態ノ變化ニ依テ、一度反對ヲ致シタカラ、何時迄經テモ、政府ガ反對ヲシナケレバナラヌト云フ道理ハナイノデアリマス、ソレカラ第二ニハ、目下成程民法ノ改正ハ調査會ガ組織サレテ居リマス、併シ民法ノ改正ガ終ラナケレバ、必シモ信託法ノ改正ハ出來ナイト云フ道理ハナカラウト思フ、相並シ急ナルモノガアレバ、別箇ノ改正ヲ實行スルモ、亦立法上不可ナシト信ズルノデアリマス、併ナガラ本案ハ原君ノ仰セラレタ通り、各種ノ法案ニ關係スル所多キガ故ニ、慎重ニ取扱ハンケレバ相成ラヌト存ズルノデアリマス、政府ハ案ニ關スル議事ノ進行ヲ鑑ミマシテ、今後慎重ノ

考慮ヲ盡シタイト存ジルノデアリマス、是
ダケヲ御答致シマス

〔「無用々々」ト呼ヒ其他發言スル者多
シ〕

〔原夫次郎君登壇〕

○原夫次郎君 豫告ヲ致シテ置イタ如ク、
詳細ナル點ニ付テハ委員會デ質問應答スル
ルノハ當然デアアル、併シ先程聽捨ニナラナ
イコトハ、私ガ此案ニ賛成ヲ致シテ居ルカ
ラト云フコトハ、何處カラサウ云フコトガ
出ルノデアアルカ、サウ云フ言掛リヲシテ、
サウシテ此處デ答辯ヲ爲スナド、云フコト
ハ、以テ外ノコトデアアル、ソレカラ此提
案ノ理由ニ付テ先程等ネタ事柄ニ付テハ、
名川君ノ答アル所ハ、マルデ此ノ改正案ノ
骨子ト云フモノガ能ク分ッテ居ナイヤウデ
アル、デアアルカラスノ如キ代辯ヲ爲サラナ
イデ、モトモ案ノ性質ヲ能ク研究シタ上デ、
提案ノ理由ヲ述ベナケレバナラヌ、次ニ司
法次官ノ答辯ニ至ッテハ、是亦言語道斷ナコ
トデアアル、之ニハ賛成スルコトガ出來ナ
イ、若シ賛成ヲ致スト云フコトデアアルナラ
バ、是ハ其處ニ何カ吾々甚ダ疑ハシキ考ヲ
持ツ、故ニ私ハ司法大臣ニ向テ御答辯ヲ
願フノデアアルカ、矢張濱田君ガ代辯ヲ致シ
テ、何ダカ結局譯ノ分ラナイヤウナ答辯デ
アルノデアアルカ、必ズ之ニ向テハ賛成ハ
ナイコト、私ハ思ウテ、其答辯ヲ得タト同
様ニ考ヘテ此處ヲ降ル次第デアリマス〔拍
手〕

○副議長〔清瀬一郎君〕 答ガナイヤウデア
リマス

〔定塚門次郎君登壇〕

○定塚門次郎君 私ハ此信託業法中改正法
律案ニ對シマシテ、提案者ニ向ヒ極メテ簡
單ニ一ツノ事實ニ付テ御答辯ヲ願ヒタイト
思フノデアリマス、即チ資本ヲ背景トシテ、

其事業ノ中心ト致シテ居リマスル所ノ諸
ノ事業、自然ハ人ノ活動ヲ中心トシテ致
ス所ノ自由職業トノ間ニハ、自ラ其背景ニ
應ジテシテ、長所短所ガアルコト、思フ
ノデアリマス、殊ニ信託業ノ如キ事業ニ於
キマシテハ、人ノ活動ヨリモ寧ロ資本ノ背
景ヲ主トシテ必要トスル所ノ事業ニ向ッテ、
其主力ヲ傾倒スルコト云フコトハ申ス迄モナ
イ事ト思フノデアリマス、而シテ信託業者
ガ人ノ或ハ會社ノ會計検査ト云フ仕事ヲ引
受ケルト云フコトニ相成リマスルコト、主ト
シテ個人ノ活動ヲ要スル所ノ事業ヲ、會社
タル信託會社ガ之ヲ實行スルコト云フコトニ
相成リマスルガ故ニ、一昨年發布セラレマ
シタ所ノ計理士法案ニ規定スル所ノ、計理
士以外ノ者ハ會計検査ノ事業ニ從事スルコ
トヲ得ズ、斯様ニ規定ニ對シテ正面衝突ヲ
來スコト、信ズルノデアリマス、此點ニ付
キマシテ提案者ハ如何ナル御考デヤラレル
ノデアリマセウカ、固ヨリ信託會社ガ會計
検査ヲヤルト申シマシテモ、國家ノ機關タ
ル所ノ會計検査院或ハ大藏省ノ銀行検査部
ノ如キモノガ検査ヲスルコト云フコトハ、ハ
自ラ其趣意ガ相違シテ居ルコト、信ズルノ
デアリマス、隨ヒマシテ、是等ノ點ニ付キ
マシテハ、私ハ信託會社ガ會計検査ノ事業
ニ從事スルコト云フコトガ、極メテ不適當ト
考ヘテ居ルノデアリマスルガ、提案者ハ此
點ニ付テハ如何ナル御考ヲ持ッテ居ラレル
ノデアリマセウカ、尙ホ此點ニ付キマシテ
計理士ノ監督官廳デアリマスル所ノ商工大
臣、或ハ信託會社ノ監督官廳デアラセラレ
ル所ノ大藏大臣ノ御所見ヲ、序ニ御同致シ
タイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○名川侃市君 簡單ニ自席ヨリ答ヘタイト
思ヒマス

○副議長〔清瀬一郎君〕 許シマス

○名川侃市君 第一ノ御質問ハ、現今法人
ハ大變ニ發達致シテ居ルノデアリマスルカ
ラシテ、今日法人ニサウ云フコトヲサスト
云フコトハ何等差支ナイ、第二ノ問ニ對シ
テハ、是ハ計理士ト云フ資格稱號ヲ持ッテ
ハ検査ハ出來ヌト云フノデアリマス、其資
格稱號ヲ持ッズシテヤルコトハ些トモ差支
ナイ、吾々ハ現ニ裁判所カラ命ゼラレテ、
會社財産ノ検査ヲ既ニヤッテ居ル、是ハ計理
士ト云フ名前ヲ持ッズニヤルナラバ、會社
ガ之ヲヤルト云フコトモ、法制上差支ナイ
ト思ッテ居リマス

〔政府委員大日喜六君登壇〕

○政府委員〔大日喜六君〕 只今本問題ニ對
シマシテ大藏當局ノ意見ヲ御尋デアリマス
ガ、大藏當局ト致シマシテハ、此信託業ハ
極メテ大切ナルモノデアルト考ヘテ居リマ
スカラ、許可ヲ致シマスニモ、只今餘程慎
重ナル態度ヲ執ッテ居リマスシ、又銀行トノ
間ニ競争等ガ起リマセヌヤウニ、出來ル限リ
ノ監督ヲ加ヘテ居ル次第デアリマス、ソレ
故ニ餘程此問題ハ慎重ニ考慮ヲ要スルト思
ヒマス、併ナガラ只今關係シテ居リマスモ
ノハ、申ス迄モナク民法關係デアリマス、
是ハ司法當局ノ意見ガ主ニナルコトデアリ
マスカラ、此點ハ先刻司法省カラ御答ヲシ
タコトニ讓ッテ宜カラウト考ヘマス、是ダケ
御答ヲ致シマス

○原惣兵衛君 本案ハ議長指名十八名ノ委
員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長〔清瀬一郎君〕 原君ノ動議ニ御異
議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長〔清瀬一郎君〕 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第
二十二及第二十三ハ同種ノ議案デアリマ
ス、一括議題ト爲スニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長〔清瀬一郎君〕 御異議ナシト認メ
マス、日程第二十二、六大都市ニ關スル法
律案、日程第二十三、廣島市ニ關スル法律
案ヲ一括シテ、其第一讀會ヲ開キマス――
各別ニ提案者ノ趣旨聲明ヲ許シマス、提出
者森田茂君

第二十二 六大都市ニ關スル法律案

〔鈴木吉之助君外十三名提出〕

第一讀會

六大都市ニ關スル法律案
第一條 本法ニ於テ市ト稱スルハ東京市
京都市大阪市橫濱市神戸市及名古屋市
ヲ謂フ

第二條 市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣
ノ區域外トス

第三條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法
令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來
法令又ハ慣例ニ依リ府縣若ハ市ニ屬ス
ル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬ス
ル事務ヲ處理ス

第四條 市ハ内務大臣之ヲ監督ス

第五條 市制其ノ他ノ法令又ハ慣例ニ依
リ從來地方長官〔東京府ニ在リテハ警
視總監ヲ含ム〕並府縣參事會ノ權限ニ
屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主
務大臣又ハ市長之ヲ行フ

第六條 市制其ノ他ノ法令ニ依リ從來府
縣參事會ニ訴願シ得ヘキ事項ハ直ニ之
ヲ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七條 市ハ市制其ノ他ノ法令ニ依ルモ
ノノ外從來ノ府縣稅及賦金ノ例ニ依リ
市稅及賦金ヲ賦課徵收スルコトヲ得

前項ノ賦課徵收方法並賦金ノ支辨ニ付
テハ府縣稅及賦金ニ關スル法令ヲ準用
ス

第八條 市ハ府縣ト其ノ事務ノ一部ヲ共

同處理スル爲規約ヲ定メ内務大臣ノ許
可ヲ得テ府縣市組合ヲ設クルコトヲ得

府縣市組合ハ法人トス

府縣市組合ノ事務ハ内務大臣ノ指定シ
タル府縣知事又ハ市長之ヲ管理ス

府縣市組合ニ關シテハ府縣制第二百
六條ノ三第一項及第二百六條ノ四乃
至第二百六條ノ七ノ規定ヲ準用ス

第九條 市制第七十條第一項ノ懲戒審
査會ノ組織ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第十條 本法ニ規定スルモノノ外凡テ市
制ノ定ムル所ニ依ル

附則

第十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第十二條 本法施行ノ爲府縣ニ屬スル財
產、營造物及事業ノ處分並權利義務ノ
歸屬ニ關シ必要ナル事項ニ付テハ關係
アル府縣會及市會ノ意見ヲ徵シ主務大
臣之ヲ定ム

第十三條 本法施行ノ際必要ナル事項ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三 廣島市ニ關スル法律案(森
保祐昌君外一名提出) 第一讀會

廣島市ニ關スル法律案

第一條 廣島市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ
縣ノ區域外トス

第二條 廣島市ハ法人トス官ノ監督ヲ承
ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及
從來法令又ハ慣例ニ依リ縣若ハ市ニ屬
スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬
スル事務ヲ處理ス

第三條 廣島市ハ内務大臣之ヲ監督ス
第四條 市制其ノ他ノ法令又ハ慣例ニ依

リ從來地方長官並府縣參事會ノ權限ニ
屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主
務大臣又ハ市長之ヲ行フ

第五條 市制其ノ他ノ法令ニ依リ從來府
縣參事會ニ訴願シ得ヘキ事項ハ直ニ之
ヲ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第六條 廣島市ハ府縣其ノ他ノ法令ニ依
ルモノノ外從來ノ府縣稅及賦金ノ例ニ依
リ市稅及賦金ニ賦課徵收スルコトヲ得

前項ノ賦課徵收方法並賦金ノ支辨ニ付
テハ府縣稅及賦金ニ關スル法令ヲ準用
ス

第七條 廣島市ハ縣ト其ノ事務ノ一部ヲ
共同處理スル爲規約ヲ定メ内務大臣ノ
許可ヲ得テ縣市組合ヲ設クルコトヲ得

縣市組合ハ法人トス

縣市組合ノ事務ハ内務大臣ノ指定シタ
ル縣知事又ハ市長之ヲ管理ス

縣市組合ニ關シテハ府縣制第二百六
條ノ三第一項及第二百六條ノ四乃至
第二百六條ノ七ノ規定ヲ準用ス

第八條 市制第七十條第一項ノ懲戒審
査會ノ組織ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第九條 本法ニ規定スルモノノ外凡テ市
制ノ定ムル所ニ依ル

附則

第十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之
ヲ定ム

第十一條 本法施行ノ爲縣ニ屬スル財
產、營造物及事業ノ處分並權利義務ノ
歸屬ニ關シ必要ナル事項ニ付テハ關係
アル縣會及市會ノ意見ヲ徵シ主務大臣
之ヲ定ム

第十二條 本法施行ノ際必要ナル事項ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(森田茂君登壇)

○森田茂君 六大都市ニ關スル法律案ノ提
案ノ趣旨ヲ申上ゲマス、大體申シマスル
ト、連モ簡單ニ行クベキ問題デハナイノデアリ
マス、餘程重大ナル問題デアル、之ヲ詳細
ニ述ベマスルト、一時間以上ノ時間ヲ要ス
ルコトハ當然ノコトデアリマスガ、諸君議
場ノ空氣ニ考ヘマスルト云フト、極メテ簡
單ニ説明スルコトガ其宜シキヲ得ルモノト
考ヘマス、本案ハ六大都市ヲ從來ノ區域ニ
依リ、府縣ノ區域外ニ置カントスルモノデ
アリマシテ、其結果ト致シマシテ、二重監
督ヲ脱シ、又財務ノ獨立ヲ許スト、斯ウ云
フコトニナリマス、詳細ハ理由書ニモアリ
マスカラ、敢テ茲ニ説明ヲ致シマセヌ、理
由書ニ付テ御覽ヲ願ヒタイト思フノデアリ
マス、本案ト内容ヲ同ジク致シマスル法律
案ハ、度々本院ヲ通過致シテ居ルノデアリ
マス、最近ニ於キマシテハ、第五十二議會
ニ於キマシテ衆議院ヲ通過致シ、貴族院ニ
於キマシテモ特別委員ニ付スル迄ニ運シタ
事實ガアリマス、本案ハ只今申上ゲマシタ
通り、第五十二議會ニ於キマシテモ、是ガ
通過ヲ致シ、其通過致シマシタル法律案ヲ
基本ト致シマシテ立案致シタモノデアリマ
ス、本案ニ付キマシテ、尙ホ平賀周君、加
藤鐵五郎君等ヨリ御説明ガアル等ト考ヘテ
居リマスルガ、或ハ議場ノ空氣ニ鑑ミマシ
テ、是等ノ方ハ委員會ニ於テ御説明アルカ
トモ考ヘマス、ドウカ皆様一致ヲ以テ御贊
成アラントコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(清瀬一郎君) 森保祐昌君
(森保祐昌君登壇)

○森保祐昌君 簡單ニ説明ヲ致シマス、廣
島市ニ關スル法律案モ、六大都市ニ依テ提
出サレテ居ル所ノ法律案ニ爲スル理由ヲ、
全部茲ニ引用致シテ置クコトニ致シマス、

都市ハ政治、經濟ハ勿論、生産工業、學術、
文藝等、有ユル文化ハ是ハ中樞ヲ爲シテ居
ルノデアリテ、其發展發達ノ如何ト云フモ
ノハ、是ハ其國ノ文明ノ程度ヲ表徴スルモ
トセラレテ居ルコトハ、實ニ明ナコトデ
アリマス、其盛衰興亡ハ即チ一國ノ盛衰興
亡ニ繫ヂテ居ルト云フコトハ論ヲ俟タヌコ
トデアリマス、ソコデ列國ハ競ウテ都市ノ
隆盛ナランコトヲ希望シテ、著々ト其計畫
ヲ進メテ居リマスガ、英吉利ノ如キデモ、
市政上各都市毎ニ法律ヲ異ニシテ居ルト云
フヤウナ狀態ガアルノデアリマス、所ガ我
國ニ於ケル都市行政ハ、單一ナル市制ヲ以
テ何百万ノ都市モ、亦一万余後ノ都市デ
アリテモ、同ジク劃一的ニ律セラレテ居ル
ノデアリマス、是ガ不合理デアルト云フコ
トハ、固ヨリ朝野ノ認ムル所デアラウト考
ヘルノデアリマス、ソコデ全國ニ於ケル人
口ノ二十萬級以上ノ都市ニ於テハ、既ニ府
縣制實施以來三十年ノ久シキニ互ッテ居ル
今日ノコトデアリマスカラ、都市經營上特
別ナル實驗ヲ積ンデ、自治行政ニ適達シテ
居ル者ガアルノデアリマス、廣島ノ如キハ
警察事務ヲ除クノ外、教育、衛生、勸業土
木ト云フ一般行政ニ對シテハ、全ク縣ノ支
配監督ニ依ラズ、之ヲ行フコトニ何等支障
ハナイノデアリマスカラ、是ガ自治權ヲ擴
張シテ、都市行政上一段ノ向上發展ヲ遂ゲ
サス爲ニ、本市ヲシテ内務大臣直轄下ニ置
カレテ、縣ノ行政並ニ經濟カラ分離獨立サ
セラレテ、現在ニ於ケル縣市ノ公共事務ヲ
處理セシムルト云フコトハ、公共團體タラ
シムベキ特別市制ヲ實施セラレルコトハ、
大都市行政ニ適合スルモノダラウト思フノ
デアリマス、詳細ハ理由書ニ書イテアル通
リデアリマス、唯最後ニ申上ゲテ置キタイ
コトハ、都市ヲ發達セシムルト云フコトハ、

其都市ヲ包圍スル郡部ヲ發展セシムル所以
ナノデアリマスカラ、廣島市ノ此都市ノ發
達ト云フコトハ、即チ廣島ノ郡部ヲ發達セ
シムルト云フコトニナルデアリマス、是
ハ念ノ爲ニ一言加ヘテ置キマス、何卒宜シ
ク御願致シマス

○副議長(清瀬一郎君) 質疑ヲ許シマス、
津雲國利君

○津雲國利君 簡單デアリマスカラ自席カ
ラ發言ヲ御許ヲ願ヒマス

○副議長(清瀬一郎君) 許シマス

○津雲國利君 私ハ六大都市中、東京市ヲ
除ケ他ノ都市ニ、此特別市制ヲ施行スルコ
トニ對シテハ贊成ノ者デアリマス、併ナガ
ラ東京市ニ對シテ、他ノ五大都市ト同様ニ
、此特別市制ヲ施行スルト云フコトニ對シ
テハ、絶對反對ノ意ヲ表スル者デアリマ
ス、私ノ選舉區ノ死活ニ關係ヲ致シマスル
問題デアリマスノデ、詳細實情ヲ述ベマシ
テ、諸君ノ御同情ニ訴ヘタイト思フノデア
リマスガ、森田君同様、議場ノ空氣ヲ察シ
マシテ、詳細ハ委員會ニ譲リマシテ、極ク
簡單ニ要領ヲ當局並ニ提案者ニ對シテ御説
明ヲ申上ダタイト思ヒマス、内務當局ハ現
在ノ東京府ノ區域ヲ以テ大都制ヲ布クノ意
思ガナイノデゴザイマセウカ、若シ其意思
ガナイトスルナラバ、特別市制ヲ布クノ場
合ニ於キマシテ、區域外トナル郡部ニ對シ
テハ、政治上經濟上如何ナル成案ヲ以テ臨マ
ントスルモノデゴザイマセウカ、尙又特別
市制ヲ布クト致シマスナラバ、之ニ準據シ
テ府縣ノ區域ヲ變更シ、又ハ府縣制ヲ改正
スル等ノ必要アリト私ハ認ムル者デゴザイ
マスガ、之ニ對シテ當局並ニ提案者ハ如何
ナル御意嚮ヲ有セラレテ居ルデゴザイマセ
ウカ、簡單ニ御答辯ヲ煩シタイト思ヒマス

○森田茂君 只今津雲君ヨリ御質疑ガアリ
マシタガ、大體反對ト云フコトヲ前提トセ
ラレテノ御質問ト考ヘマス、反對賛成ト云
フコトハ、是ハ後ノ問題デアリマシテ、未
ダ其時機デナイト云フコトハ、是ハ皆様御
異存ノナイ所デアリマス、併ナガラ折角ノ
御尋デアリマスカラ御答致シマスガ、本案
ノ提出者トシマシテハ東京市ノ立川太郎
君、又贊成者モ甚ダ少イノデアリマスルケ
レドモ、國枝捨次郎君、矢野鉦吉君モ居ル
カラ、強チ此問題ニ付キマシテ反對ト云フ
コトモ、獨斷ハ出來ナイカト私ハ考ヘテ居
リマスルガ、尙ホ詳細ノコトニ付キマシテ
ハ、一應政府委員カラモ説明ヲ願ヒマスル
シ、私ハ篤ト京都市、東京市ノ提案者トモ
協議ヲ致シマシテ慎重ナル御答ヲ委員會ニ
於テ致シタイト思ヒマス

○副議長(清瀬一郎君) 佐上政府委員

〔政府委員佐上信一君登壇〕

○政府委員(佐上信一君) 津雲君ノ御質問
ニ對シマシテ御答致シマス、大都市ニ對シ
マシテ、特別制度ヲ設クルノ必要ナルコト
ハ認メテ居リマス、而シテ帝都デアル所ノ
東京市ニ對シテ特別制度ヲ布クベキヤ、或
ハ他ノ大都市ニ對シテモ之ヲ布クベキカト
云フヤウナコトニ關シマシテハ、其行政ノ
組織ヲ如何ニスルカ、其財政ノ關係ヲ如何
ニスルカ、又大都市ト之ヲ抱擁スル所ノ府
縣トノ財政關係ヲ如何ニスルカト云フヤウ
ナ、種々ノ點ニ付キマシテ調査考究ヲ遂ゲ
マシテ、各種ノ案ヲ得テ居リマスルケレド
モ未ダ満足ナル案ヲ得テ居ラヌノデアリマ
ス、是等ノ特別制度ヲ設ケルコトハ時代ノ
要求デアリマスルガ故ニ、政府ニ於キマシ
テハ、更ニ慎重考究ヲ遂ゲマシテ、適當ナ
案ヲ得タイト考ヘテ居リマス

○副議長(清瀬一郎君) 本田英作君
〔本田英作君登壇〕

○本田英作君 私モ議場ノ空氣ヲ察シマシ
テ、簡單ニ簡條ノ二提案者及政府當局ニ御
尋シテ見タイト思フノデアリマス、先ヅ提
案者ニ對スル私ノ第一ノ質問ハ、此特別市
制、法律案ニ依ル特別市制ハ、將來實現ス
ベキ都制案ニ對スル中間ノ制度ナリヤ否
ヤト云フコトヲ御尋シタイト思フノデアリ
マスル、或ル政府ニ於キマシテハ、既ニ東
京都制案ヲ貴族院迄提出シタコトガアルノ
デアリマス、其當時ノ説明ニ於テ、政府ハ
先ヅ東京ニ都制ヲ布クト共ニ、將來六大都
市ニ向ッテモ、此都制ヲ布ク御考デアルト
云フコトヲ言ハレタノデアリマスルガ、若
シ然リト致シマシタナラバ、都制ガ實現ス
ルト云フコトハ明デアラウト思フノデアリ
マス、然ラバ此特別市制ハ、將來實現致シ
マス所ノ都制ニ對スル中間ノ制度ナリヤ
否ヤト云フコトヲ、先ヅ御伺シタイト思フ
ノデアリマスル、第二ニハ若シ然リト致シ
マシタナラバ、殊ニ東京市ノ如キハ、現ニ
前々ノ内閣ニ於テ貴族院迄都制案ガ提出セ
ラレタ位デアリマシテ、此提案ノ如キ特別
市制ガ實現スルト云フコトニナリマスレ
バ、却テ都制案ノ實現ヲ遅ラセルト云フヤ
ウナコトニナリハシナイカト云フコトガ、
私ノ疑問ノ第二デアリマス、第三ハ第五十
二議會ニ於テ提案セラレマシタ所ノ特別市
制ニ關スル法律案ニ於テハ、交通、衛生、
消防其他類似ノ警察權ヲモ、市長ニ與フベ
シト云フヤウナ規定ガアッタノデアリマス
ガ、今回ノ法律案ニ於テ此規定ヲ削除セラ
レタノハ、ドウ云フ譯デアアルカト思フノデ
アリマス、六大都市ニ對シマシテハ、現在
ニ於テ二重監督ト云フヤウナコトニ對シマ
シテハ、特別ノ取扱ヲシテ居ルノデアリマ
ス、若シ此提案ノ趣旨ガ、先刻森田氏ノ言
ハレヤウニ、府縣知事及内務大臣ノ二重

監督ノ煩累ヲ避ケテ、事務簡捷ヲ圖ルト云
フコトニナッタナラバ——現在ノ六大都市
ニ對スル取扱ハ、二重監督ト云フヤウナコ
トハ、實際ニ於テハ爲シテ居ラナイヤウナ
實情デアアルノデアリマス、サウ致シマシタ
ナラバ、或種ノ警察權ヲ特別市制ニ於ケル
市長ニ與ヘルト云フヤウナコトデアッテコ
ソ、初メテ特色ガアラウト思フノデアリマ
ス、然ルニ其特色ヲ沒シテ、單ニ二重監督
ヲ廢スルト云フヤウナコトデアッタナラバ、
折角ノ特別市制ガ何等ノ特色ヲ帶ビナイコト
ニナリハシナイカト云フノガ、私ノ質問ノ
第三點デアリマス、第四ハ此法律案ニ依リ
マス、從來ノ府縣稅ヲ市稅トシテ徵收ス
ルト云フヤウナ規定ニナッテ居ルノデアリ
マス、從來ノ府縣稅デ將來府縣ニ課セラル
ルヤウナ税金ハ、市稅トシテ徵收ガ出來ナ
イノデアアルカト云フ疑問ガ浮ブノデアアル、
ソレハ即チ營業收益稅ト云フモノハ、或ハ
府縣ニ委讓セラル、カモ知レナイノデアリ
マス、若シサウ云フコトニナリマシタナラ
バ、本案ノ規定カラ申シマスルト、從來ノ
府縣稅ト云フ文字ガ使テアルノデアアルカ
ラ、將來左様ニ府縣稅トナルベキ運命ノ稅
金ハ、市稅トシテ徵收ガ出來ナイノデアアル
カト云フコトガ、私ノ第四ノ疑問デアリマ
ス、更ニ私ハ内務當局ニ簡單ニ二ツノ質問
ヲシテ見タイト思フノデアリマス、五十二
議會ニ於テ次ノ議會ニ東京都制案ヲ提案ス
ベシト云フコトハ、院議ヲ以テ本院ヲ通過
シテ居ルノデアリマス、然ルニ五十三議會
以來既ニ三回ノ議會ガ現政府ノ下ニ召集セ
ラレテアルニ拘ラズ、今日迄東京都制案ノ
提案ノナイト云フコトハ、ドウ云フ御考デ
アルカ、近キ將來ニ於テ東京都制案ヲ提案
セラレル御考ハナイカト云フコトガ、私ノ
質問ノ第一デアリマス、第二ハ早晚御提案

ニナルト致シマシタナラバ、併シ六大都市ニ對シテ全部一時ニ都制ヲ布クト云フコトハ出來ナイト思フノデアリマスカラ、先ヅ東京ニ都制案ヲ布クト致シマシテ、其他ノ都市ニ對シマシテハ、本案ノ如キ特別市制ヲ布クノ御考ガアルヤ否ヤト云フコトガ、當局ニ對スル私ノ質問デアリマス

○森田茂君 只今本田君ノ御質問ハ一々御尤ナ御質問ト考ヘマス、併ナガラ本案ト都制案トノ關係、或ハ警察事務、若クハ府縣制ト云フコトニ關シマシテハ、色々調査致シタコトモアリマシテ、參考材料ヲ差上ダルベキモノモ澤山アリマス、詳シイコトハ委員會ニ於テ適當ナル説明ヲスルコトニ致シタイト思ヒマス

○副議長(清瀬一郎君) 佐上政府委員
〔政府委員佐上信一君登壇〕
○政府委員(佐上信一君) 本田君ノ御質問ニ對シテ御答致シマス、東京都制案ニ付テハ御話ノ如ク、内務省ニモ案ヲ持ッテ居リマス、併ナガラ必シモ之ヲ以テ完全ナルモノトハ考ヘテ居リマセヌ、都市ノ行政上並財政上ノ獨立ニ付テハ、東京市ト並ニ他ノ五大都市トノ間ノ關係モ十分考慮スル必要ガアリマスノデ、前申シマシタヤウニ慎重ニ考究中デゴザイマス

○原惣兵衛君 兩案ヲ一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(清瀬一郎君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第二十四、取引所法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス 提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者吉津度君

第二十四 取引所法中改正法律案(松本孫右衛門君外十二名提出) 第一讀會

取引所法中改正法律案 第一讀會
取引所法中左ノ通改正ス
第十八條 削除
附則

本法ハ昭和四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前ニ爲シタル取引所ニ於ケル賣買取引ハ其ノ賣買取引力完了スルニ至ル迄舊法ノ規定ヲ適用ス
〔吉津度君登壇〕

○吉津度君 私ハ極メテ簡單ニ説明ヲ致シマス、只今上程ニナリマシタ大正十一年法律第六十號取引所法中改正法律案ニ付テ提案ノ理由ヲ極メテ簡單ニ説明ヲ申上ゲマス、取引所法第十八條ハ有價證券、米、生絲ニ限り其賣買期間ヲ定メ、其他ノ商品ハ總テ勅令ノ定ムル所ニナッテ居リマス、而シテ本條ヲ設ケラレマシタル目的精神ハ、株式限月ノ三箇月ヲ二箇月ニ短縮致シマシテ、投機ヲ抑壓シヤウト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、然ルニ實際ニ於テハ其目的ハ達セラレナカッタノデアリマス、著シク證券ノ流通ヲ阻止シタコトハ、大阪名古屋等ニ於キマシテ、此長期取引ガ殆ド全滅ニナッテ狀態ヲ見テモ明デアリマス、確ニ角ヲ矯メテ牛ノ殺シタヤウナ狀況ニナッテ居ルノデアリマス、諸本法第十八條ヲ削除致シマシテ、勅令ニ委ヌルニ付キマシテハ或ハ誤ッテ三箇月デモ二箇月デモ、當局ノ自由ダト云フ解釋ヲ下ス者ガアルカモ知レマセヌガ、ソレハ大ナル間違デアリマシテ、苟モ本條削除ノ精神ハ三箇月ニ復活スルニ在リマシテ、議會ガ此精神ヲ以テ可決セラレマスル以上ハ、三箇月ニ定メラルベキコトハ議會ノ意思ヲ尊重スル所以デアアル

コトハ當然ノコトデアリマス、而モ本問題ニ付キマシテハ全國ノ商工會議所ノ決議、陳情或ハ請願トナッテ居ルコトモ諸君ノ御承知ノ通りデアリマス、何卒諸君ニ於カレマシテモ、御審議ノ上ニ速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス、尙ホ本問題ニ付キマシテ御質問等ガアリマスナラバ、ソレハ何卒委員會ニ御譲リアラント切ニ御願致シマス
○副議長(清瀬一郎君) 本案ニ對シ提案者並ニ政府ニ質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——前田房之助君
〔前田房之助君登壇〕

○前田房之助君 只今ノ議案ニ對シマシテ極メテ簡單ニ質問ヲ致シマシテ、爾餘ハ委員會ニ譲リタイト存ジマス、御承知ノ如ク株式取引所ノ限月問題ハ、從來我が經濟界並ニ我が政界ニ幾多ノ波紋ヲ生ジタ問題デアリマシテ、而シテ幾多ノ變遷ヲ經マシテ、大正十一年政友會内閣ノ時ニ於キマシテ、取引所ノ賣買取引ノ期間ニ關スル規定ヲバ、法律ヲ定ムルノ必要ヲ認メラレマシタ結果ト致シマシテ、只今御讀ミニナリマシタ如ク、有價證券ハ二箇月、米ハ三箇月、蠶絲ハ六箇月、斯様ナ法律案ヲ出サレマシテ、當時山本農商務大臣ハ此期間ノ問題ハ、取引所ノ利弊ノ岐ル、所デアッテ、最も重要ナル所ノ性質ヲ帶ビテ居ルカラ、法律ニ規定致シタト、斯様ニ説明ヲサレマシテ、大多數ヲ以テ可決致シタノデアリマス、併ナガラ市場ノ動搖ヲ恐レマシタ結果ト致シテ、三箇年ノ猶豫期間ヲ定メラレマシテ、大正十四年カラ之ヲ實施サレタノデアリマス、大正十四年ニ於キマシテ、議員カラ大震災ノ創痍ガマダ癒ヘテ居ラヌカラ、大正十七年四月一日マデ延期ヲシテ貴ヒタイト云フ法律案ヲ提案サレタノデアリマス

ルクレドモ、當時三土大藏大臣ハ、時ノ農商務次官ト致シマシテ、絕對ニソレニ反對サレマシテ、既ニ三箇年ノ猶豫期間ヲ經過致シテ、相當準備ヲ致シテ居ルノデアアルカラ、之ヲ實行シテモ一向差支ガナイ、ノミナラズ貴族院ニ於テハ二箇月デモ尙ホ是ハ長イノデアアルカラ、一箇月ニセヨト云フ議論サヘアッタンデアアルカラ、自分ハ之ヲ延期スルコトハ絕對反對デアアルト云フ所ノ意思ヲ表示サレマシテ、採決ノ結果ニ於テハ、延期ノ案ニ對シテハ賛成者ガ僅ニ三十六名デアリマス、反對者ハ二百十九名デア、タノデアリマス、斯様ナ多數ヲ以テ此延期ノ法律案スラ否決サレタノデアリマス、御承知ノ如ク取引所ニ於キマシテ、賣買取引ニ關スル期間ハ、取引所ノ最も重要ナル機能デアリマシテ、ソレノ伸ビル或ハ縮ムト云フコトハ、我が財界ニ非常ナル影響ノ及ブベキ問題デアアルノデアリマス、隨テ此重要ナル所ノ期間ヲ法律ヲ制定セズ、勅令ニ依テ規定シヤウト云フコトニハ、國民ガ肯定スルダケノ重大ナル事由ガナケレバナラヌト思フデアリマス、此事由ガ無クシテ徒ニ此條項ヲ削除致シマス云フコトハ、議員自ラ議會ノ權能ヲ輕視否無視スル所ノ私ハ虞ガアラウト思フノデアリマス、ノミナラズ斯様ナコトヲバ勅令デ以テ規定致シマス云フコトニナリマス云フコト、將來我が財界ニ禍根ヲ貽ス虞ガアルダラウト思ヒマス、即チ本案ニ付キマシテハ、財界ニ於キマシテ幾多ノ醜聞ガアリマス、併ナガラ私ハ提案者ノ人格ヲ信賴致シマスルガ爲ニ、此醜聞ト此提案トニハ何等關係ナキコトヲ確信ヲ致シマス、併ナガラ只今ノヤウナ趣旨辯明ニ依テ、此條項ヲ削除シヤウト仰シヤルノニ付キマシテハ、國民ヲシテ此疑ヲ解クコトハムジカシイト思フノデアリマス

ス、又政友會ノ諸君ハ大多數之ニ署名サレテ居ルヤウデアリマスルガ、恐ラクハ是ハ同僚ノ誼ヲ以テ、案ノ内容ヲ十分御研究ニナラズニ、署名サレタ方ガ多イト思フノデアリマス、特ニ私ハ武藤山治君ニ申上ゲタイト思フ、武藤山治君ハ本案ノ内容ハ能ク御承知デアラウト思フノデアリマス、是ニ署名ヲサレテ居ル、武藤君ハ財界ニ影響ノ及ズベキヤウナモノハ法律ヲ規定シナケレバナラヌ、曩ニ金解禁ノ問題ニ對シマシテモ、金解禁ガ財界ニ影響ノ及ブコトヲ恐レラレマシテ、之ヲ大藏省令ヲ規定スルコトハ間違テ居ル、斯様ナ財界ニ影響ノアルヤウナ問題ハ宜シク法律ニ依ラナケレバナラヌト云フコトヲ、貴方ハ御主張ニナッテ居ルニ拘ラズ、財界ニ多大ナル動搖ノ及ブ所ノ虞アル本案ニ署名サレタト云フコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思ウテ居ルノデアリマス、ソコデ私ハ提案者ニ御尋ヲ申上ゲタイ、斯様ナ條項ヲ削シテ、勅令ヲ以テ規定シヤウトスルノニハ、國民ヲシテ首肯スルニ足ルダケノ理由ガナケラネバナラヌト思フノデアリマス、只今ノ趣旨辯明ニ於キマシテハ、吾々ハ到底満足スルコトガ出来ヌノデアリマス、今ノ趣旨辯明以外ニ此條項ヲ削除サレマシテ、勅令ニ依テ規定スル所ノ外ニ事由ガアルノデアリマス、ナイノデアリマス、ソレヲバ一つ御聞キ致シタイト思ヒマスガ、此場合御答辯ガ困難デアリマスルナラバ、委員會ニ於テ御答ヲ願ヒタイト思フ、更ニ私ハ三土大藏大臣ニ御尋ネ申上ゲタイト思ヒマスルガ、本日ハ御出ニナリマセヌカラ、委員會ニ於テ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、三土大藏大臣ハ此二箇月ヲバ大正十五年ニ於テ延期スルコトスラ御反對ニナッタノデアリガ、今日之ヲ三箇月ニ復舊スルコトニ付テ、

相變ラズ反對ノ御意見デアルカドウカト云フコトヲ茲ニ御尋シタイト思ヒマス、同時ニ私ハ商工大臣ニ御尋ネ申上ゲタイト思フノデアリマスルガ、御出ニナリマセヌカラ、是亦委員會ニ於テ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、中橋商工大臣ハ此重要ナル所ノ條項ヲ削除致シマシテ、サウシテ勅令ニ依ッテ賣買取引ノ期間ヲ制定スルコト云フコトノ御趣旨ニ御賛成デアアルカドウカト云フコトヲバ、委員會ニ於テ御答ヲ願ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

○副議長(清瀨一郎君) 御答辯ガナイヤウデアリマス——加藤鯛一君

○加藤鯛一君 本問題ハ政界ニ財界ニ波動ヲ及ボスベキ大問題デアリマス、斯ノ如キ大問題ニ對シマシテ、所管大臣、政府委員ノ一人モ居ラヌ所デ審議ヲ進メルト云フコトハ、ドウ云フ譯デアリマスカ、若シ此審議ヲ進メルナラバ、所管大臣ノ御出席ヲ要求致シマス、若シソレガ出来ナイナラバ此程度ニ於テ延期シテ散會セラレンコトヲ望ミマス(拍手)

○副議長(清瀨一郎君) 加藤君ニ確メマスカ、今ノハ延期散會ノ動議デアリマスカ、希望デアリマスカ

○加藤鯛一君 動議デアリマス

○副議長(清瀨一郎君) 延期ノ動議ニ賛成ガアリマスカ——成規ノ賛成ナシト認メマス

「〔定數ヲ缺イテ居ル〕「缺イテ居ラヌ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ」

○副議長(清瀨一郎君) 山邊常重君——山邊君ガ發言サレマセヌ——ソレデハ原惣兵衛君

○原惣兵衛君 本案ハ若宮貞夫君外四名提出信託業法中改正法律案ノ委員ニ併セ付託サレムコトヲ望ミマス

「〔賛成〕賛成」ト呼フ者アリ」

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○原惣兵衛君 本日は是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

「〔賛成〕賛成」ト呼フ者アリ」

○副議長(清瀨一郎君) 是亦御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決定致シマシタ、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日は是ニテ散會致シマス

午後六時三十四分散會

衆議院議事速記第十七號中正誤

頁	段	行	誤	正
三二七	三	三七	一割五分	一・五
三二七	三	三八	一割五分	一・五
三二七	三	三八	二割二分五厘	二倍二割五分
三二七	三	四〇	二割二分五厘	二倍二割五分
三二九	四	三〇	緊張	謹聽
三二九	四	三五	言皇室	事皇室
三三〇	一	一二	三分ノ一	百分ノ三
三三〇	一	一三	三分ノ二	百分ノ二